

障害のある学生への 支援・配慮事例

平成 27 年 4 月



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO

Japan Student Services Organization

事例の紹介にあたって

大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において各校の状況に応じた具体的取組の検討をする際の参考資料として、障害学生支援の一助となれば幸いです。

1. 趣旨・背景

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しています。一方、平成26年2月17日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行される予定で、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となります。本機構では、こうした動向を踏まえ、障害のある学生からの支援の申し出に対して、適切な対応を行なうために参考となる取組事例の収集を目的とする調査を実施しました。

今般御紹介する事例は、各大学等において実際に学生に配慮を行なった事例です。これらはそのまますべての大学等における「合理的配慮」となる性格のものではありませんが、大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至るまでの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。大学等において、各校の状況に応じた具体的取組を検討する際の参考資料として提供するものです。

2. 紹介事例について

ご提供いただいた事例のうち、188例を紹介しています。

1) 紹介事例の選択方法

支援・配慮は、各大学等の状況により異なります。さまざまな状況における支援・配慮のあり方を示すため、紹介事例は以下の考え方で選択しました。

- ・ 支援の申し出から、学生本人と大学との協議、提供された支援のプロセスや申し出に対応できなかったときの理由などがよくわかるもの。
- ・ 限られた資源や制約の中で工夫されたもの（支援内容が重複する場合は、記述内容の詳細なものを選択する）。
- ・ 提供校の以下の要素に、できるだけバリエーションをもたせる。

設置形態（国公立）、学校種（大学、短期大学、高等専門学校）、
学校規模（在籍学生数）、支援体制（委員会や支援担当部署の状況）等

2) 閲覧にあたっての注意事項

ここで紹介する事例は、推奨される事例や最低限ここまでは実施しておくべき事例といったものではなく、個々の大学等において実践された多様な取組例の一部です。各大学等においては、各校の状況を踏まえた合理的配慮を検討する際の参考資料の一つとしてご活用いただければ幸いです。

なお、障害学生の個人情報保護に配慮し、各事例における個別情報（学校名、機関名、障害学生の個人情報等）は、紹介していません。学校や地域が特定できるような部署、学部学科、組織の名称等の固有名詞は、一般的な用語や表現に置き換えて紹介していますのでご了承ください。

3) 参照すべき資料

大学等における合理的配慮の基本的な考え方については、「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」の「9. 関連資料」をご参照ください。また、合理的配慮を含む障害者差別解消法の基本的な考え方については、内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）をご覧ください。また合理的配慮を各組織の状況に合わせて行なうべきことや、配慮要望・申請に対する対応手順や過度な負担の考え方などについては、厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」（労働政策審議会障害者雇用分科会）を参照することもできます。

○内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>

○厚生労働省「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000047446.html>

4) 事例の見方

事例紹介ページは、障害種別の詳細区分ごとにページが分かれています。

- ・各ページの事例は、学校規模（全体の学生数）の大きい順に並んでいます。
- ・各ページには、以下の場面ごとの索引があります。
 - 入学者選抜等（受験上の配慮を含む）
 - 授業、試験、移動、施設改修等
 - 進級、卒業、就職、学外実習等
 - 学生相談、カウンセリング等
 - 学外生活（通学・入寮等）
- ・索引見出しには、学校規模と設置形態（国公立）及び支援内容のわかるキーワードがついています。
- ・事例紹介ページは、「学校基本情報」「(1) 支援の申し出」「(2) 対応について」「(3) 学生の反応、感想等」のブロックから構成されています。事例閲覧者は、これらの情報と自校の状況を比較することにより、自校における支援・配慮のあり方を検討することができます。

学校基本情報…「平成26年度（2014年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の回答によるものです。紹介事例は、平成26年度に実施されたものとは限らないため、事例実施時と支援環境等に相違がある場合があります。

ます。支援・配慮を行なった学校の基本的な情報や、支援実績、対応組織体制、どのような支援が行なわれているかなど、その学校の基礎的環境整備の状況を概観することができます。なお[～障害学生への実施支援]欄に書かれている支援内容は、その障害種別の学生に対してその大学等が全般的にどのような支援を提供していたか（平成 26 年度）であり、事例の学生に対して提供された支援内容ではありません。

- (1) 支援の申し出…支援を申し出た学生の基本情報（申し出のあった障害種別、学部学科、学年）などです。申し出者は本人であることも、本人以外、あるいは両者であることもあります。
- (2) 対応について…[申し出を受けた部署] [対応の手順] [学生との話し合い] [支援内容] [学内協議参加部署・機関] [ニーズへの対応]の各項目が記載されています。申し出に対して各校がどのような対応を行なったかが示されます。大学等の体制整備の一環として対応窓口の設置状況や対応プロセスがわかるとともに、学生等の申し出者との話し合いの内容を知ることができます。各校の状況によって必ずしも学生等からの申し出（ニーズ）に応じることができなかったケースもありますが、その場合は対応できなかった理由などが記載されています。
- (3) 学生の反応、感想等…学生等からの反応や、その後の経緯などのフィードバック情報がある場合に記載されます。

3. 調査の概要

紹介事例の収集にあたっては、全国 416 校の大学等からご提供いただきました。ご協力ありがとうございました。

1. 調査対象

全国の大学、短期大学及び高等専門学校のうち、障害のある学生が在籍している学校（811 校）

※平成 25 年度（2013 年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査による。

2. 調査方法

抽出調査

（配布方法：送付状郵送、調査票ウェブサイト配信 回収方法：電子メール）

3. 調査期間

平成 26 年 7 月 1 日～7 月 31 日

目次

視覚障害

盲

事例No. 1 視覚障害・盲 私立大学(10,000人以上) (授業)	1
事例No. 2 視覚障害・盲 私立大学(10,000人以上) (授業)	2
事例No. 3 視覚障害・盲 私立大学(10,000人以上) (授業)	4
事例No. 4 視覚障害・盲 私立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業) (進級)	5
事例No. 5 視覚障害・盲 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級)	6
事例No. 6 視覚障害・盲 私立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業)	7
事例No. 7 視覚障害・盲 公立大学(2,000～4,999人) (進級)	8
事例No. 8 視覚障害・盲 私立大学(2,000～4,999人) (入学) (授業) (学外)	9
事例No. 9 視覚障害・盲 私立大学(2,000～4,999人) (授業) (学外)	10
事例No. 10 視覚障害・盲 私立大学(1,000～1,999人) (授業)	11
事例No. 11 視覚障害・盲 私立大学(500～999人) (授業) (学外)	12
事例No. 12 視覚障害・盲 私立大学(500～999人) (授業)	13
事例No. 13 視覚障害・盲 私立短大(1～499人) (入学) (授業)	14
事例No. 14 視覚障害・盲 私立短大(1～499人) (授業) (学外)	15

弱視

事例 No. 15 視覚障害・弱視 国立大学(10,000人以上) (授業) (進級)	16
事例 No. 16 視覚障害・弱視 国立大学(10,000人以上) (授業)	17
事例 No. 17 視覚障害・弱視 私立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業) (学外)	18
事例 No. 18 視覚障害・弱視 国立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業) (進級)	19
事例 No. 19 視覚障害・弱視 国立大学(5,000～9,999人) (入学)	20
事例 No. 20 視覚障害・弱視 私立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業)	21
事例 No. 21 視覚障害・弱視 私立大学(5,000～9,999人) (授業)	22
事例 No. 22 視覚障害・弱視 私立大学(2,000～4,999人) (進級)	23
事例 No. 23 視覚障害・弱視 私立大学(2,000～4,999人) (入学) (授業) (学外)	24
事例 No. 24 視覚障害・弱視 私立大学(2,000～4,999人) (授業) (進級)	25
事例 No. 25 視覚障害・弱視 国立大学(2,000～4,999人) (入学) (授業)	26
事例 No. 26 視覚障害・弱視 私立大学(1,000～1,999人) (授業) (相談)	27
事例 No. 27 視覚障害・弱視 私立大学(1～499人) (進級)	28

聴覚・言語障害

聾

事例 No. 1 聴覚・言語障害・聾 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----29
事例 No. 2 聴覚・言語障害・聾 国立大学(10,000人以上) (授業)	-----30
事例 No. 3 聴覚・言語障害・聾 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----31
事例 No. 4 聴覚・言語障害・聾 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----32
事例 No. 5 聴覚・言語障害・聾 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----34
事例 No. 6 聴覚・言語障害・聾 私立大学(5,000～9,999人) (授業)	-----35
事例 No. 7 聴覚・言語障害・聾 国立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級)	-----36
事例 No. 8 聴覚・言語障害・聾 国立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業)	-----37
事例 No. 9 聴覚・言語障害・聾 私立大学(5,000～9,999人) (授業) (進級)	-----38
事例 No. 10 聴覚・言語障害・聾 国立大学(5,000～9,999人) (進級)	-----39
事例 No. 11 聴覚・言語障害・聾 国立大学(5,000～9,999人) (入学) (授業) (進級) (学外)	40
事例 No. 12 聴覚・言語障害・聾 私立大学(2,000～4,999人) (進級)	-----41
事例 No. 13 聴覚・言語障害・聾 私立大学(2,000～4,999人) (授業)	-----42
事例 No. 14 聴覚・言語障害・聾 公立大学(2,000～4,999人) (授業) (学外)	-----43
事例 No. 15 聴覚・言語障害・聾 私立大学(1,000～1,999人) (授業)	-----44
事例 No. 16 聴覚・言語障害・聾 私立大学(1,000～1,999人) (入学) (授業) (進級)	----45
事例 No. 17 聴覚・言語障害・聾 私立大学(500～999人) (授業)	-----46

難聴

事例 No. 18 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(10,000人以上) (授業) (学外)	-----47
事例 No. 19 聴覚・言語障害・難聴 国立大学(10,000人以上) (授業)	-----48
事例 No. 20 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----49
事例 No. 21 聴覚・言語障害・難聴 国立大学(5,000～9,999人) (授業)	-----50
事例 No. 22 聴覚・言語障害・難聴 国立大学(5,000～9,999人) (授業)	-----51
事例 No. 23 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(5,000～9,999人) (進級)	-----52
事例 No. 24 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(2,000～4,999人) (入学) (授業)	-----53
事例 No. 25 聴覚・言語障害・難聴 国立大学(2,000～4,999人) (進級)	-----54
事例 No. 26 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(1,000～1,999人) (授業)	-----55
事例 No. 27 聴覚・言語障害・難聴 国立高専(1,000～1,999人) (入学)	-----56
事例 No. 28 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(1,000～1,999人) (入学) (授業) (学外)	--57
事例 No. 29 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(1,000～1,999人) (授業)	-----58
事例 No. 30 聴覚・言語障害・難聴 私立短大(500～999人) (授業)	-----59
事例 No. 31 聴覚・言語障害・難聴 私立短大(1～499人) (授業) (進級)	-----60
事例 No. 32 聴覚・言語障害・難聴 私立短大(1～499人) (授業)	-----61

事例 No. 33 聴覚・言語障害・難聴 私立短大(1~499人) (入学) (授業)	-----62
事例 No. 34 聴覚・言語障害・難聴 私立大学(1~499人) (授業)	-----63
事例 No. 35 聴覚・言語障害・難聴 私立短大(1~499人) (授業) (進級)	-----64

言語障害のみ

事例 No. 36 聴覚・言語障害・言語のみ 国立大学(5,000~9,999人) (相談)	-----65
事例 No. 37 聴覚・言語障害・言語のみ 私立大学(2,000~4,999人) (授業) (相談)	-----66

重複

事例 No. 38 難聴・アスペルガー症候群 私立大学(10,000人以上) (授業) (相談)	-----67
事例 No. 39 難聴・上下肢機能障害 私立大学(10,000人以上) (授業)	-----68
事例 No. 40 難聴・上肢機能障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業)	-----69
事例 No. 41 難聴・上下肢機能障害 私立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----70
事例 No. 42 聾・上下肢機能障害 私立短大(500~999人) (授業)	-----71

肢体不自由

上肢機能障害

事例 No. 1 肢体不自由・上肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (授業)	-----73
事例 No. 2 肢体不自由・上肢機能障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業)	-----74
事例 No. 3 肢体不自由・上肢機能障害 私立大学(1~499人) (授業)	-----75

下肢機能障害

事例 No. 4 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(10,000人以上) (学外)	-----76
事例 No. 5 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (授業)	-----77
事例 No. 6 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(5,000~9,999人) (授業)	-----78
事例 No. 7 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (進級)	-----79
事例 No. 8 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (進級)	-----80
事例 No. 9 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(5,000~9,999人) (授業) (学外)	----81
事例 No. 10 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(2,000~4,999人) (入学) (進級)	----82
事例 No. 11 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(2,000~4,999人) (入学) (授業)	----83
事例 No. 12 肢体不自由・下肢機能障害 国立大学(2,000~4,999人) (授業)	-----84
事例 No. 13 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----85
事例 No. 14 肢体不自由・下肢機能障害 公立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----86
事例 No. 15 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----87
事例 No. 16 肢体不自由・下肢機能障害 国立高専(1,000~1,999人) (授業) (学外)	----88
事例 No. 17 肢体不自由・下肢機能障害 私立大学(1,000~1,999人) (授業)	-----89

事例 No. 18	肢体不自由・下肢機能障害	公立短大(500～999人)	(入学) (授業) (学外)	---90
事例 No. 19	肢体不自由・下肢機能障害	私立短大(1～499人)	(授業)	-----91

上下肢機能障害

事例 No. 20	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(10,000人以上)	(授業) (進級)	-----92
事例 No. 21	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(10,000人以上)	(授業) (相談)	-----93
事例 No. 22	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(10,000人以上)	(進級)	-----94
事例 No. 23	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(10,000人以上)	(授業)	-----95
事例 No. 24	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(10,000人以上)	(進級)	-----96
事例 No. 25	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(10,000人以上)	(入学)	-----97
事例 No. 26	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(10,000人以上)	(授業)	-----98
事例 No. 27	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(5,000～9,999人)	(学外)	-----100
事例 No. 28	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(5,000～9,999人)	(授業)	-----101
事例 No. 29	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(5,000～9,999人)	(入学) (授業)	--102
事例 No. 30	肢体不自由・上下肢機能障害	国立大学(2,000～4,999人)	(授業) (進級)	---103
事例 No. 31	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(2,000～4,999人)	(授業) (学外)	--104
事例 No. 32	肢体不自由・上下肢機能障害	公立大学(1,000～1,999人)	(授業)	-----105
事例 No. 33	肢体不自由・上下肢機能障害	国立高専(1,000～1,999人)	(授業)	-----106
事例 No. 34	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(1,000～1,999人)	(授業)	-----107
事例 No. 35	肢体不自由・上下肢機能障害	私立大学(500～999人)	(進級)	-----108

他の機能障害及び重複

事例 No. 36	肢体不自由・他の機能障害	私立大学(5,000～9,999人)	(授業)	-----109
事例 No. 37	肢体不自由・他の機能障害	私立大学(2,000～4,999人)	(授業) (学外)	-----110
事例 No. 38	重複(下肢機能障害・難聴・病弱・虚弱)	国立大学(2,000～4,999人)	(授業) (学外)	111

病弱・虚弱

事例 No. 1	私立大学(10,000人以上)肥大型心筋症	(授業)	-----113
事例 No. 2	私立大学(10,000人以上)人工肛門・人口膀胱	(授業) (進級)	-----114
事例 No. 3	私立大学(10,000人以上)	(入学) (授業) (学外)	-----115
事例 No. 4	私立大学(10,000人以上)心臓疾患	(授業)	-----116
事例 No. 5	国立大学(5,000～9,999人)	(授業)	-----117
事例 No. 6	国立大学(5,000～9,999人)先天性筋ジストロフィー	(授業)	-----118
事例 No. 7	私立大学(2,000～4,999人)	(授業)	-----119
事例 No. 8	私立大学(2,000～4,999人)	(学外)	-----120
事例 No. 9	私立大学(2,000～4,999人)	(授業)	-----121

事例 No. 10 私立大学 (2,000～4,999 人) ファロー四徴症(授業)	122
事例 No. 11 公立大学 (2,000～4,999 人) ギランバレー症候群(入学)	123
事例 No. 12 公立大学 (2,000～4,999 人) 突発性後天性全身無汗症 (入学)	124
事例 No. 13 私立大学 (1,000～1,999 人) (授業)	125
事例 No. 14 私立大学 (1,000～1,999 人) クロウン病(授業)	126
事例 No. 15 公立大学 (1,000～1,999 人) クロウン病(授業) (進級)	127
事例 No. 16 国立高専 (1,000～1,999 人) 食物アレルギー (授業) (進級)	128
事例 No. 17 国立高専 (1,000～1,999 人) 化学物質過敏症(入学) (授業)	129
事例 No. 18 公立短大 (500～999 人) (学外)	130
事例 No. 19 私立大学 (500～999 人) てんかん (進級)	131
事例 No. 20 国立高専 (500～999 人) (授業)	132
事例 No. 21 私立大学 (500～999 人) ウィリス動脈輪閉塞症 (授業)	133
事例 No. 22 私立短大 (1～499 人) そばアレルギー (授業)	134

発達障害

LD

事例 No. 1 発達障害・LD 私立大学 (5,000～9,999 人) (授業)	135
事例 No. 2 発達障害・LD 私立大学 (2,000～4,999 人) (授業)	136
事例 No. 3 発達障害・LD 私立大学 (1,000～1,999 人) (授業)	137
事例 No. 4 発達障害・LD 私立大学 (1,000～1,999 人) (授業) (相談) (学外)	138

ADHD

事例 No. 5 発達障害・ADHD 私立大学 (10,000 人以上) (進級)	139
事例 No. 6 発達障害・ADHD 国立大学 (5,000～9,999 人) (授業) (進級) (相談)	140
事例 No. 7 発達障害・ADHD 国立大学 (5,000～9,999 人) (進級) (相談)	141
事例 No. 8 発達障害・ADHD 私立大学 (5,000～9,999 人) (進級) (相談)	142
事例 No. 9 発達障害・ADHD 国立大学 (5,000～9,999 人) (授業) (相談)	143
事例 No. 10 発達障害・ADHD 国立大学 (5,000～9,999 人) (進級) (相談)	144
事例 No. 11 発達障害・ADHD 国立大学 (5,000～9,999 人) (授業) (進級) (相談)	145
事例 No. 12 発達障害・ADHD 国立大学 (2,000～4,999 人) (授業) (進級)	146
事例 No. 13 発達障害・ADHD 国立高専 (1,000～1,999 人) (授業) (相談)	147
事例 No. 14 発達障害・ADHD 私立大学 (1,000～1,999 人) (相談)	148
事例 No. 15 発達障害・ADHD 私立大学 (1,000～1,999 人) (授業) (進級) (相談)	149
事例 No. 16 発達障害・ADHD 国立高専 (1,000～1,999 人) (授業)	150
事例 No. 17 発達障害・ADHD 国立高専 (500～999 人) (授業) (相談)	151
事例 No. 18 発達障害・ADHD 国立高専 (500～999 人) (授業) (相談)	152

高機能自閉症等

事例 No. 20 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(10,000人以上) (入学) (授業) -----154
 事例 No. 21 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(10,000人以上) (進級) (相談) -----156
 事例 No. 22 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(10,000人以上) (授業) (進級) -----157
 事例 No. 23 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(5,000~9,999人) (授業) (相談) -----158
 事例 No. 24 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(5,000~9,999人) (授業) (相談) -----159
 事例 No. 25 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(5,000~9,999人) (授業) (進級) (相談) --160
 事例 No. 26 発達障害・高機能自閉症等 国立大学(5,000~9,999人) (授業) (相談) -----161
 事例 No. 27 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000~4,999人) (授業) (相談) -----162
 事例 No. 28 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000~4,999人) (授業) (相談) -----163
 事例 No. 29 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(2,000~4,999人) (入学) (授業) (相談) --164
 事例 No. 30 発達障害・高機能自閉症等 私立大学(1,000~1,999人) (授業) (相談) -----165
 事例 No. 31 発達障害・高機能自閉症等 公立大学(1,000~1,999人) (進級) -----166
 事例 No. 32 発達障害・高機能自閉症等 国立高専(1,000~1,999人) (授業) (相談) -----167
 事例 No. 33 発達障害・高機能自閉症等 公立大学(500~999人) (相談) -----168
 事例 No. 34 発達障害・高機能自閉症等 私立短大(1~499人) (相談) -----169
 事例 No. 35 発達障害・高機能自閉症等 私立短大(1~499人) (進級) -----170

精神障害

事例 No. 1 精神障害 国立大学(10,000人以上) (授業) -----171
 事例 No. 2 精神障害 国立大学(10,000人以上) (進級) -----172
 事例 No. 3 精神障害 国立大学(10,000人以上) (授業) (進級) -----173
 事例 No. 4 精神障害 国立大学(10,000人以上) (授業) (相談) -----174
 事例 No. 5 精神障害 国立大学(10,000人以上) (授業) -----175
 事例 No. 6 精神障害 私立大学(5,000~9,999人) (授業) (相談) -----176
 事例 No. 7 精神障害 国立大学(5,000~9,999人) (授業) (相談) -----177
 事例 No. 8 精神障害 私立大学(5,000~9,999人) (進級) -----178
 事例 No. 9 精神障害 私立大学(5,000~9,999人) (入学) -----179
 事例 No. 10 精神障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業) -----180
 事例 No. 11 精神障害 公立大学(2,000~4,999人) (入学) -----181
 事例 No. 12 精神障害 私立大学(2,000~4,999人) (入学) (授業) -----182
 事例 No. 13 精神障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業) (進級) (相談) -----183
 事例 No. 14 精神障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業) -----184
 事例 No. 15 精神障害 私立大学(2,000~4,999人) (授業) -----185

事例 No. 16 精神障害 私立大学(2,000～4,999人) (授業) (相談)	186
事例 No. 17 精神障害 公立大学(1,000～1,999人) (授業) (相談)	187
事例 No. 18 精神障害 私立大学(1,000～1,999人) (相談)	188
事例 No. 19 精神障害 私立大学(1,000～1,999人) (授業) (相談) (学外)	189
事例 No. 20 精神障害 国立高専(1,000～1,999人) (相談)	190
事例 No. 21 精神障害 国立大学(1,000～1,999人) (授業)	191
事例 No. 22 精神障害 私立大学(500～999人) (授業) (相談)	192
事例 No. 23 精神障害 国立高専(500～999人) (授業) (相談)	193
事例 No. 24 精神障害 私立大学(1～499人) (相談)	194

索引

視覚障害	195
聴覚・言語障害	198
肢体不自由	202
病弱・虚弱	206
発達障害	208
精神障害	212
体制・取組等	214

【視覚障害】

事例No.1

	授業、試験、移動、施設改修等			
--	----------------	--	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	ない	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、保護者との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	法学(大学院)	1年次	申し出者	本人
申し出内容	点字、パソコンによるテキストの読み上げで情報を得られる環境を整えてほしい。具体的には、点字携帯情報端末の貸与、点字プリンターや読み上げソフト等の入ったPCの準備、PCで読み上げられる形での授業資料の提供。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	当該学生の入学決定後、当該学生、所属学科、障害学生支援室の三者による面談で上記の申し出内容を確認。
対応の手順	支援機器類については、障害学生支援室と情報機器担当部署との間で協議をし、予算措置をして購入した。支援機器の設置場所については、施設担当部署との協議の上、所属学科が管理している部屋を改装して使用することになった。授業資料については、授業開始前に、ほぼすべての授業担当教員と当該学生とが集まって、必要な対応を確認した。
学生との話し合い	本人が学部時代(他大学)と同じように学習できるよう、話し合いの際に、学部時代の支援内容、学習方法を確認した。一方で、資格試験を目標としているため、資格試験の試験方法や合格後の職業生活を見据えた学習方法を身に付けていくようにすることも本人との間で確認した。
支援内容	支援機器の設置場所を準備し、点字プリンター、支援ソフト入りのPC等を設置した。カードリーダー式の鍵を用意し、当該学生に貸与した。授業資料については、当該学生が読めるファイル形式で送れるものは、授業担当教員から直接送り、ファイル形式の変換やテキストデータ化が必要なものについては、事前に授業担当教員から障害学生支援室が預かり、テキストデータ化等を行なった上で当該学生に送付した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.2

	授業、試験、移動、施設改修等			
--	----------------	--	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、教員への配慮依頼(文書伝達)、教室間移動サポート、掲示物窓口対応、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、経済支援(障害学生学業奨励奨学金等)、キャリア支援(相談担当個別支援、卒業生懇談会等)、正課外プログラム(講演等)における情報保障、緊急避難時マニュアルの作成・共有			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	社会学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>[講義等]板書の読み上げ、資料のテキストデータ事前配付、点訳のため教科書と使用部分の指定を早めに知らせてほしい。</p> <p>[英語]Eラーニングを代替、英語クラス分けテストの点字受験、時間延長(別室受験)を認めてほしい。</p> <p>[支援機器]点字プリンター等の機器設置、点字携帯情報端末の貸出を認めてほしい。</p> <p>[その他]入学後自己紹介できる場・掲示板情報が入手できるようにしてほしい。入学前のキャンパス歩行訓練</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学決定後に、学部長、言語科目主任、教務部、障害学生支援室にて要望を聞きとる面談を行なった。この時は、出身校の特別支援学校教員が同席し、要望は資料で渡され、それをもとに面談を行なった。入学前に支援メニューの一環として行なっている面談を、学部教員・言語科目主任・教務部・学生部・障害学生支援室にて行なった。
対応の手順	<p>講義等について主に所属学部で教員間の理解共有を行なった。点訳は言語科目教科書が中心で、主任教員から科目担当教員に周知を行なった。</p> <p>英語については、入学前面談時に英語担当主任教員が聞き取りを行なった。英語研究室で検討を行ない、「Eラーニング科目の免除と代替科目の措置」「クラス分けテストの点字・時間延長受験」をすることとし、4月のクラス分けテスト後に正式に本人へクラスを通知した。</p> <p>すでに点字プリンターなどほとんどの支援機器は本学に設置されている。点字携帯情報端末など携帯型の支援機器については初めての要望であり、また個人利用する物の貸出については前例がなく大学と学部で協議を行なった。フィールドワーク等学外における学習を考慮し、大学の備品として位置付け、高額備品の学外持出について大学の規定に沿った手続を毎年行なうことを前提に貸出することを決定した。</p> <p>入学後に自己紹介できる場については、学部担当教員が新生オリエンテーション行事でその時間をつくることできないか、学部にて検討を進めた。掲示板情報の入手については、教務部担当職員が窓口対応で情報提供をすることにより代替できないか検討をした。また、休講情報などはWEB掲載が多いためWEBからの情報取得方法について担当職員からレクチャーを受ける機会を調整した。</p>
学生との話し合い	<p>英語については、英語担当主任教員が科目の特性や授業の進め方を説明し、そのうえでEラーニング科目は画面を見ながらの操作を決められた時間内で作業を行なうため、困難であることを話し合いながら確認した。</p> <p>支援機器については、出身校(特別支援学校)と大学における支援の違いや特性について説明を行ない、点字携帯端末は、将来的には自分自身で用意する機器であるという理解があり、購入までの期間での貸出であることを両者で確認済みである。</p>

<p>支援内容</p>	<p>資料のテキストデータ事前配付は、科目担当教員への配慮依頼文書に学生の連絡先メールアドレスを記載し、そこに送付してもらうよう依頼した。グラフなどを用いて授業を行なう際の、伝え方等について障害学生支援室から教員へアドバイスをしなうこともあった。科目担当教員から使用部分の教科書ページの指示があり、点訳事業者へ教科書の点訳を依頼した。</p> <p>本来は1年間で4種類の英語科目の履修が必修であるが、そのうちEラーニングは、別の科目を2度(前後期1回、計2回。教員・内容は異なる)履修することで代替した。</p> <p>点字携帯情報端末を購入し大学に備品登録をした。大学規定の手続書類を提出してもらい貸出を行なっている。</p> <p>新入生オリエンテーションで学部新入生および教員の前で自己紹介を行なう場をつくることのできた。また、掲示板については窓口対応を基本とし、特に掲示中心に情報発信を行なっている教職関連の窓口には週1回必ず行き情報提供をする運用とした。WEBからの情報取得方法は、オリエンテーション期間中に担当職員から、携帯電話を使った情報取得について直接レクチャーを行ない授業期間が始まってからスムーズに情報を得られるようになった。キャンパス歩行訓練の際に、立体コピーで作成したキャンパスマップを用意して、授業でよく使用する教室やその他の施設などの場所を中心に職員がレクチャーを行なった。</p> <p>歩行訓練は、出身校(特別支援学校)の教員が行なった。</p>
<p>学内協議参加部署・機関</p>	<p>委員会、支援担当部署、所属学部・教員</p>

(3) 学生の反応、感想等

本学への全盲学生の入学は久々であったため、教職員側に理解がなかなか進まず難しい場面もあったが、学生本人の努力、そして共に支援を作り上げるという意識をお互いが持ち、学生生活を送っている。入学前の歩行訓練と、入学後の移動サポート(サポート学生による)が順調に進み、入学1ヶ月半後には一人歩行で授業教室間の行き来ができるようになった。入学時に提供した様々な情報をもとに、WEB掲示板や点字携帯情報端末を使いこなして授業を受けることができている。

事例No.3

	授業、試験、移動、施設改修等			
--	----------------	--	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、リーディングサービス、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、特別支援学校との連携、出身校との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	物理学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に本人の出身校高校の担当教員から、受験の可否、入学後の支援について、問い合わせがあった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学センター職員
対応の手順	全盲の学生は受け入れた経験がなかったため、受験する学部事務室、入学センター、支援担当部署とで対応協議。その後、バリアフリーの整備については管財部、入学試験の方法については、教員と情報共有や相談を行なった。
学生との話し合い	実験科目が必修の理系学部に進学を希望していたため、出身高校の教員、実験担当教員同席のもと、入学前面談を行なった。実際に授業で使用する器具を触ってもらい、入学後の必要な支援について打ち合わせを行ない、入学後のイメージ形成を行なった。
支援内容	支援機器の購入・運用、点訳、レジユメ等のテキストデータ化、学内の歩行訓練、実験補助者の確保等。理系科目や英語科目の点訳は外部の点訳団体に依頼。
その他	支援体制構築のため、他大学の見学、外部の専門機関の方をお招きして、支援方法や授業での配慮について、教職員に向け研修会を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、教学センター、入学センター

(3)学生の反応、感想等

全盲学生の受入は初めてのケースであったが、学内の教職員や学外機関と連携を図り、順調に支援ができています。
--

事例No.4

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等		
-------------------	----------------	----------------	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000~9,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、リーディングサービス、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、休憩室の確保、進路・就職指導、特別支援学校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、ハローワーク等との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	社会福祉学	4年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に、特別支援学校より支援の申し出がある。概要としては、点字受験、入学後の点訳(データ化)による授業資料の提供、慣れるまでの学内移動支援、点字ブロックの設置など。また社会福祉士の資格取得も希望しているため、実習での配慮の申し出もあった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試課、教務課、総務課、保健室、障害学生支援室、学部長、学科長						
対応の手順	特別支援学校からの申し出を受け入試課が関係部署(上記)を集め、学校側と協議。入試は推薦入試で点字受験と時間延長を実施、入学決定後は障害学生支援室にて具体的な支援について、本人と確認。						
学生との話し合い	障害学生支援室職員が視覚障害学生支援の先進大学に行き、その実践を参考に本学での支援について本人とある程度形を決める。入学式までに数回面談し、3月末には、事前に時間割やシラバスのデータを渡すなど準備を進めた。						
支援内容	教員への周知文書の配付(点字で定期試験や小テストなどを受験すること、授業資料を1週間前にデータあるいは紙資料で提供してほしいこと等を伝える)、学生サポーターによる支援(誘導、掲示板の代読、教科書の対面朗読、授業資料のテキストデータ化、図書館文献検索補助など)、職員による支援(相談支援、履修登録の支援、外部点字受験問題の作成依頼、実習での配慮等)を障害学生支援室を中心に教務課と連携しながら実施。学内設備については管財課と点字ブロックの設置や学内で工事等ある場合の連絡をすることなどを実施。そのほか支援機器の導入。						
学外連携	特別支援学校、点字図書館、実習先、支援機器メーカー						
その他	視覚障害学生支援設備…点字プリンターの購入を早期に検討していたが費用がかかるため入学前には間に合わず導入に時間がかかった。その間は主にデータでやり取りをしていたので点訳する機会は少なく、どうしても必要なときは点字図書館や特別支援学校に依頼して点訳していた。点字プリンター導入後は大学で授業に関する資料はまかなっている。また最近では点字受験(外部依頼)ではなくパソコンによる音声ソフトでの聞き取り、解答入力も実施。現在、就職活動に向けて就職課も加わり支援を実施。今後はハローワークとの連携等も検討。						
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等						
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備、教職員の理解					
	できなかった理由	施設・設備については、予算の問題で時間がかかった。必ずしもすべての教員が協力的とは限らない。また非常勤の教員は事前に学生の障害状況を確認がしづらいなど難しい面もある。					

(3)学生の反応、感想等

何事にも積極的で行動力がある学生のため、最初是对応に戸惑っていた教員も次第に協力的になってきた。ただお願いをしていても資料が事前に届かないことも多く、スムーズにいかないことに不満をもちやすかった。

事例No.5

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	実技・実習配慮			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	講義、その他学内外での行事、実習時における情報保障およびガイドヘルプ			

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験時、入試課に申し出→入学時に本人より申し出があり相談を開始。
対応の手順	学内で取り決めた手順を経て、支援チームを設置し、支援を開始した。
学生との話し合い	具体的な支援ニーズについては本人とスタッフが随時個別相談を行ない確認。支援の実施、支援方法については支援チームの教職員を中心に話し合って決定した。
支援内容	講義等では、スライド・プリントなどの視覚教材は電子ファイルで事前送付、読み上げ可能なパソコンを用いて音声による情報保障を行なった。また点字ディスプレイ、点字プリンターなどの機器を準備した。筆記試験については別室受験・時間延長・パソコン使用が認められた。学内行事および教育実習時は、通勤退勤(自宅最寄駅～実習先)のガイドヘルプを学生サポーターが行なった。教育実習先は特別支援学校とした。学内の主要な場所へのアクセスのために、点字ブロックが追加設置された。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

学生が以前在籍していた大学での支援状況を参考にした。最寄り駅から大学構内までの距離が長く、その間のガイドヘルプが必要と思われることがあったが、支援対象として主に学内支援に限られていたため通学時の支援については検討が必要であると思われた。学生向けの様々な書類、特に提出書類などの代筆は周囲の学生・教職員の協力が必須であった。卒業後の進路についての相談ができる部署が限られている。

事例No.6

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			
-------------------	----------------	--	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000~9,999人	11~20人	ない	学務部、保健管理センター
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、読み上げソフト使用			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	理学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	全盲でも大学生活が送れ、講義も受けられるようにして欲しい。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試関係部署(学科・チューター、教務課、教職センター(教員免許を希望していたから)) 保健管理センター
対応の手順	出身高等学校の担任教員を招き大学関係者と検討会をもち、またFD/SD講演会を開催して教職員の障害者対応勉強会を実施した。
学生との話し合い	出身高等学校の担任を囲んでの話し合いには学生も同席していた。入学後も慣れるまで登校時あるいは下校時に教務課で連絡事項の伝達を行なった。
支援内容	点字による出題解答、試験時間の延長、別室受験、点字プリンター、立体コピー機、点字ディスプレイ、視覚障害者卓球台の配置、点字ソフト、スクリーンリーダー、OCRソフトの購入
学外連携	出身高等学校、障害者高等教育研究支援センター
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、教務課

(3)学生の反応、感想等

初めは慣れない点もあったが、便覧も点字化され、連絡事項をメールで送ると点字化されるので良かった。スポーツ・レクリエーション施設を友人と利用し楽しい大学生活を送っている。
--

事例No.7

		進級、卒業、就職、学 外実習等	
--	--	--------------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
公立大学	2,000～4,999人	6～10人	学生部委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への 実施支援	点訳・墨訳			

(1) 支援の申し出

視覚障害	盲	文学(大学院)	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	大学院では、文献検索・収集への支援が必要になってくる。点訳までは求めないが、音声化できるよう印刷物のPDF化、デジタル化を希望。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生と大学院の主任教員、学務課職員で大学院入学前に事前相談を行ない、その中で学習補助者の件も話し合った。					
対応の手順	事前相談→学生入学→学習補助者選考					
学生との話し合い	要望のあった文献収集の際の文献のデジタル化・PDF化には直接対応はできないが、他の人的支援について提案。					
支援内容	週1コマ程度の学習補助者の配置。文献のデジタル化・PDF化に必要なスキャナー等の機材の貸与。					
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	文献のPDF化・デジタル化				
	できなかった理由	多数の文献について、作業する体制がない。				

(3) 学生の反応、感想等

特に問題なく修学している。

事例No.8

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)
-------------------	----------------	--	--------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000~4,999人	21人以上	専門委員会	各部署の担当者で対応
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、パソコンテイク、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用機・イス・スペース確保、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、休憩室の確保、補助資料配付、字幕入りビデオ教材使用、研究室での座席配慮、パソコン使用等のサポート(図書館・研究室での自主学習時)、図書館・研究室の入場サポート、図書館・研究室の開館・開室予定情報のメール送信、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、介助者の入構、入室許可、各種手続書類の読み上げ			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	文学	3年次	申し出者	本人
申し出内容	入試:時間延長、別室受験、点字での出題・解答 入学後:教科書・資料の点訳・データ化、ガイドヘルプ(授業の教室移動等) 定期試験の時間延長、別室受験、点字での出題・解答 大学寮入寮希望(1年間)				

(2)対応について

申し出を受けた部署	志望学科の学科主任、入学センター、教務課、学生支援課(受験前・入学前相談)
対応の手順	障害学生担当者会議(各部署の障害学生担当者)で情報共有。 大学寮の施設・設備確認、入寮生対象の健康教育でアイマスク体験を寮生全員で行なった。
学生との話し合い	受験前と入学前面談で希望をする支援内容を聴取、本学で実施可能な支援かどうかを擦り合わせた。
支援内容	申し出のとおり。 教科書の点訳、試験問題の点訳、解答の墨訳を外部委託、大学寮近辺にある「音響信号機」の稼働時間の延長について、自治会を通じて警察で対応。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、各部署における障害学生担当職員、学寮スタッフ

事例No.9

	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活 (通学・入寮等)
--	----------------	--	------------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	11～20人	学生委員会、 教務委員会等	学生生活課、学務課、 キャリア・センター、保健室等
視覚障害学生への 実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、休憩室の確保、授業中及び定期試験時に点字携帯端末及び拡大鏡の使用を許可、情報処理科目について、特別クラスを設置、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	文化学(言語文化) 卒業	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	修学支援として、教材、資料、試験問題等の点訳、授業時の盲人用筆記具の使用許可、生活支援として、キャンパス内にある学寮への入寮の申し出があった。					

(2)対応について

対応の手順	本人の申し出に対して、学部長、受け入れ学科主任、教務委員長、情報処理科目主任、健康運動科学教員、視覚障害について詳しい教員、教務課、学生課、管財課で本人を交え対応を協議。出身高校も見学し、本学で対応できることを検討した。
学生との話し合い	出身高校の教員にも来校してもらい、本人の希望を聞いた。
支援内容	修学支援としては、履修登録等の手続きプリントの読み上げ、教材・試験問題の点音訳、授業時の資料を点音訳できるよう事前配付依頼、授業中の盲人用筆記具使用の許可をお願いした。図書館に専用スペースを準備し、専用PCや点字プリンターを設置し、各種ソフトウェアの整備を行なった。また教室等の施設に点字シールを貼った。 生活支援としては、キャンパス内にある学寮に専用個室を準備し、机、いす、冷蔵庫などを準備した。当時は学寮にネットワークが未整備であったため、専用居室にネットワーク環境を整えた。また、本人の許可を得た上で、他の学生に公表し、円滑な学生生活が送れるよう理解と協力を求めた。
学外連携	点訳、音訳ボランティア団体
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.10

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1,000～1,999人	6～10人	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、ガイドヘルプ、リーディングサービス、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、読み上げソフト使用、休憩室の確保			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	文化学(英語)	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前年度のオープンキャンパスの入試相談会で、本人および保護者から、現在の障害者に対する支援体制について問い合わせがあり、本学の実情を説明した。入学後の配慮についても大学側が保証する部分と、本人の責任で行なう部分について話し合いを持った。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試相談会では、入試広報部を通じて相談を受け、その後の具体的な支援については、障害学生支援委員会が説明を行なった。
対応の手順	入試の受験形態はすでに決定していた為、特に具体的な相談はなかった。入学後の対応については、初期段階では障害学生支援委員会が、次いで学科の運営および教務に関連する教員が具体的な対応について、本人および保護者と話し合った。入学後の具体的な支援については、全教員に学習支援に関する教員マニュアルに従って支援にあたるように指示。
学生との話し合い	高校からの個別の支援計画を引き継ぐ形で対応することになるので、違和感のないものと判断している。
支援内容	障害学生支援室を通して教室移動時のガイドヘルプの確保、図表説明の多い授業での支援学生の確保。学科コーディネータとの月例面談。
学外連携	学外団体への点訳依頼(定期試験時)
学内協議参加部署・機関	委員会

(3)学生の反応、感想等

月例報告を受けているが、特に生活・学習に困難をきたしている様子はない。

事例No.11

	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活 (通学・入寮等)
--	----------------	--	------------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	500～999人	11～20人	学生委員会	学生支援部学生支援課
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	社会福祉学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	授業で使用する教材をデータ化してほしい。授業中の録音を許可してほしい。試験時間を延長し点字で対応してほしい等。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援部学生支援課					
対応の手順	学生委員会、教務委員会、教授会					
学生との話し合い	入学前に保護者や出身高校の担任とも学習方法や支援についてヒアリングを実施し、徐々に学生とも話す機会を増やしていった。					
支援内容	資料をテキストデータにより提供し、対面朗読室を整備。点字用パソコンやプリンター、ソフト等を設置した。					
学外連携	実績のある他大学に支援方法について相談したり、テキストデータ化の講習をお願いしたり、市の福祉課と連携し、大学前のバス停から横断歩道へ向かう通路に点字ブロックを設置した。					
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等					
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備				
	できなかった理由	本人の生活圏の音声式信号の整備が一部遅れている。				

(3)学生の反応、感想等

本人は支援に協力的であり、大学と連携してこれからも取り組んでいく予定である。						
--	--	--	--	--	--	--

事例No.12

	授業、試験、移動、施設改修等			
--	----------------	--	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	500～999人	6～10人	学生委員会、教務委員会、健康管理センター運営委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	社会福祉学	4年次	申し出者	本人
申し出内容	講義及び定期試験時におけるパソコンの使用許可 テキスト・配付資料類の点訳及びデータ化				

(2)対応について

申し出を受けた部署	教務課及び学生支援課に申し出があった。
対応の手順	学習支援センターにおいて、状況の共有と点訳依頼先の確認を行ない、学内の専任教員及び学外の非常勤講師に対し、状況と対応について説明を実施し、協力を得た。
学生との話し合い	学生及び保護者を含めた面談を半期に1回実施し、支援に対する要望や現状についてのヒアリングを行ない、要望に対して可能な範囲での支援内容を提案し、学生及び保護者の納得を得た。
支援内容	講義及び定期試験時におけるパソコンの使用を許可し、試験時間も通常の1.5倍に設定、別室での受験対応とした。テキストの点訳は出版社から許可を得てデータを購入し点訳した。配付資料については、教員からデータを預かり点訳することで対応した。
学外連携	点訳について、複数の点訳ボランティア団体と連携し、テキストや定期試験、講義資料や学内の配付資料をそれぞれ別の団体に依頼。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.13

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			
-------------------	----------------	--	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立短大	1~499人	2~5人	学生生活委員会	学生支援部学生課
視覚障害学生への実施支援	平成26年度調査では、視覚障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	保育学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<ul style="list-style-type: none"> 入試の際の特別配慮 入学後の授業に関し、点訳による情報保障 						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試課や教務課、学科、学生課などが申し出により対応。
対応の手順	入学前後から、入試の際の配慮や授業の情報保障などについて、学科、入試課、教務課、学生課、本人、保護者を交えて協議。
学生との話し合い	支援(機器)室を常に利用しているので、点訳の専門員として配置されているコーディネーターが普段から会話しており、随時対応している。
支援内容	入学試験の際は別室受験と点字による出題を行なった。点訳パソコンや点字プリンターを導入し、点訳の専門員(兼コーディネーター)を配置し、当学生が気軽に使用できるよう支援(機器)室も設置した。全教員対象に配慮依頼文書を配付した。授業のレジュメや資料など点訳に時間がかかるので早めに協力依頼。定期試験の際は別室受験や時間延長などの配慮を行っている。学科が毎学期、教職員を一堂に集め情報の共有を行なっている。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.14

	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活 (通学・入寮等)
--	----------------	--	------------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立短大	1~499人	2~5人	学生生活委員会	学務事務部門
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、ガイドヘルプ、リーディングサービス、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、出身校との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	盲	芸術(音楽)	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前より出身学校の進路指導担当の先生、担任の先生が来校し、大学の施設等について確認があり、授業・試験時の情報保障等についても相談・要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試担当事務局、学生支援担当事務局
対応の手順	入学前に、学生支援担当部署の職員が、当該学生と個別面談を実施した。
学生との話し合い	授業・試験及び課外における学生からの要望・相談事項を確認し、対応可能な支援の内容について説明を行なった。
支援内容	授業・試験関係では、授業中の点字板、ICレコーダーの使用許可、板書内容・配付教材の読み上げ、試験問題等の点訳、口頭試験、試験時間延長等の対応を行なっている。その他では、練習室・昼食座席の指定、学内各種届出の一部代行及び必要に応じて教室への誘導等を行なっている。
学外連携	大学が所在する市の障害福祉施設と連携し、入学前より近隣や大学内での歩行訓練を行なっている。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

事例No.15

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、解答方法配慮、実技・実習配慮、講義内容録音許可、単眼鏡の使用、タブレットの持込許可、特別支援学校との連携、教育実習受け入れ校との連携			

(1) 支援の申し出

視覚障害	弱視	教育学	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容		①講義受講時・期末試験時における配慮希望 単眼鏡・ICレコーダー・タブレットの使用、板書・資料・試験問題の文字の拡大、マークシート問題は問題文に解答を直接記入等 ②教育実習時における配慮希望 講義受講時における配慮に加え、児童生徒の氏名・顔写真入り座席表の用意、休み時間における安全面の配慮、自身の障害について児童生徒に伝える場の設定等				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学後、本人(特別措置受験者)からの申し出を障害学生支援室担当者が受ける。	
対応の手順	障害学生支援室担当者は、指導教員と共に学生の配慮希望内容を確認の上、障害学生支援委員会に学生の希望を提出。委員会で協議の上、支援が認定される。	
学生との話し合い	教育実習については、学生自身が実習の様子をイメージできず不安を訴える。	
支援内容	教育実習校に学生・教育実習委員長・障害学生支援室担当者が訪問し、事前に教育実習校の実習担当者から実習校の環境や実習の内容についての説明を受ける。障害学生支援室は情報提供書を作成し、学生が所属する教務委員長及び教育実習委員長に提出。教務委員長は講義担当教員に講義・試験時における配慮を依頼。教育実習委員長は実習校に配慮依頼書を送付。	
学外連携	障害学生支援室は視覚特別支援学校に相談対応を依頼。学生と障害学生支援室担当者が視覚特別支援学校に出向き、地域支援コーディネーター教員から、教育実習時に児童生徒へ自分の障害(見え方や接し方)をどのように伝えたらよいかについて具体的なアドバイスを受ける。	
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員	
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解
	できなかった理由	配慮願いを渡したにもかかわらず、講義担当教員からタブレットの使用を注意されたことがあった。

(3) 学生の反応、感想等

学生の感想	①年度当初、講義担当教員に配慮依頼をしても、タブレットの使用を注意されたり資料の拡大をしてもらえないことが若干あったが、ほとんどの教員には対応してもらいありがたい。 ②教育実習に行く前に、事前に実習校で説明を受けたり視覚特別支援学校でアドバイスを受けたりしたので、全く情報や手段を知らないまま教育実習に行くよりも、準備ができて心強かった。
-------	--

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援 教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、リーディングサービス、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、専用机・イス・スペース確保、読み上げソフト使用、代筆、配慮依頼文書作成、支援機器の貸出、レポート作成補助、障害別の支援準備室とその設備の利用、タブレット端末の持込使用許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、専門職員によるアセスメントや障害に関する相談対応、特別支援学校との高次連携(進路指導の一環としての大学見学への協力)				

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	文系	1年次	申し出者	本人
申し出内容 視覚補助具は単眼鏡を常用。入学後の措置の希望は以下の2点であった。 1. 支援学生制度の配慮 2. 学内の危険箇所の把握など、不安軽減の援助					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署
対応の手順	障害学生支援部署教員との面談、入学する学部の教職員との面談、新入障害学生ガイダンス(外国語・情報・体育担当教員との面談会)を行ない、配慮依頼の内容について協議・決定した。
学生との話し合い	学生の希望を聞いた後、障害学生支援部署教員のアセスメントを行ない、適切と思われる支援内容について説明・相談し、本人と同意に至った内容を文書とした。
支援内容	授業担当教員向けには配慮依頼文書を作成した。記載した項目は主に次の通りである。視覚補助具(単眼鏡・ルーペ・タブレット端末)の持ち込み、パワーポイント資料の印刷配付(A4版に2スライド)、赤・青チョークの使用自粛、試験時間延長(1.3倍)、授業間の移動に時間がかかることへの理解。この文書は所属教育組織内で周知されるほか、学生が授業担当教員に文書を手渡し、配慮を直接お願いしている。その他、外国語履修にあたっては語学センター教職員・障害学生支援部署教員・本人の三者で4月中に3度面談を行ない、配慮の内容について理解を求めた。同時に、学生には支援(機器)室および支援学生制度を利用してもらうこととした。また、蛍光チョーク・太めのホワイトボードマーカーを学生に貸し出し、授業担当教員に使ってもらっている。資料の拡大(文字サイズ)については、障害学生支援部署教員による適切な文字サイズ評価の結果は本人の当初の希望とは異なるサイズとなったが、卒業後を考え、本人同意の上決定した。
その他	希望のあった「不安軽減の援助」については、入学式前の段階で、普段よく使う教室や施設を案内し、場所等を把握してもらうことで対応した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、所属する教育組織担当教務の事務職員

(3)学生の反応、感想等

入学前後の移動支援以外で支援学生制度の利用はない。コピー機で教科書や資料の細かい部分を自分で拡大コピーするために、支援(機器)室を利用することが多い。資料の拡大については、現在の依頼内容で今のところ不便はないとのこと。

事例No.17	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活(通学・入寮等)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	21人以上	ない	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、ガイドヘルプ、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	情報学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	特別支援学校教育相談部より、一般高校に在籍し本学の入学を希望する生徒の入学前相談対応依頼があった。 入学後の大学生活全般の支援について、本人と母親から申し出があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室職員が相談を受けた。
対応の手順	入学前相談では障害学生支援室職員より学内の障害学生支援体制の説明を行ない、大学生活を送るにあたり必要となる事柄などを整理した。入学試験の配慮については入試センターが対応を行なった。入学決定後は障害学生支援室が中心になり各部局・学科と連携して支援を行なっている。
学生との話し合い	入学前相談開始時は本人が大学進学後にどんな課題に直面するのかイメージできずにいたが、本学の障害学生支援体制や障害学生の状況を説明していく中でイメージが湧き、学びの環境が整っている本学入学を強く希望するようになった。
支援内容	入学決定後、入学式までの間に7回来学。学内移動練習、授業受講練習、大学生活に必要なルールに関する学習、障害学生支援に携わる先輩との顔合わせを行なう。併せて通学練習やパソコンの設定などは学外の機関に依頼。
学外連携	通学練習・パソコンの設定は特別支援学校教育相談部に依頼。筑波技術大学障害者高等教育支援センター、中途視覚障害者支援センターに弱視学生の入学を報告、今後の相談対応を依頼。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、入試担当部署

(3)学生の反応、感想等

<p>現在1年生で学習内容が基礎的な内容であるため、授業におおよそついていくことができている。今後学習内容が専門的・高度になった際に、ついていくことが難しくなることも想定される。情報系の学習については、今後筑波技術大学の助言をいただく場面が出てくることも予想される。 また、入学前より障害学生支援に携わる先輩学生と関われるようにしておいたことで、孤立することなく大学生活を送ることができている。</p>

事例No.18

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等		
-------------------	----------------	----------------	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、ノートテイク			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	教育学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	入学試験前の事前相談で、当該学生から試験問題と解答用紙の拡大コピー、試験の時間延長の要望があった。また、入学後は授業資料や試験の拡大コピーの配付、試験時間の延長、ノートテイクの配置等の要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験における対応については、入試課に事前相談があった。入学後の対応については、障害学生支援の専門部署ができる前だったため、学務課の所属学部担当の事務職員が中心となって相談を受けた。
対応の手順	合格後に、当該学生と保護者、卒業した特別支援学校の担任、所属学部の教員、関係部署の事務職員で打ち合わせを行ない、入学後に必要な支援内容を確認し、学務課の所属学部担当事務職員が授業担当教員に配慮依頼文書を送付した。障害学生支援室が設置されてからは、コーディネーターが中心となり、学生との相談及び授業担当教員との連携を行なった。
学生との話し合い	当該学生が高校で受けていた支援内容と本人の要望を基に支援内容を決定し実施した。教育実習等、学外での実習の際には、本人と相談の上、移動介助をつける等行なった。特別支援学校とは異なる環境のため、当初はどんな支援が必要か本人もわからない様子だったが、大学生活に慣れてくると、自分ができる部分はサポートを受けず、難しい部分はサポートを要望する等、本人からの明確な要望が見られるようになった。
支援内容	支援学生による授業中のノートテイク(謝金あり)、学外実習での移動介助、担当教員による授業資料や試験問題の拡大コピーの配付、試験時間延長等
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、学務課職員

(3)学生の反応、感想等

教員免許を取得して卒業し、現在は大学院に在籍している。

事例No.19

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)				
-------------------	--	--	--	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000~9,999人	1人	学務委員会	保健管理センター、学生支援課
視覚障害学生への実施支援	平成26年度調査では、視覚障害学生の在籍なし			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	教育学	申し出者	本人
申し出内容	入学試験出願前に、本人から入試課へ受験事前相談申請があった。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	受験事前相談申請書をもって入試課へ申請があった。			
対応の手順	申請に基づき、受験上の特別措置について当該学部へ照会し、対応を検討した。また、入学後の修学上の特別措置については、当該学部及び教育支援センターへ出身学校等で受けていた特別措置等について情報提供し、対応について照会した。			
学生との話し合い	入学しなかったため、記入なし。			
支援内容	受験上の特別措置は次のとおり。 1. 拡大鏡の持参使用 2. 拡大文字問題の作成(問題冊子:B5をB4にする。解答用紙:B4をA3にする) 3. 明るい試験室の明るいところで受験 4. 別室受験 5. 下書き用紙を用意			
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、教育支援センター			
ニーズへの対応	できなかった内容	試験時間の延長		
	できなかった理由	大学入試センター受験上の配慮事項を参考にした。(※)		

※大学入試センター受験上の配慮事項

視覚障害に関する配慮事項のうち試験時間延長に係る内容(平成26年度)

1.5倍に延長:点字による教育を受けている者

1.3倍に延長:①良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者

②両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者

事例No.20	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	6～10人	教務学生部委員会・学生支援委員会	学事課・学生支援課(学生支援担当)
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、解答方法配慮、教室内座席配慮			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	語学(英語)	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験の問題用紙及び解答用紙の文字サイズを拡大してほしいとの要望があった。また、入学後は①座席を前方にほしい②プリント類は拡大してほしい③板書の文字は太めに書いてほしい④マークシート形式を記述形式にほしい⑤電子拡大鏡使用時は充電させてほしいとの要望があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学前:オープンキャンパスの入試相談コーナーで、入学試験の特別措置について相談があった。また、入学後の対応について志願学科の教員と相談を行なった。 入学後:学事課(教務担当)及び学生支援課(学生支援担当)で相談を受けた。
対応の手順	入学前:志願者(本人)が在籍する学校長から本学学長宛てに入学試験時の特別措置申請書を提出してもらい、申請書の内容に基づき担任教諭に学校での状況等を確認した。その後、本学において本人、母親、志願学科教員及び入試課職員で、入学試験における具体的要望の確認、入学後の支援内容の説明等を行なった。 入学後:学事課(教務担当)内調整後、支援内容について各教員へ通知した。
学生との話し合い	入学前:当時在籍していた弱視の学生への支援内容を説明し、同様の対応で問題ない旨学生及び本学側双方で確認した。 入学後:必要な支援は簡潔明瞭であり、円滑に進んだ。
支援内容	入学試験:小論文の解答及び英語短文朗読において、志願者が持参するルーペ及び携帯型拡大読書器の使用を認める。 小論文試験問題及び英語短文については、文字の大きさを22ポイントにして出題する。 小論文の解答については、1マス15ミリ×15ミリの解答用紙を用意する。 小論文の解答は別室で行ない、解答時間を45分から60分に延長する。 英語短文朗読において、最大で2分間の延長を認める。 入学後:教室前方の席を優先的に確保し、板書は大きくはっきりした文字とし、授業初回に本人に見えるかどうか確認している。さらに、配付資料及び試験問題は拡大コピーしたものを用意し、解答形式はマークシート形式ではなく記述形式にしている。電子拡大鏡については必要に応じて使用を認めている。 掲示物は本人の申し出により拡大コピーしたものを窓口で閲覧できるようにしている。
学外連携	大学最寄駅から大学までの横断歩道信号機が音響信号機でないため、本人及び大学から警察署及び視聴覚障害者福祉協会へ音響信号機設置の申請を行なった。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、アドミッションセンター委員会、企画広報課(入試事務室)、学事課(教務担当)、学生支援課(学生支援担当)

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援		教材のテキストデータ化、教材の拡大、リーディングサービス、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、代筆、トーカー利用のためのテキストデータ化		

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	人間科学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		当該学生本人と出身高校(特別支援学校)教員から、強度の弱視のため授業や試験時の配慮について申し出があった。 また、授業や自習に利用する点字携帯情報端末を大学で購入してほしいと申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	教育・資格支援部署、学生支援部署、障害学生支援室、所属学部教員で相談を受けた。
対応の手順	入学前に当該学生、保護者、学生の在学していた高校(特別支援学校)教員に関係部署教職員が希望を聞き、支援概要、履修等について説明を行なった。 障害学生支援委員会及び障害学生支援室を設置し、職員を配置した。入学後は障害学生支援室の職員が学生の対応を行なっている。
学生との話し合い	学生の要望を聞き、可能な支援内容について障害学生支援委員会で検討した。学生に支援内容を提案したところ、学生は納得した。また、点字携帯情報端末は本人が購入することで納得した。
支援内容	障害学生支援室職員が、入学直後に行われたガイダンスや講義室・食堂等への付き添いを行なった。 授業担当者へ授業に関する協力依頼を文書(以下のような内容)で配付した。 (障害学生支援室のPCとスキャナーで教科書等をテキストファイルに変換。レジメやパワーポイントなどは、データを授業1週間前を目安に本人に送付。可能な限り板書内容を読み上げ漢字やスペリングを説明。授業中の提出物は他の受講生に代筆してもらうか、授業後にメールで提出。学期末試験は試験時間延長や別室受験を実施)
その他	学生がボランティアに英文の翻訳を依頼している。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

授業以外でも障害学生支援室を利用し、支援室職員と昼食を共にしたり、近況報告をしているので信頼関係が築けている。

事例No.22

			進級、卒業、就職、学 外実習等	
--	--	--	--------------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	ない	学部学生:学生支援課 大学院生:研究支援課
視覚障害学生への 実施支援	教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、リーディングサービス、チューター又は ティーチング・アシスタントの活用、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、教室内座席配 慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	文学	4年次	女	申し出者	本人
申し出内容	視野が極端に狭いため授業時に「拡大読書機の配置」や「資料の拡大コピー」などの支援を 利用している学生から、授業とは別に論文作成のための文献調査や文献提供の支援をしてほ しいとの申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	支援担当コーディネーター(学生支援課)
対応の手順	個別面談後、コーディネーターを中心に支援要請に応えることが学生支援課長の了解を得て 決まり、その後図書館司書に文献調査支援に関して協力を要請した。文献のテキスト化は複 数の人員を配置して対応した。
学生との話し合い	はじめに当該学生の支援要望を聞き、Web検索及び読み上げソフトを利用した精読は可能だ が、図書館利用、特に書庫内移動や文献選定等には困難があることを確認。話し合いの中で コーディネーターから支援内容を提案し、その後はメールのやりとりで支援内容の微調整を行 なった。
支援内容	図書館書庫への付き添い、司書による情報収集支援及び文献調査支援、ピックアップした多 数の文献の目次データ作成(目次データによりその文献を精読対象とするかどうかを当該学 生が判断するため)、精読対象文献のPDF化とテキストデータ化(メール添付でデータを提 供)、論文の体裁点検・修正。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

適切な支援が得られて納得のいく論文執筆が行なえたとのこと。

事例No.23	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	21人以上	教育支援センター	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援		教材のテキストデータ化、教材の拡大、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携		

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	臨床心理学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		オープンキャンパス時に高校教員・当該学生・保護者から、入試配慮の申し出があり、入試課・教務課・学生課・障害学生支援室にて対応。時間延長、拡大問題、解答用紙準備。同時に入学後の情報保障の実態を報告し、受験形態について協議。また、合格後、下宿をする希望であったので、大学周辺の土地勘、生活のリズム等、支援室で指導。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	受験方法については出身学校の進路指導担当・担任・コーディネーターで協議していただき、具体的に入学試験制度の中で本人の実力が発揮できる手段を決定。入試配慮対応については、事前相談会を通して従来踏襲してきた方法を示し、その他留意すべき点を確認した。
対応の手順	入学手続き完了後(出身校の卒業式後)に、把握していた情報に基づいて、当該学生と保護者、出身高校教員、大学の教職員(教務課・障害学生支援室)が会し、年度当初の全体ガイダンスを行ない、障害学生支援概要の説明や履修の説明、入学式における支援の説明を行った。入学後は障害学生支援室が窓口となり、履修登録完了を受けて教務課が担当教員に支援依頼文書を配付したり、連絡を密に取り支援を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について障害学生支援室員が支援内容を提案し、当該学生は納得した。
支援内容	講義中の要約筆記、講義での配付資料のテキストデータ化、学内のイントラネット情報(Web SNS)の確認は学生支援室で行なう、講義内容の理解の個別確認等。
学外連携	視覚障害者総合福祉施設(PC読み上げソフト等ソフト面でのサポートおよび視覚障害学生のネットワーク構築) 当該施設には、視覚障害学生のOBが多数勤務しており、視覚障害学生にとって有用な情報を得ることができるようなシステムになっている。
その他	宿舍生活から下宿生活への移行に伴うサポート
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

時間割の空き時間には、障害学生支援室に顔を出してくれている。学内での状況(困り事)は、直ちに報告してもらい、その都度対処している。

事例No.24

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	6～10人	ない	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	点訳・墨訳、教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、読み上げソフト使用、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、専門家によるカウンセリング、留学する際の支援			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	教養学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	入試時に特別措置の申し出があり、事前面談を当該学生、高校の担当教員、アドミッションズ・オフィス、障害学生支援室で実施。入学が確定した時点で障害学生支援室で学生のニーズを確認し、その後担当部署を集めて必要な支援についての確認を行なった。科目担当教員には個別面談を行ない、資料の受け渡し方法等確認する。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズ・オフィスが入試における特別配慮を担当し、入学確定後は障害学生支援室が担当。
対応の手順	入学前に当該学生と保護者、関係部署、科目担当教員が事前面談を行ない、当該学生に必要な支援の確認をする。また、個別相談を通して、具体的な履修の相談や支援内容とニーズの確認等を行なった。その後は障害学生支援室が窓口となり、全教員に配慮依頼文書を配付したり、関係教員と連絡を密に取り支援を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズ、障害の程度を聞いた後、支援内容の確認を行なう。
支援内容	授業、試験の配慮(資料のデータ化、試験時間の延長、別室受験等)、授業の配慮依頼、当該部署と連携した学生生活の支援、その他留学の支援。
学外連携	短期留学先の語学学校に支援内容の確認を行なう。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.25	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	1人	学生支援委員会	学生支援課
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、試験時間延長・別室受験、使用教室配慮			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験前の事前相談の時期に、試験の受け方について要望があった。 ・合格後、入学してからの授業の履修、試験の受け方について相談があった。 			

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別措置については、事前相談を通じて入試課に申込みがあった。入学後の対応については事務室教務係で要望を受けた。
対応の手順	入学前、当該学生と保護者、事務室教務係と今後の支援体制について相談を行なった。また、授業担当教員等と学修支援について個別に打合せを行なった。
学生との話し合い	学生から相談がある度に、可能な限り希望に応じられるように、教務係を始め、教員、保健管理センター等が連携してサポートを行なっている。
支援内容	講義・試験時における拡大読書器の貸出し。プロジェクターを使う授業では、レジメを当該学生に渡している。ホワイトボードで見づらい教室を黒板教室に変更。タブレットの使用を希望したので、無線LANを設定。試験時間を通常の1.5倍で実施。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.26

	授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
--	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1,000～1,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
視覚障害学生への実施支援	教材の拡大、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、講義内容録音許可、レポート等提出期限延長、学習指導(履修方法、学習方法等)、特別支援学校との連携、保護者との連携			

(1) 支援の申し出

視覚障害	弱視	臨床心理学	4 年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学式後、5月の後援会総会及び修学面談で保護者と面談を行なった際、障害者手帳を持っていることが判明した。その後、修学アドバイザーが本人と面談をし、授業等における修学上の配慮事項の確認を行なった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学務課
対応の手順	修学アドバイザー(学生支援センター)と当該学生で個別面談を行ない、状況確認後支援内容が決定した。支援内容の文書は、学生支援センター長の決裁後、担当教科教員に配付された。また、教授会で「見守り学生一覧」を配付し、情報共有をした。
学生との話し合い	当該学生から現状と修学上の困りごとの確認を行ない、支援内容を決定した。
支援内容	修学上の配慮を授業担当教員に依頼した(講義中の配付資料の文字を拡大するよう依頼。ホワイトボードは文字が反射して見えないため移動黒板を搬入。ボイスレコーダー使用の許可を依頼。筆記に時間を要するため事前に課題を与えるか期限延長を依頼)。
その他	筆記が困難な科目について、他の受講生から写しをもらった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

身体的障害の場合、心身ともに困りごとを抱えている場合も多く、可能な限り大学生活が円滑にいくよう修学アドバイザーやカウンセラー等に繋ぎサポートを行なっている。
--

事例No.27

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1~499人	1人	ない	ない
視覚障害学生への 実施支援	実技・実習配慮			

(1)支援の申し出

視覚障害	弱視	看護学	2年次	男	申し出者	本人
申し出内容		受験時に当該学生より、入学試験受験、国家試験受験について相談があった。当該学生の視覚障害が入試、国家試験の受験を妨げるものではないと回答した。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	事務局
対応の手順	授業担当教員内で情報共有し配慮することとなった。
学生との話し合い	本人から学業や日常生活に特段の配慮はいらないという申し出があった。
支援内容	上記の通り申し出があったが、教育者としては演習、実習における片目失明による影響の有無を観察している。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

本人には片目失明による障害の自覚がないが、看護の演習や実習の中で観察能力の不足や観察能力不足を補うための不自然な姿勢が見受けられている。
片目失明が看護業務や看護行為に支障がないかどうか、支障のある場合にはどのように克服すべきか、本人との詳細な話し合いをしながら学修を進めることについて本人との合意ができています。

【聴覚・言語障害】

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生支援課・教務支援課・ キャリア支援課・入試課
聴覚・言語障害学生への 実施支援	ノートテイク			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	聾	理系	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容	2年次1月末頃、教務支援課窓口で本人より「授業が難しくなってきた、今までの方法(読唇など)では理解が難しくなってきた。ノートテイクなどの情報保障支援をして欲しい」との申し出があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学部事務室(教務支援課窓口からの紹介)が窓口となり、あらためて本人の意向を聞く。
対応の手順	教務支援課長、教務部長に具体的な支援手段(外部団体によるノートテイクの派遣)を用意し相談。試験的導入が認められた。
学生との話し合い	事前に本人の希望の聞き取りと調整。外部団体(ノートテイク派遣)のコーディネーターと本人、学部事務室スタッフで数回の打合せとオリエンテーションをした。教務支援課、学生支援課、学部事務室など関係者で必要に応じ情報交換をした。
支援内容	本人が希望した3科目について、外部団体から派遣されたノートテイクを配置。
学外連携	ノートテイク派遣団体
その他	謝金など管理部分は教務支援課が担当。科目担当教員、学生、コーディネーターおよびノートテイクとの連絡調整、用品や教材準備などは学部事務室が担当。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

学生本人がノートテイクの経験がなかったため、本人が希望する重要な科目に絞ってノートテイクを配置した。最初の感想は「わかりやすくなった」とのこと。2期目以降はノートテイクの方法を自分なりにアレンジするなどの工夫もみられた。ノートテイク配置に際し、当初は科目担当教員が不安を感じていたが、むしろ負担が軽減することがわかり、2期目以降はスムーズに運営できている。

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援		手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、注意事項等文書伝達、FM補聴器/マイク使用、配慮依頼文書作成、障害別の支援準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、専門職員によるアセスメントや障害に関する相談対応、特別支援学校との高大連携(進路指導の一環としての大学見学への協力)		

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	文系(大学院)	2年次	申し出者	本人
申し出内容		ゼミの参加者に留学生がいるため、ゼミのディスカッションが英語で行なわれることが多い。ディスカッションに参加するためにも手話通訳を希望。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署教員				
対応の手順	申し出を受けた教員が他の障害学生支援部署教員と相談し、本人とも面談を行なった。				
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について障害学生支援室員が提案し、当該学生は納得した。				
支援内容	英語で行なわれるディスカッションについて、英語を聞いて日本手話で通訳するのは二重の翻訳であり、過重な支援と判断したため、英語-日本手話通訳による支援はできないと回答した。 英語からASL(アメリカ手話)に通訳できる支援者をお願いするとなると、謝金単価が高く、毎週行なわれるゼミに手配するほどの経費支出は難しい。 英語を聞いて英語でPC入力する形であれば対応は可能ではないかと考え、英語が得意な学生(帰国子女、海外生活または滞在経験のある学生)や英語をネイティブとする地域の方を探し、短期間であるがPC要約筆記者として養成をし、派遣した。 以上の事情を説明し、当該学生もそれに同意した。				
学内協議参加部署・機関	支援担当部署				
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者は配置したが、異なる手段であった。			
	できなかった理由	上述の通り			

(3)学生の反応、感想等

英語のPC要約筆記は、英語力、要約力、タイピング力が求められるため、十分な情報を提供できなかったと思われるが、学生からは「少しでも情報が得られたので助かっている」という感想があった。また支援者養成にも協力してくれ、チームとなって支援提供ができた。

事例No.3

	授業、試験、移動、施設改修等		
--	----------------	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生支援センター
聴覚・言語障害学生への実施支援	手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	種	文学	3年次 女	申し出者	本人
申し出内容	本人より、情報保障の要望があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生支援課
対応の手順	学科主任、学部事務室および教職課程等事務室と打ち合わせを行なった。また、本人および情報保障業者を含めたメーリングリストにより、支援状況を共有した。
学生との話し合い	本人およびサポート学生との月例ミーティングを開催し、支援の進捗を共有した。
支援内容	科目担当教員への支援依頼(情報保障者の同席許可、読唇のための配慮等)、情報保障者の手配、情報保障者養成講習会の開催。
学外連携	沿線にある情報保障団体にPCテイクを委託した。関東聴覚障害学生サポートセンターの支援を受けて学内体制の整備に着手した。
その他	本人の発案により、手話サークルの開設に向けて他大学の手話サークルを訪問した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.4

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援		手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、教員への配慮依頼(文書伝達)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、経済支援(障害学生学業奨励奨学金等)、キャリア支援(相談担当個別支援、卒業生懇談会等)、正課外プログラム(講演等)における情報保障		

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	聾	体育学 (スポーツ健康学)	既卒	男	申し出者	本人
申し出内容		以下は、3・4年在籍時の申出内容 ・「ゼミで手話通訳」を利用したい。 ・「教職課程、特に体育実技や学外で履修する授業における情報保障」を工夫したい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援コーディネーターに相談があった。
対応の手順	・「ゼミの手話通訳」について 地域での手話通訳派遣依頼だと毎回違う人が派遣されたり、手話通訳レベルもまちまちで、さらに派遣がないこともある、という状況があった。これを踏まえ、当該授業が行われる期間、同じ人に手話通訳を依頼できるように、依頼する手話通訳者のレベル・謝金を含め学内での制度を確立した。 ・「教職課程、特に体育実技や学外で履修する授業における情報保障」について 教職課程を担当する部署と学生対応のルール(授業内容や履修にかかわる質問等は教職の窓口)、支援に関する相談は支援室に、ということを徹底した。その際、教職の窓口では必ず筆談を行なうこととした)を決めた。当該授業の支援をスムーズにするために必要な資料や教員へのお願いなどがあれば、教職課程の助手を通じ手配をしてもらうなど部署間で密に連携を取り合うようにした。学外での授業では、相手先の学校に教職課程の教員を通じ、聴覚障害学生がおり、サポートを利用しながら履修する旨を前もって連絡をした。
学生との話し合い	・「ゼミの手話通訳」について 他の情報保障方法と比べてなぜ手話通訳がよいのか、どのようなタイプの手話通訳者がよいのかなどを話し合った。 ・「教職課程、特に体育実技や学外で履修する授業における情報保障」について 教職課程の授業では、講義形式・グループワーク・模擬授業・総評などさまざまな講義形式の授業があった。その都度、コーディネーターが学生と話し合った上で、適した情報保障の方法を考え、決定した。また、学生・サポートする学生・職員・授業担当教員で集まり相談する時間を設けるなど、必要と考えられることを臨機応変に行なった。
支援内容	・「ゼミの手話通訳」について ゼミで手話通訳者2名を依頼した。2名は当該授業が行われる学期中依頼をし、その手話通訳者の都合が合わないときには、メインの2名に準ずるレベルの手話通訳者を手配した。 ・「教職課程、特に体育実技や学外で履修する授業における情報保障」について ①講義形式の授業:パソコンテイクで支援を行なった。②模擬授業:学生の希望と授業の目的と形式を加味して、当該授業の履修経験はないが学生の手話に慣れており、手話が堪能な学生と当該授業の履修経験のある学生(ノートテイク)の2名体制で支援を行なった。③体育の実技:実技の前のルール説明では、ノートテイクで支援を行ない、実技では手話が堪能な学生と実技に入って一緒にプレイしながら手話で指示ができる学生の2名体制で支援を行なった。カウントや笛の音などは、サポートをする学生以外の受講生に手で合図してもらうなど工夫をした。④グループワーク:支援者が入らず直接やりとりしたグループワークでは、PCや電子メモパッドなど必要な備品を学生に貸し出した。

学外連携	<p>・「ゼミの手話通訳」について 当該学生の受講するゼミは専門的であったので、学生ではなく一定のスキルがある学外の手話通訳者に依頼するのが適切であるとコーディネーターが判断し、個人依頼をした。(地域の手話通訳派遣制度だと指名ができなかったため)。手話通訳者の依頼の条件は、a.手話通訳士資格があること b.日本手話、日本語対应手話のどちらも可能であること c.大学での情報保障経験があれば望ましい d.当該授業がある曜日・時限に毎週、本学に来校できること e.当該授業の前後に手話通訳の打ち合わせ、振り返りの時間をあらかじめ設定し、拘束時間として謝金に含めた。</p>
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、教職課程教職員

(3) 学生の反応、感想等

当初は、学生は手話通訳のみにこだわっていたが、様々な取り組みを通して手話通訳も含めさまざまな情報保障を使いこなすようになった。パソコンテイクの接続、設定等も身につけ、情報保障方法についても、継続して授業で支援を利用することによってそのメリットとデメリットを深く理解するようになった。特に3年次以降、一般的に聴覚障害学生は苦手だといわれているディスカッションやグループワークを含む授業が増えたが、手話通訳を利用しながらディスカッションできるようになったと言っていた。また、情報保障を使いこなすだけでなく、3、4年次を通して、さまざまな教員や職員と話し合うことで、周囲と相談しながら自分の支援方法を調整していく力も身につけたと卒業時に本人が言っていた。

事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生支援課、健康管理センター、学生相談センター
聴覚・言語障害学生への実施支援	手話通訳、ノートテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、専用机・イス・スペース確保、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	社会福祉学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	パワーポイントを使用する授業だったので、パワーポイント資料がほしいと担当教員に伝えたところ、他の学生にも配付していないので、特別なことはできないと断られた。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課、障害学生支援担当
対応の手順	学生のニーズを確認し、聴覚障害の状況をわかりやすく文書にまとめ、支援担当者が直接担当教員と協議した。
学生との話し合い	学生にニーズを確認し、可能な支援内容について支援担当者が支援内容を担当教員に提案したことで、当該学生は納得した。
支援内容	担当教員に障害の状況を説明し、可能な限り文字情報を学生に準備いただくよう依頼。パワーポイント資料については、他の学生との均衡を保つため、授業終了後に回収していただくことで了解いただく。

(3)学生の反応、感想等

翌週から資料を準備いただけるようになったため、学生は喜んでいました。

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	ない	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、注意事項等文書伝達			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	文学(国文学)	2年次 女	申し出者	本人
申し出内容	本人から式典・行事等における手話通訳の派遣、授業におけるノートテイクの配置の要請を受けた。また、2回生でゼミの内容が発表中心になってからは、リアルタイム性を上げられなしかと相談があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学までは入学センターが相談を受け、入学試験において試験上の諸注意等の説明をプリントしたものを手渡した。入学後は障害学生支援チームが担当している。
対応の手順	当初はチームが発足したばかりのため、障害学生支援チームの上位にあたる学生生活センターにおいて支援内容を決定していたが、現在は関係部署の担当者出席する障害学生支援連絡会において情報共有や意見交換をした上で対応、あるいは対応についての報告を行っている。
学生との話し合い	学生とは筆談での話し合いを行っており、学生からの要望を受けて、支援方法などについてはその場では判断せずに後日回答している。
支援内容	授業担当教員に配慮依頼文書を配ったほか、式典等での手話通訳の派遣、各授業のノートテイク配置、ゼミにおいてはノートテイクではなく、PCテイクで対応し、プロジェクターを使ったPCテイク内容のスクリーン表示を行っている。
学外連携	手話通訳者の派遣依頼
その他	障害学生、ノートテイクの親睦を深めるため週に1度交流会を開いている。交流会中で障害学生自身が講師となって手話講座を行なうこともある。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、障害学生支援連絡会

事例No.7

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援		手話通訳、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、進路・就職指導		

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	聾	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容		講義、その他学内外での行事・実習時における情報保障(パソコンテイク、手話通訳など場面に応じて) 語学授業に対するチューター(主に発音練習の補助)		

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験時、入試課に申し出→合格後、入試課から学務課へ連絡→入学決定と同時に、事前相談の開始。本人より直接の相談。
対応の手順	学内で取り決めた手順を経て、支援チームを設置し、支援を開始した。
学生との話し合い	具体的な支援ニーズについては本人とスタッフが随時個別相談を行ない確認。支援の実施・支援方法については個別支援チームの教職員を中心に話し合って決定した。
支援内容	行事および講義ではパソコンテイク(15コマ/週×テイカー2名)の配置。タブレットなどの機器の導入。 語学の講義についてはチューター(1.5時間/週)を配置。 オリエンテーション・説明会、学外の見学実習時には手話通訳を派遣。
学外連携	実習先への配慮依頼
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

語学授業では、発音の聞き取り・実践が主であったため本人が自信を失うことが多かった。授業担当者とも念入りな打ち合わせの後、チューター(大学院生)を配置することが決まり、定期的に個別の練習ができる環境を整えたことで、他の学生と同等の学力(発音を含めて)を身に付けることができ、本人の自信も回復したようである。

事例No.8

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			
-------------------	----------------	--	--	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	手話通訳、パソコンテイク			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	法学(大学院)	2年次 男	申し出者	本人
申し出内容	合格決定後、研究科教職員、学生支援課職員が面談し、本人の希望する支援を確認。面談の前に保健センター教員(当時、障害学生支援を担当)が事前メールで希望を聞き取った。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別な対応については、研究科教職員が申請者と連絡を取り対応。入学後の対応については、研究科教職員、学生支援課職員、当時障害学生支援を担当していた保健センター教員および障害学生支援相談員(障害学生支援室所属)が相談を受けた。
対応の手順	パソコンテイクのボランティアをしてくれる学生を集め養成講座を実施。個別相談を通して、具体的な支援ニーズの確認等を行なった。その後は月に1度、学生本人、研究科教職員、学生支援課職員、保健センター教員、障害学生支援相談員で定期面談を実施した。
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について上記の定期面談で確認。
支援内容	講義や式典等、ゼミ形式の授業での手話通訳、全講義でのパソコンテイク、担当教員による講義内容の理解の個別確認等。
学外連携	他大学(入学前に研究科教職員、学生支援課職員、保健センター教員、障害学生支援相談員で、すでに聴覚障害学生を受け入れている他大学を訪問し、支援の在り方を検討)、社会福祉法人(パソコン要約筆記、手話通訳者の依頼)
その他	テイカー学生、関係教職員、被支援学生で半期ごとに集まり、支援を振り返る機会を持っている。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属研究科・教職員、保健管理センター等、(在学中に障害学生支援室が開設された。それ以前は、保健センター医師と、保健センター所属の障害学生支援相談員、学生支援課担当職員が障害学生支援を担当)

(3)学生の反応、感想等

当該学生からは、パソコンテイクを担当しているボランティア学生や、支援に協力している教職員に対し満足している旨の感想をもらっている。

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等
----------------	----------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	11～20人	ない	学生課、健康相談室
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	工学	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容	学科専門科目における情報保障				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学科専門科目の授業担当教員
対応の手順	当初は個別対応として当該専門科目の授業のみTAによるノートテイクを実施。
学生との話し合い	学生と授業担当教員の話し合いで、試行としてのTAによるノートテイクが授業の理解度向上に貢献したことから、当該科目以外にもノートテイクを配置することを学科教員から学生および学科会議、学生課へ提案。
支援内容	2年次より学内からノートテイクを募集し、当該学生が受講する専門科目にノートテイク配置。授業内容によりPCテイク配置。卒業研究発表時は事前提出のレジュメを投影、PCテイクおよび音声処理による情報保障を実施、発表者である障害学生および質問者である学科教員や学生との質疑応答を、双方ともゆっくり話してもらうように学科から事前指示。
学外連携	関東聴覚障害学生センター(ノートテイク講座実施・具体的対応内容の相談)、筑波技術大学(トレーニング相談、音声処理による情報保障相談) 宮城教育大学(資料提供、情報提供を依頼)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

本学における初めての聴覚障害学生支援の情報保障実施であったため、学生、大学側も方法を模索しながらの実施となった。大学からのサポートは完全とは言えない中、学生自身の自立意識が非常に高く、学生からは「これから社会に出ることを考え、大学に頼りきるのではなく自助努力で解決しようと行動する契機になった」との感想があった。

事例No.10

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000~9,999人	障害学生数 11~20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への 実施支援	手話通訳、ノートイク、パソコンイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、注意事項等文書 伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、専用机・ イス・スペース確保			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	聾	教育学	4年次 女	申し出者	本人
申し出内容	教育実習時の情報保障の配置				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室
対応の手順	教育実習校宛配慮依頼文書を作成し、教育実習委員会から教育実習校へ配付した。その 後、教育実習委員長、所属専攻担当教員、聴覚障害担当の専門教員、教育実習校の担当教 員、障害学生支援室職員と協議。PCイクによる支援者もしくは手話通訳者の配置は障害学 生支援室で行なった。
学生との話し合い	PCイクや手話通訳の配置において具体的に時間や待ち合わせ等について相談。担当する 手話通訳者への説明会を事前に開催し、当該学生との確認を行なった。
支援内容	事前指導は講義に近いものはPCイク、ディスカッション等が含まれるものは手話通訳を配置 した。また、本実習の際は、午前、午後、夕方と時間帯を3つに分類し、それぞれ手話通訳者 を2名ずつ配置した。本実習の間は、手話通訳者と当該学生、障害学生支援室職員間共通の メーリングリストを作成し、共通認識事項等の連絡を行なった。
学外連携	教育実習校
その他	実習校には手話通訳者の待機室を準備してもらい、連続して適宜対応ができるようにした。ま た、引継ぎ報告書を待機室に設置しておき、手話通訳者間の連携も図った。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

将来、現実的に特別支援学校での教職を目指す聴覚障害学生が、一般校で実習を行なうことの意義の大きさを、当該学
生らも感じていた。教育実習そのものから学ぶことに加えて、手話通訳者の活用スキルの向上も副次的な効果としてあ
ったと思われる。支援者の配置調整を行なう障害学生支援室として、手話通訳者のあり方や関係者との連携と対応の課題
を持ち、実績と経験の積み上げになったと感じている。

事例No.11	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学外生活(通学・入寮等)
----------------	-------------------	----------------	----------------	--------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	学務課、保健管理センター
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	豊	教育学	3年次 女	申し出者	本人以外
申し出内容	入学試験前に母親より、聴覚・言語障害(豊)があるので、入試及び講義等における配慮が可能なか照会があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学務課
対応の手順	入試副委員長、入試委員会総務班長及び学務課で打ち合わせを行ない、副学長へ報告を行なった。教授会において当該学生に関するWGの設置が協議され、了承された。その後、WG構成員による在籍高校への訪問、WG会議、教授会への経過報告、当該学生及び保護者との入学前事前相談を行ない、対応を協議した。
学生との話し合い	当該学生に授業体験、パソコンテイク・ノートテイクの体験をしてもらい、その感想や意見をWGで検討。検討結果を当該学生に説明し了解を得た。また、修学や学生生活全般に係わっての要望や不安を聴き、対応を行なった。
支援内容	推薦入試(集団討論)時のパソコンテイクの実施、講義におけるパソコンテイク・ノートテイクの実施、座席の配慮、注意事項等の文書による伝達、教育フィールド研究及び教育実習における受入校の配慮、寮の設備改修(フラッシュランプの設置)
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.12

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	ない	学部学生:学生支援課 大学院生:研究支援課
聴覚・言語障害学生への 実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、注意事項等文書伝達、教室 内座席配慮			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	社会福祉学	4年次 女	申し出者	本人
申し出内容	ノートテイクを利用している学生から、卒業論文審査会における限られた時間内での双方向コ ミュニケーションに不安があるとの相談があった。審査会では自身の口頭発表の後、教員2名 との質疑応答が行なわれる。発話が不明瞭なために、審査を担当する(普段交流のない)教員 ときちんとコミュニケーションができるようなサポート体制を共に考えてほしいとの要望。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	支援担当コーディネーター(学生支援課)
対応の手順	卒論指導教員と当該学生がコーディネーターを交えて面談し、支援内容を決定。担当教員 (主査)からもう一人の審査教員(副査)に配慮依頼。又、審査時間の変更を伴うため、担当教 員から学科長に相談がなされ、学科の了解が得られて審査プログラムも変更した。
学生との話し合い	支援の希望をまず確認し、PCテイクが自分の発話を聞き慣れた人であること、手話通訳も 併用できること、時間的に不利にならないことが主な要望だと判った。教員とコーディネーター が話し合いの中で提案し、学生の要望を入れながら支援方法を策定した。
支援内容	ノートテイクは当該学生と同じサークルの学生2名を配置。テイク用PCの他に教員用と発表 者用PCをセットし、教員の質問については手話通訳を介して質問意図を理解しつつPC画面 の文字で正確に確認できるようにした。副査にはゆっくり話してくれるよう事前に依頼した。テ イクに要する時間を勘案し、質疑応答時間は他の学生の1.5倍の持ち時間とし、審査をプログ ラム最終回に変更した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

適切な支援が得られたことから、安心して発表と質疑に臨むことが出来たとのこと。
--

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	6～10人	学生関係委員会	学生担当課
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	文化学	2年次 女	申し出者	本人以外
申し出内容	家族からの申し出により、入学試験前に面談を行なった。受験上の配慮、入学後の情報保障についての要望があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試担当課が事前相談の申込を受け、入試担当課長、教務担当課長、学生担当課長が対応した。
対応の手順	聴覚障害学生を受け入れた経験のある学科教員と、本学生の所属学科教員との情報交換会を行なった。入学後、本学生と学生担当課で面談し、ノートテイク希望科目を確認した。また、ノートテイク、教員を交えての面談も行なった。履修している全科目の担当教員へ、本学生が受講していることを通知し、配慮を求めた。年に数回、担任教員も交えて面談している。年に1回開催される学科イベント時に、学科教員から手話通訳者の希望があり、学生関係委員会で審議を行ない、手話通訳者を手配した。
学生との話し合い	学生にニーズを聞いても、「困っていることはない」と返答することが多かった。
支援内容	手書き・パソコンでのノートテイクを1年生前期・後期、2年生前期に各4科目つけている。1年生後期からは、学生ノートテイクも担当した。また、学科イベントでは、手話通訳者をつけた。
学外連携	筆記通訳サークル(有償ボランティア)
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署

事例No.14	授業、試験、移動、施設改修等	学外生活 (通学・入寮等)
---------	----------------	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	2～5人	教務委員会	教務学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	教材のテキストデータ化、手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、実技・実習配慮			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	種	芸術(美術)	1年次	申し出者	本人
申し出内容	入学試験出願前に当該学生と保護者を交えて相談の機会を持ち、受験時の情報保障について要望を受けた。また、合格後に入学後の授業等に係る情報保障、学生寮に入居した場合には呼び出しを光で知らせる機器設置の要望があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の対応、入学後の授業等に係る対応、学生寮に係る対応について、各担当部署が相談を受け、授業等については教員も相談を受けた。
対応の手順	本学では前例のない対応であるため、他大学における事例の聞き取り、出身高等学校における対応の聞き取り等を行ない、支援について検討した。また、全教職員に当該学生の入学について周知を図るとともに、支援を依頼する文書を送付した。当該学生が履修する科目の担当教員とは個別に連絡を行ない、支援を実施した。
学生との話し合い	メールや筆談により、当該学生から具体的なニーズを聞き取るとともに、本学として実施が見込める支援の提案を行なうなどして、意思の疎通と合意を図っている。
支援内容	式典・講座等での手話通訳、ノートテイクボランティアの募集と講義でのノートテイク実施、講義担当教員による補足資料の配付や個別対応、相談窓口となる職員の指定等。当該学生は、学生寮に入居し、呼び出しを光で知らせる機器を設置した。
学外連携	県ろうあ連盟(手話通訳の依頼)
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、教務担当部署、学生支援担当部署

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	1人	専門委員会	教務部、学生部、保健管理センター
聴覚・言語障害学生への実施支援	進路・就職指導			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	薬学	6年次	申し出者	本人
申し出内容	講義に関して、テキスト、プリントのどの部分を見るのか適宜指摘してほしい、どのような内容なのかわかりやすく工夫してほしいという要望があった。試験に関して、試験中の諸注意などの情報提供を文書で行なってほしい旨要望があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験時の特別な対応については、教務部入試係に事前に申し出があった。入学後は、担当教員、障害学生支援委員会で相談を受けた。
対応の手順	入学試験結果をもとに、教務部、学生部を中心に障害学生支援委員会を設立し、大学に提出された資料から必要な支援内容について情報共有を行ない、担当教員を含めた障害学生支援委員の再編成を行なった。支援委員会では学生から出た要望をもとに、十分有効で学内で実際に行なえる支援について検討を加えた。
学生との話し合い	学生から提出された要望書を支援委員会で検討し、可能な支援内容について支援委員長が支援内容を提案し、学生の了承を得た。
支援内容	スライドで行なわれる講義については、予めハンドアウトを渡した。テキスト、ハンドアウトのどの部分を説明しているか、その都度教員が直接指さしを行なった。ボランティア学生がその都度誘導を行ない、一部の講義ではノートテイクを依頼した。
学外連携	ノートテイクの依頼
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.16	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等		

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1,000～1,999人	21人以上	ない	学生課 医務室
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	文化学	4年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に特別支援学校の教員から入試について事前相談があり、キャンパスサポート受付に申し出があった。入学が決まった時点で具体的な支援について相談することとし、ノートテイク制度の利用と配慮文書の作成の要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別配慮については入試課が、入学後については学内支援受付で対応した。
対応の手順	入試については、大学入試センター試験の特別配慮を適用する等の対応を行なった。入学後の支援については学内支援チームとして学部長、担任、学生課、教務学事課、医務室が対応した。
学生との話し合い	引込み思案の学生であったが、自分の要求を相手に分かりやすく伝えることは自分の責任において行なうことを要求した。
支援内容	情報保障としてオリエンテーション、授業へのノートテイク(パソコン、手書き)の配置、入学式等の式辞の原稿を配付した。また、科目担任へ配慮文書の配付を行なった。
学外連携	特別支援学校、医療機関(人工内耳の手術)
その他	半期に一度の面談を継続して実施している。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

入学時は特別支援学校からの進学ということで、不慣れな点が多く大変であったが、その都度自分から相談に来てくれた。同じ聴覚障害の先輩と同じクラブに所属し、うまく人間関係を構築できたことは良かったと思う。4年次生になってからは、就職活動におけるグループディスカッションなど新たな壁にぶつかすることで障害者採用枠の利用など自分で考えて行動するようになり、成長したと感じる。
--

事例No.17

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	2～5人	ない	教学部(教務課、学生課)
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	種	情報学(ビジネス)	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学が決まった段階(合格発表後)で、当該学生と保護者(母親)から授業時における情報保障について要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	合格時に入試広報センター職員と教務課職員が面談し、要望を受けた。
対応の手順	入学後は教務課と学科長、担任が個別に面談し詳細な要望等を受けた。面談後は教務課が窓口となり関係教員と連絡を密に取り支援を行なった。
学生との話し合い	学生の要望を聞いた後、可能な内容について学科長、担任、教務課が支援内容を提案し、当該学生は納得した。
支援内容	履修登録した授業すべてにノートテイクを配置することにした。教務課では、ノートテイク配置に先立って、ノートテイクを学内で募集し、ノートテイクを行なうにあたっての基礎知識を得るための講習会を開催した。講習会には当該学生にも参加してもらい、情報保障への協力を呼び掛けてもらった。ノートテイクは登録制とし有償で時給800円(1コマ1200円)でアルバイト料は大学が支給した。授業の他、各学期ガイダンスにもノートテイクを配置した。始まった当初は筆記によるノートテイクだったが、当該学生の要望(筆記だと読みにくい等)があり、途中からPCによるノートテイクになった。また、入学式、卒業式などの式典での情報保障には手話通訳を配置した。
学外連携	地域のNPO法人にノートテイク講習会の講師を依頼したことがある。
その他	面談のみならず、メールにより連絡を密にとった。
学内協議参加部署・機関	教務課

事例No.18	授業、試験、移動、施設改修等	学外生活 (通学・入寮等)
---------	----------------	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	11~20人	専門委員会	学部事務室、学生生活課、保健室など
聴覚・言語障害学生への実施支援		手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、パソコンの持込使用許可、読み上げソフト使用、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、保護者との連携		

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	環境学	2年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		入学前の面談で本人・保護者が申し出 ①授業では手話通訳もしくはノートテイクの配置を希望 ②学生寮ではパトランプの設置を希望				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学前の面談に学部入試委員、学部事務職員が対応
対応の手順	学科会議の後、委員が障害学生支援委員会に報告
学生との話し合い	紙もしくはホワイトボードを用いて筆談によって話し合いを行なっている。
支援内容	管財課によるドアホンの信号装置設置、受講ガイダンスに学部が手配した手話通訳配置、学部によるノートテイクの組織化、パソコンや音声変換装置購入。ノートテイク報告会の開催。
学外連携	学外のボランティア団体による速記講座を開催。1月に出身高校の担当教員がノートテイク報告会に参加。
その他	保護者とは定期的に連絡を取り、現状の報告を行なっている。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

<p>学部として可能な限りの対応は続けているものの、2年次になってから出席率の低下が目立つようになってきた。講義で出されたレポートの提出も滞っている。本人と保護者間の連絡も少なくなっているとのこと。ただしノートテイクとの関係は良好(数名の学生ノートテイクに尋ねた結果)。キャンパスに障害者担当の専門職員が必要。ノートテイクの配置や調整など学部横断的な対応に従事してもらいたい。</p>
--

事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、支援機器貸出、パソコンテイク用略語作成			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	農学	4年次	申し出者	本人以外
申し出内容	毎学期終了後に行われる、PCテイクと被支援者との意見交換会にて、PCテイクより「授業中に頻出される専門用語の略語は、他学部テイクには理解できずテイクの質が低下してしまうことから、各科目ごとの略語表を作成してPCテイク時に活用したい」との意見が出された。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	被支援者の所属学部の支援実施担当者(教務担当)および障害学生支援室が申し出を受けた。
対応の手順	略語表作成作業は、被支援者が履修する科目を既に履修した学生が行なうこととした。支援実施担当者が当条件で学生に募集をかけ、障害学生支援室で作成作業を行なった。作成作業を行なう学生へは、謝金を支払った。
学生との話し合い	作成作業を行なう学生、PCテイク、支援室とで、略語表の形式について相談しながら進めた。
支援内容	完成した略語表は、科目ごとのPCテイクが閲覧できるようにした。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.20

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	ない	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、FM補聴器/マイク使用			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	文化学	1年次	申し出者	本人
申し出内容	1年次必修の英語の授業がリスニングの活動をベースとして進められているため、授業に参加できていない。 ノートテイクをつけても、リスニングの答えを、支援者に代わりに書いてもらうことになるため意味がない。何らかの対応をとってほしい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	授業開始後1ヶ月ほどして、本人から障害学生支援室に相談があり、支援室の職員が、本人の希望、授業での様子などを聞いた。
対応の手順	支援室から学生の所属学部事務所に、必修の英語授業全体を取りまとめている教員と当該学生との面談の場をセットするように連絡。その際に、同じ学部の前例として、授業に出席せずに課題に振り替える配慮をしたことがある旨を合わせて伝達した。
学生との話し合い	授業での様子を聞き、それに対して、支援室職員から、支援室が行なうことができる支援内容の説明と、同様の障害があった学生の前例について説明をした。当該学生は、前例と同じ対応が取れるのであれば、そうしたいという意見であった。
支援内容	全体の取りまとめの教員、クラスの担当教員、当該学生との協議の結果、課題提出への振替を実施した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

当該学生は上記の対応に納得している様子であったが、このことを踏まえて、次の学期からは授業期間前に調整するというを確認した。

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	手話通訳、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、進路・就職指導			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	軽度の難聴により演習形式、ゼミ形式の授業において情報保障が必要。補聴器は使用しているが、その他の補聴システムについて使用経験がなく、相談をしたいとのこと。			

(2)対応について

対応の手順	学内で取り決めた手順を経て、支援チームを設置し、支援を開始した。
学生との話し合い	具体的な支援ニーズについては本人とスタッフが随時個別相談を行ない確認。支援の実施・支援方法については支援チームの教職員を中心に話し合っ決定した。特に補聴システムの選択については専門業者からの情報提供を得て、決定した。
支援内容	演習、ゼミ形式の授業で、FM補聴システムを使用することとした。大学がFM補聴器(送信機/受信機)を購入し、本人に貸し出すこととした。
学外連携	補聴システムの専門業者より情報提供を受ける。FM補聴器以外にも磁気ループ式補聴システムなどの短期借受を行ない、本人が実際に試用する期間を設けた。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

これまで補聴器以外の補聴システムを利用した経験がなく、併せて他者への相談などを行うことがなかったため、本人のニーズと心情に応じて情報提供、相談を重ねること、機器の試用期間を設けるなどの対応が重要であった。

事例No.22

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000~9,999人	21人以上	学生相談支援等協議会、教務委員会、学生委員会	カウンセラー室、学務係・大学院係、教育支援課
聴覚・言語障害学生への実施支援		チューター又はティーチング・アシスタントの活用、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、演習の実習、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、医療機器、薬剤等の保管等、補聴システムの導入・管理、発達障害支援センター等との連携		

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	医・歯学	1年次 男	申し出者	本人
申し出内容		「授業の音が部分的に聞き取りにくいので、対応をしていただきたい」本人は別の学部を卒業しており、以前の学部の教室では教卓から最前列の席までの距離が近かったため、最前列に着席し、先生の肉声を聞き口元をみることでしたが、現在の所属学部の教室は最前列の席と教卓までの距離があるために、読唇しながら授業を聞くことが難しい。FM補聴器をもっているが、マイクを毎回講師の先生に渡して、首からかけていただく必要がある。毎回自分がお願いしなければいけないことは心苦しく感じる。さらに要望としては、授業資料のハンドアウト(パワーポイントなど)は必ず配付をお願いしたい。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	年度初めの授業開始後、本人から学部の学務係の担当者に相談があった。
対応の手順	学部の学務係が相談を受け、障害学生支援室に報告したが、ニーズの明確化については主に学務係が対応し、後日に障害学生支援室で今後の支援について面談を実施した。学務係の担当者は学生支援センターと連携して担当教員に資料の依頼を行なった。
学生との話し合い	学生との話し合いは主に学部の学務係が対応し、合理的配慮実施後、今後の支援について障害学生支援室で学生の面談を実施した。
支援内容	(1)音について 講義室では学生が所有していたFMシステムを教室にある既存の音響機器に設置した。その結果、マイクを通した声(音)が直接学生の補聴器および人工内耳に届くようになり、鮮明に聞こえるようになった。 (2)資料について 各担当教員がプリントの配付に応じた。
学外連携	主治医から紹介された外部補聴器業者と調整を行ない、学生同席の下で音声機器のデモ(試験)を実施した。
その他	上記の対応がグループワークや実習では有効ではないため、今後の課題として検討しなければならない。
学内協議参加部署・機関	所属学部の教員及び学務係の職員、障害学生支援室

(3)学生の反応、感想等

現時点特にないが、上記にあるように課題が残されている。

事例No.23

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	21人以上	学生委員会	学生課、教務課、保健室、学部事務室
聴覚・言語障害学生への 実施支援	FM補聴器/マイク使用			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	情報学	3年次 男	申し出者	本人
申し出内容	学部3年次に大学が派遣するインターンシップ説明会に参加し、「難聴」について配慮可能な企業へのインターンシップの申込みがあった。申込後、就職課員が当該学生から研修先や研修期間中の配慮希望等を面談にて聴取した。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	就職課
対応の手順	障害学生との面談で得た情報だけでなく、就職課員がゼミナール指導教員、保健室保健師と面談し、大学内での教学上での特別配慮措置の状況を把握し、学外における研修場所で配慮すべき事項、受入れ企業等へ依頼すべき内容等について情報収集し、検討を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、就職課員が民間企業で障害者受入れ承諾が得られているインターンシップ先がないこと、配慮の希望にあった新規受入れ先の開拓を進めていくことを説明した後、当該学生と就職課員が今後の進捗状況を密に連絡することを伝え、当該学生から理解を得た。
支援内容	情報系技術者として民間企業での受入れ先開拓を行なったが可能な受入れ先が無かったため、本学の情報処理部門および就職課でのインターンシップ受入れを検討し、就職課員が本学の人事課および情報処理部門と交渉し、受入れ体制を整え、研修内容を取り纏めた。当該学生に大学内でのインターンシップ研修を提案し、了承を得た。
その他	インターンシップの場合、就職とは異なり、会社側のボランティアによるところが大きい。そのため、時間等のコストがかかる障害学生のインターンシップを受け入れてもらうことは非常に難しいのが現状である。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、就職課

(3) 学生の反応、感想等

当該学生からは、就業体験ができ有意義であった旨感謝の言葉をいただいた。また、インターンシップ後も就職活動で就職課員は継続的に連絡をとり、障害者枠採用の求人案内だけでなく、「できること、できないこと、配慮を必要すること」などPRを兼ねて伝える履歴書の書き方指導や模擬面接練習など障害者用の就職支援を行ない、当該学生の希望にあった満足度の高い就職ができた。

事例No.24	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000~4,999人	21人以上	教育支援センター	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	史学(日本史)	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	オープンキャンパスに2度参加し、大学の状況を把握したのち、指定校推薦入学試験枠を利用し、受験。指定校枠の受験制度利用に際して高校教員との協議(高等学校での生活の様子指導方法について引き継ぎ)を実施。当該学生・保護者から、大学生生活についての配慮要請の申し出があり、教務課・学生課・支援室にて対応。同時に入学後の情報保障の実態を報告し、受験形態について協議した。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	受験方法についてはオープンキャンパス来学後、高等学校側から指定校推薦枠での受験決定報告を受けて特に面接時における配慮方法を協議。その他留意すべき点を確認した。
対応の手順	入学手続き完了後、入学前までに計3回の引き継ぎ会を実施。該当学生、高校教員、本学教職員(教務課・学生支援室)が会し、年度当初の全体ガイダンスや、単位登録指導等、学生支援概要の説明を行ない、入学式における支援の説明を行なった。
学生との話し合い	ノートテイクの配置、困り事の相談や登学時には学生支援室に来室することを説明している。
支援内容	不安な事や、慣れない事項については、こまめにヒアリングをして、教室での様子などを知らせてもらっている。
学外連携	聴覚障害者支援センター
その他	クラブ活動(手話サークル)への勧誘 情報源拡大
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

所属サークル(手話サークル)を通じて、情報を得ており、不確かなことは、学生支援室に相談に来て、大学行事にも積極的に参加している。
--

事例No.25

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	2,000～4,999人	6～10人	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への 実施支援	手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	教育学	申し出者	本人
申し出内容	学外実習における情報保障の要望があった。			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室
対応の手順	実習先と協議
学生との話し合い	支援できる方法を提示し理解をしてもらった。
支援内容	遠隔情報システムを使用して、実習先の音声を受信し、大学キャンパス内から支援学生によるパソコン連携入力を行ない、本人はタブレット端末の文字情報を得られるようにした。
学外連携	実習先との情報交換
その他	4週間支援を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部教員

(3) 学生の反応、感想等

タブレット端末を携帯するだけで支援が受けられるので、「主体的な参加ができた」という感想があった。

事例No.26

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000~1,999人	11~20人	学生委員会	学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、注意事項等文書伝達、学習指導(履修方法、学習方法等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	文学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	出身校より受験の申し込み時に、入学試験時の情報保障の要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試広報課が要望があったことを受験学部部長に報告した。					
対応の手順	入学試験時の配慮を行なった。合格後ただちに、考えられる支援について、大学長、受験学部部長、学科長、学長補佐(学生担当)、大学事務局長などで協議を行なった。法人事務局とも協議を行なった。					
学生との話し合い	当該学生と保護者と話し合いを行ない、要望(手話通訳やノートテイク等)をあらためて聞いた。大学側も努力をするが、できないこともあるということ、納得してもらった。					
支援内容	入学式、入学時オリエンテーションに手話通訳をつけた。教職員の研修会を行なった。一般学生にノートテイクのボランティアを募集した。ボランティア学生に対し研修を行なった。ボランティア学生の不足から、一人につき二人のノートテイクがつくところが、一人のボランティア学生しかいなかったり、同じ授業を受講している学生にノートテイクを依頼している状況がある。					
学外連携	入学する前に出身校と連携をとった。聴覚障害者協会と連携し手話通訳の派遣、教職員研修の講師の派遣、当該学生についての具体的支援について、相談し指導を受けた。					
その他	ボランティア学生の謝礼については検討中で、しばらく様子を見ている状況である。					
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、難聴学生に対する授業担当者等の連絡会議					
ニーズへの対応	できなかった内容	一部のノートテイク				
	できなかった理由	ボランティア学生の不足				

(3)学生の反応、感想等

同年度に他の学科を含めて3名の難聴の学生が入学したことから学内で関係教職員(主に授業担当者)連絡会議を何回か実施している。また当該学生の提案で、学生間で手話サークルができた。

事例No.27 入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立高専	1,000～1,999人	6～10人	専門委員会	学生課、保健室
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	工業 (機械システム工学)	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		学力選抜試験の願書受付の際に出願者の中学校教員から、難聴の出願者がおり試験監督の指示等が聞き取れない可能性があるため、試験当日の座席を最前列にしてみたい旨の申し出があった。併せて、当該中学校長から配慮に関する申出書の提出があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験担当係
対応の手順	入学試験総括責任者の判断で、申し出のあったとおり配慮することとした。
学生との話し合い	申し出のあったとおり配慮する旨を、中学校経由で出願者へ周知した。
支援内容	学力選抜試験当日、当該出願者の席を最前列の座席とした。
学内協議参加部署・機関	入学試験総括責任者と学生課で協議した。

事例No.28	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1,000~1,999人	21人以上	学生委員会、学生生活委員会	学生部
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、学習指導(履修方法、学習方法等)、特別支援学校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	文学	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験(AO入試での面接試験)時の手話通訳者入室許可。 入学後の授業でのFMマイクの使用。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験前は、学科教員と入試広報部に相談および配慮事項の申し出があった。入学後の対応については、学科教員と学生部で相談を受けた。
対応の手順	当該学生の入学意思確定後、入学前に、学生と保護者、卒業校の特別支援学校教諭、学科教員、教務部職員、学生部職員、保健室職員、寮管理職員、施設管理担当職員が会し、障害学生支援の概要説明、履修の説明、寮生活の説明を行なった。また、具体的な履修相談、生活相談等、支援内容に関するニーズの確認を行なった。周囲の学生や寮生、教職員への周知内容についても、本人と保護者の意向を確認した。その後は、教務部、学生部が学生と連絡を取りながら支援を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを確認後、各担当者が支援内容を提案した。本人の了解が得られ、実施準備を開始した。また、卒業校の特別支援学校教諭からの情報提供、本人とのコミュニケーションの取り方など、有用な情報提供を受けた。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ノートテイク(PCテイク)の養成と配置を行なった。 FMマイクの使用許可、板書のデジカメ使用を許可した。 語学科目(外国語のコミュニケーション)のヒアリングについては、運用上の調整で対応した。 学科教員に障害に関する基本情報と配慮事項の周知を行なった。 寮生活では、居室にペンダント発信機(ドアホンや管理室呼出し時に発光知らせる)設置、火災報知器作動時に光で知らせる機械を設置した。
学外連携	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校教諭(卒業校)との連携 他大学の教員(聴覚障害学生支援)を招いて勉強会を実施した。
その他	ノートテイク(PCテイク)養成のための講習会を開いた。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、寮の管理担当者

(3)学生の反応、感想等

休まず講義に出席し、本人は問題ないと言っている。ただし、授業内容の理解については試験等の評価結果を見ないと判断できない。寮生活は支障なくできている。
--

事例No.29

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	11～20人	学生委員会	学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、注意事項等文書伝達、FM補聴器/マイク使用、専門相談員の配置、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	社会学	1年次	申し出者	本人
申し出内容	講義形式の授業では、先生にFM補聴器の発信器を着用してもらったり、ノートテイクの支援もあり、なんとか理解できている。 しかし、ゼミのディスカッションでは先生以外の学生が発信器を使用するわけではなく、ノートテイクの支援がないこともあり、ディスカッションについていくことが難しい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生課で日常的に支援している職員。
対応の手順	当該学生とゼミの担当教員、支援担当職員とで対応を検討した。また、学生課や学生委員会でも検討を行なった。
学生との話し合い	当該学生の中で具体的な支援内容のイメージがあったわけではなく、学生の声を聞きながら、教職員が支援内容を提案していった。
支援内容	ゼミでの座り方をコの字型にし、先生の正面に当該学生が座って全体を見やすいようにするなど、ゼミの運営を工夫した。また多人数が同時に使用できるFM補聴システムを新たに購入した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.30

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立短大	500～999人	2～5人	学生委員会	学生部
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、注意事項等文書伝達、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	人間科学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に面談の機会を持ち、高校でのサポートの状況(ノートテイクはなし、口話や黒板筆記による授業展開、必要プリント配付、座席位置工夫)を聞いた。						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生部、学科長
対応の手順	学生委員会に面談内容を報告。
学生との話し合い	学生の現状、高校でのサポート内容を確認し、大学として可能な支援内容とその程度、大学生となることの心構えを伝えた。
支援内容	ノートテイクの配置のほか、教員へ次の事項を依頼。 重要事項の板書、前向きでの発言、必要な場合の筆談、資料配付や板書を増やすなどの視覚的な情報提供、視覚教材使用時の印刷物の配付、実技の授業における配慮、席順の変更
学外連携	特にないが、ノートテイクが学内で賄えない場合、外部に依頼。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.31

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1~499人	2~5人	学生委員会	学生支援部学生支援課
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	家政(食物)	1年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	AO入試のエントリー前までに、特別支援学校進路指導担当教員より電話にて受験に関する相談があり、その後、本学にて当該学生と保護者、進路指導担当教員から、試験時の情報保障についての要望があった。また、合格後に、当該学生と保護者、進路指導担当教員から、入学後の授業や試験時の情報保障についての要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学試験の受験上の配慮については、入試広報部へ事前に申し出があった。入学後の対応については、入試広報部へ合格後に申し出の文書が届き、当該学科と学生支援部で相談を受けた。
対応の手順	受入れ学科(入試、学生担当)、修学支援部(部長、マネジャー)、入試担当部(部長)、言語聴覚学科の専門教員及び学生支援部(部長、マネジャー、保健室看護師)による受入れ態勢の確認。
学生との話し合い	学生、特別支援学校進路指導担当教員2名と受入れ学科、修学支援部、入試担当部、言語聴覚学科の専門教員及び学生支援部による話し合い。情報保障のため全ての授業にノートテイク、学外実習等は手話通訳の要請があった。
支援内容	学内にてノートテイク研修会3回実施、ノートテイカー15名確保。入学式、新入生オリエンテーション等手話通訳者による通訳を実施。授業はノートテイカーを2名ずつ配置。教授会にて学部全ての教員に聴覚障害学生支援ガイドを配付し説明。オリエンテーションで時間を設け障害を持つ学生の自己紹介と障害について説明。
学外連携	特別支援学校進路指導担当教員によるノートテイク研修会3回実施。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

1泊2日の研修、授業中のノートテイク等入学後4ヶ月の満足度は高い。夏期休業中にも資格取得のための研修にもノートテイカーを配置予定。また、インターンシップも希望していることから現在研修先を探している。女性のための学科であるがノートテイカーは男性学生もおり授業中は良い緊張感もあるとのこと。専門の支援センター等があるわけではないため、ノートテイカーの雇用契約、時間管理、学科等との連絡等で煩雑な部分がある。

事例No.32

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立短大	1～499人	2～5人	学生支援委員会	学生支援課
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	文学(国文学)	2年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		特別支援学校の教員より入学試験の特別体制並びに入学後の支援体制について問い合わせがあり、本人が希望する支援内容を聞き取り、本学として取り組める内容について説明をした。入学後の支援内容については、保護者・特別支援学校・大学の三者で覚書きを作成した。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入試広報室入学係で入学試験の対応を行ない、入学後は学生支援課で対応。
対応の手順	入学試験対応について入試委員会で協議した。入学後の対応は、特別支援学校教員、本人、保護者と本学担当者で協議の上、本学として支援できる内容を整備し教授会に報告した。
学生との話し合い	ノートテイク配置後の成果と改善要望について学生と話し合いながら進めている。
支援内容	入学式並びにオリエンテーションに同時通訳を配置。通常授業では、FMシステム送信機(聴覚障害者用マイク)を利用。本人が希望する教科にノートテイクを配置。
学外連携	他大学のノートテイカーを招聘し、本学の学生にノートテイク講習会を実施。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.33	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1~499人	2~5人	学生生活委員会	学生支援部学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	保育学	1年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		入試において特別な配慮のもとで実施してほしい。授業を受ける際、情報の保障を希望。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試課や教務課、学科、学生課など当該学生に関わるすべての課が連携。
対応の手順	特別推薦入試として「身体に障害を持つ者」の枠を利用。面接は筆談にて実施。入学前後を通して学科、教務課、学生課、保護者、本人を交えて授業の情報保障について協議。
学生との話し合い	ボランティア学生と本人、保護者、学生課で学期毎に懇談会を実施し、ニーズと支援方法を確認。
支援内容	毎学期ノートテイクやパソコンテイクの学生ボランティアを募集し、学生課で指導する。科目「要約筆記(ノートテイキング)」を開講し、ノートテイクを学習させた。学生課職員がコーディネートし、授業保障を助け、授業以外の講演会や学校行事の際もノートテイクやパソコンテイクを実施。全教員に配慮依頼文書を配付し、協力依頼。学科が学期ごとに教職員を一堂に会し情報の共有を図る。
学外連携	県内他大学のノートテイクサークルとの交流と勉強会
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.34

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	1～499人	6～10人	専門委員会	保健センター、学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	家政	4年次 女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	当該学生と保護者から、難聴なので、 ①授業ではなるべく板書を多くしてほしいこと ②プリントを配付してほしいこと ③可能ならばノートテイクしてほしいこと の3点の要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	担任と保健センター主任が要望を受けた。
対応の手順	障害学生支援室で当該学生の要望を検討し、授業担当者に連絡して、なるべく口を大きく開けて授業してほしいこと、なるべく板書を多くしてほしいこと、なるべくプリントを作成しプリントに必要以上と思われる程度でも書き込んでほしいことなどを伝えた。
学生との話し合い	当該学生と話し合っ、どの授業でノートテイクが必要かを決定した。
支援内容	全教職員とボランティア学生を対象にノートテイク養成講座を行ない、1年次の後期から必要な授業でノートテイクを行なった。当初は教職員で行なったが、学生ボランティア(有償)を募集し、ボランティア学生と教職員でノートテイクを行なった。東日本大震災後の平成23年度には、ペパネット・ジャパンの協力により、同志社大学生と愛媛大学生に、インターネットを通じて本学での授業を同時にパソコンテイクしていただくという遠隔情報保障支援を受けることができた。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.35

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立短大	1~499人	2~5人	学生支援委員会	学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
聴覚・言語障害学生への実施支援	ビデオ教材字幕付け・文字起こし、実技・実習配慮、教室内座席配慮			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	難聴	保育学	1年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	健康診断時の自己申告で障害が判明。担当教員から支援が必要ではないかとの申し出があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員・担任・学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員から支援内容のニーズの聞き取りを行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の履修科目の教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員、担任教員が支援内容の希望を聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	座席指定の場合には、できれば前列中央あたりに配置。学外実習については、その都度、相談に応じる。特に施設実習の配属先等には配慮。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.36

学生相談、
カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	学生支援室、教育委員会、教務委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、学習指導(履修方法、学習方法等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

聴覚・言語障害	言語障害のみ	教育学	2年次	男	申し出者	本人
申し出内容	本人から申し出を受けた本学医学部耳鼻咽喉科言語療法士より「定期的なカウンセリングをお願いしたい」との予約があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	本学医学部耳鼻咽喉科言語療法士
対応の手順	保健管理センターにおける精神科医による定期的なサイコセラピー
学生との話し合い	吃音症の深刻な悩みおよび体重減少に関する悩み
支援内容	一般的な日常生活に関するカウンセリング
その他	定期的な本学医学部耳鼻咽喉科言語療法士によるトレーニング
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

本学生は定期的にあポイントをとり、自分の悩みを自由に表現することができた。大学の環境に自然に適応し、吃音症に対する悩みも徐々に軽減していった。体重も本人の希望する体重までに回復し、困ったときはいつでも相談に来なさいという保証を与えて、約1年後にカウンセリングを終了した。

事例No.37

	授業、試験、移動、施設改修等		学生相談、カウンセリング等	
--	----------------	--	---------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～2,999人	21人以上	障害学生支援委員会	学生課、教務課、保健室、学生相談室
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、注意事項等文書伝達、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1) 支援の申し出

聴覚・言語障害	言語障害のみ	人間科学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>家族(母親): 入学直前に母親より連絡がある。教室間の移動についての配慮と試験時間の延長についての配慮の希望がある。</p> <p>本人: ①授業間での教室移動に関しての配慮 ②筆記が遅いため、授業内でのレポート作成の時間延長措置 ③試験時間の延長と解答方法の変更(タブレット利用) ④言語障害があるため、授業内での発言に関しての配慮、以上の4点について要望がある。</p>						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学直前に母親より学生課に連絡あり。入学後、本人より障害学生支援室あてに相談があり、その後継続的に支援を行なっている。
対応の手順	本人から聞かれた希望(教室の変更、授業内での各種配慮)に関しては、教務関係の部署や学科教務担当教員と協議の場を持ちながら、配慮方法などを検討する。また、障害学生支援室がアセスメントを行ない、その情報をもとに学科担当教員が配慮願いを作成する。
学生との話し合い	相談を通じてアセスメントを行ない、必要な支援を学科担当教員に報告した上で、可能な支援について本人とすり合わせを行なっていく。
支援内容	教室変更、授業内のレポートに関しての配慮、試験時間の延長、試験解答方法の変更(学内PC利用)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

<p>診断名も特定できず、有効な治療方法がないとのことで、今後も経過を見ながら配慮方法や支援内容が変化することが考えられる。継続的な関わりを続けている。</p>
--

事例No.38

	授業、試験、移動、施設改修等		学生相談、カウンセリング等	
--	----------------	--	---------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
聴覚・言語障害学生への実施支援	ノートテイク、パソコンテイク、ビデオ教材字幕付け・文字起こし、試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、FM補聴器/マイク使用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導			

(1) 支援の申し出

重複	難聴 アスペルガー症候群	文学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	聴覚障害(難聴)のため授業情報保障の要望、及びアスペルガーによる様々な困難に対する支援を要望。						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室、学部担当者
対応の手順	コーディネーターとの面談によるニーズの把握(当該学生、保護者)、当該学生所属学部で学生の特徴、必要な配慮について「配慮文」を提出。
学生との話し合い	支援学生に対し、「発達障害」に関する講習会を実施し発達障害の理解を促した。
支援内容	ノートテイクによる授業支援。コーディネーターによる定期的面談及び修学やスケジュール立案の支援。
学外連携	就労移行支援機関との連携。
その他	SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)プログラムの実施による自立支援の実施。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

聴覚障害学生に対する授業情報保障の支援方法や技術等は安定してきているが、発達障害学生に対する支援は特定の方法がないため、個別ニーズに即した支援の構築が必要であり、専門的知識を持つ担当者を安定的に雇用する必要がある。

事例No.39

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生部学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

重複	難聴 上下肢機能障害	文学	女	申し出者	本人
申し出内容		入学時、支援申請書により、手足に麻痺があり補装具使用、聴覚障害ありと判明。授業への配慮としてFM補聴器と専用マイク、ノートテイクの希望あり。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生課・保健室				
対応の手順	学生課・保健室で本人と個別面談を行ない支援内容を決定。				
学生との話し合い	初めに学生の障害内容及び支援内容の希望を聞き、その後話し合いの中で職員が支援できる内容を提案していった。				
支援内容	講義中教員にFM補聴器専用マイクを使用してもらいFM補聴器で聞き取れるよう配慮。講義とガイダンス、新入生オリエンテーション、入学式、卒業式などの学内行事にノートテイクを2名配置(地域ノートテイク費用は大学負担)。専用ロッカーの貸出(無料)、保健室で随時相談対応、休憩室の確保。				
学外連携	地域ノートテイク				
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健室、学生課				
ニーズへの対応	できなかった内容	本人が希望する講義全てにはノートテイクの配置ができなかった。			
	できなかった理由	ノートテイクの不足で都合のつかない時があった。			

(3)学生の反応、感想等

当初学内でノートテイクがおらず、外部ボランティアの地域ノートテイクに依頼。本人の希望を聞きながら講義等に配置したが、急な休講や欠席等が生じると学生課が地域ノートテイクに連絡することになるため、本人が気をつけて体調不良でも休みづらくなり無理しがちになる面もあった。入学の翌年学内にノートテイクサークルが発足され、地域ノートテイクと共にノートテイク支援をした。

事例No.40

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～2,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生部委員会	支援担当部署・機関 学生課
聴覚・言語障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、FM補聴器/マイク使用			

(1) 支援の申し出

重複	ネイジャー症候群 難聴 上肢機能障害	人間科学	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	ネイジャー症候群により、左手、指、関節機能障害、聴力障害(補聴器使用)がある。運動に制限があるため、基本的に見学等を希望。講義時マイク使用であれば聞き取ることができる。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学時の学生カードへの記載(学生課)、健康診断での障害者手帳提出(保健センター)、授業での配慮の有無の確認(教務係)
対応の手順	入学式前日4/2学生課より学生カードの申出連絡 →4/5教務係から学生を呼出し面談、学科へ報告 →クラス担任が学生と面談 →4/7学科より協力依頼文書が配付(学科内、必修科目担当者へ周知) →4/9授業・履修登録開始 →4/24履修登録確定、科目担当者へ協力依頼文書配付、周知
学生との話し合い	補聴器を使用しているため、雑音が多いと聞き取りづらいとのことだが、事務室内で他の音がある中で1対1の面談は支障なかった。普通と変わらないことへの配慮は不要とのことだった。
支援内容	体育(必修科目)担当非常勤教員に事前連絡→体育は見学、レポート提出。科目担当者へ周知→講義中にマイクを使用し、教員の声を聞こえやすくした。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.41

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生課、保健室、学生相談室等
聴覚・言語障害学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、保護者との連携、通学支援(保護者運転自動車通学の許可等)			

(1)支援の申し出

重複	難聴 上下肢機能障害	社会学(保健福祉)	2年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	聴覚障害、歩行困難、右手の機能障害などがあり、学生生活において援助が必要であるが、できる限り他の学生と同じ生活を希望しており、本人ができることは何でもさせている。現状の照明では、夕方の歩行に支障があるので、キャンパス内の明るさが足りない場所に外灯の増設を希望。保護者からも申し出あり。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	当該学科の教員、保健室(学生課)
対応の手順	授業の受講について学科と事務局で相談。外灯の増設については事務局で相談し、起案を回覧。
学生との話し合い	授業等の受講支援、外灯の増設を当該学生に説明。
支援内容	授業中はノートテイク学生による支援を実施。学内の移動も可能な限り学科の学生がサポート。なお、ノートテイク等サポート学生に関しては学科の実習指導室が対応し、当該学生本人にはアドバイザー教員と実習指導室とが対応。キャンパス内の明るさの足りない場所2か所には外灯を1基ずつ設置。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.42

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数 500～999人	障害学生数 1人	対応する委員会 教務委員会	支援担当部署・機関 教務課
聴覚・言語障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、聴覚・言語障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1) 支援の申し出

重複	聾 上下肢機能障害	文化学(生活文化)	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学後、本人及び特別支援学校の元担任からの要望により、今後の通学方法、学内での生活、受講方法、交友関係等について、短期大学にて話し合われた。診断書はなかったが、特別支援学校側より本人の詳しい履歴等の資料が提出された。						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	所属学科 学科長および学科長補佐
対応の手順	教務委員会にて協議、決定し、全教員へ伝達した。
学生との話し合い	本人の障害の状況および要望を聞き、対応について提案した。
支援内容	本人の意思を尊重し、通学や学校生活については特に配慮はしていないが、講義の受講時に座席の配慮及びタブレット端末(黒板の撮影等のため)の使用を許可した。また、定期試験において試験用紙の拡大印刷及び、筆記試験でのノートパソコン使用を許可した。
学内協議参加部署・機関	委員会



【肢体不自由】

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害	理系	2年次	申し出者	本人
申し出内容	上肢に麻痺があり筆記が困難であるため、授業においては代筆ノートテイク支援の利用を希望したい。また、定期試験においては、代筆支援に加え、時間延長、機器(ブックスタンド、磁気ボード)等の持ち込み、場合によっては別室受験などの配慮を希望したい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	当該学生の担任、及び本学の障害学生支援部署
対応の手順	学期が始まる前に、当該学生、担任、障害学生支援部署の教員、支援学生の代表が一同に会し、本人が組み立てた授業のスケジュールを確認し、本人の要望を調査した。そして、本人のニーズに基づき、本人が所属する教育組織長と障害学生支援部署長の連名で配慮依頼文書を作成し、担任を通じて、当該学生の指導にあたる教員に周知を行なった。また、定期試験の内容が事前にわかる科目については、支援を実施するために、事前にとるべき対応を確認した。
学生との話し合い	本人の要望に対し、障害学生支援部署の教員が提案した支援内容に納得した。
支援内容	本人からの要望があった授業においては、本学の支援学生制度を利用して、学生による代筆支援を実施した。 定期試験に関しては、本人が所属する組織の大学院生が専属支援学生として代筆支援を行なった。また、ティーチング・アシスタント立会いのもとに、上述の機器を持ち込み、別室で試験時間を延長(1.3倍)して行なった。時間延長によって連続する科目の試験時間が重なってしまう場合には、どちらかの開始時間をずらすといった配慮を実施した。
その他	授業を開始してみて、通常の椅子は本人の身体への負担が大きいことがわかり、肘置きとキャスターがついた椅子を購入する等の配慮を随時行なった。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

その後の試験においては、支援してくれた大学院生と密に連絡を取り、次回の試験時の支援を事前にお問い合わせするといった配慮を本人が自発的に行っていた。

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	21人以上	学生支援委員会	学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
肢体不自由学生への実施支援		試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、提出物期限の配慮、個別指導		

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害 (高次脳機能障害)	人文社会学	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容		上記、病状により授業内における配慮の申し出があった。			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員、担任、学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員から支援内容のニーズの聞き取りを行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の履修科目の全教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員、担任教員が支援内容の希望を聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	配付資料の拡大コピー、レポートなどは手書きではなくパソコンを使用しての提出、授業中のワープロ使用許可、授業時間内提出のレポートは持ち帰って作成、左半身麻痺により教室移動に時間がかかるときがあるため遅刻への配慮。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

精神的に落ち着いて授業に取り組めた。

事例No.3

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1～499人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生支援委員会	支援担当部署・機関 修学支援チーム
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上肢機能障害	法学	2年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	高校の教員から、文字を書くのに時間がかかると相談があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	出願時に高校の教員から入試係へ事前相談があった。
対応の手順	入試担当からの情報により、学生支援センター長が学生支援センター内に修学支援チームを立ち上げ、教授会に報告後、入学後学生生活に支障を生じる可能性のある学生について修学支援チーム内で協議し、学生の家族から聞き取りを実施。家族と面談後、学生と面談し学生のニーズを把握し、具体的支援について教務委員会と共同で履修担当者に配慮を要請した。
支援内容	試験時間の延長。講義の録音許可。答案用紙の配慮。定期面談。
学外連携	出身高校
学内協議参加部署・機関	委員会、保健管理センター等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでの学内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文系(大学院)	1年次	申し出者	本人
申し出内容	学生は下肢に障害があり、車椅子を使用している。この学生を含め車椅子を使用する複数の学生が、大学と最寄り駅を循環する民間バスの乗降についての改善を障害学生支援部署に相談してきた。学生の要望は、低床バスの運行頻度を増やして欲しい、特に朝夕の通学時に多くして欲しい、バス停では車道での乗降ではなく歩道に付けるようにして欲しい、夜間など気づかず通り過ぎることのないようにして欲しいということであった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署				
対応の手順	障害学生支援部署からバス会社に対し対応の改善を申し入れた。その後さらに話し合いの機会を定期的に持つようになった。参加者は、バス会社の担当役職者、バス運転手、障害学生支援部署、学生生活課、障害学生の代表と支援学生であった。				
学生との話し合い	バス会社の運転手と話し合いをしたところ、バスの更新時には低床バスを導入することとしているが、予算の限界があることが説明された。しかし他地域とのバランスも考えつつできるだけ多く運行するよう務めると回答があった。バスの停車位置については、車両の大きさによってバス停に接近して付けることが困難な場合があること、運転手のローテーションによって停車と介助技術にばらつきがあることなどが説明された。学生に気づかずに通り過ぎることについてはそのようなことの無いよう配慮するとの回答があった。加えて運転手から、バスの構造上どうしても乗降者が見えにくい場所があることが発言され、下記のデモンストレーションの際に参加者で確かめ合った。また発着をどのように工夫するか意見交換も行なわれた。				
支援内容	話し合いとともに、バス乗降の介助デモンストレーションを実施し、練習を通して意見を交換した。				
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署				
ニーズへの対応	できなかった内容	バス会社からは前向きな対応を得たが、すべて希望通りではなかった。			
	できなかった理由	バスの運行はバス会社(他機関)の営業であるため。			

(3) 学生の反応、感想等

運転手も交えて学生との話し合いができたことで、互いに理解を深めることができた。その後も継続的に話し合いを行なっている。

事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生部学生事務室
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	コミュニケーション学 (メディア)	2年次 男	申し出者	本人
申し出内容	夏休み期間中に足の手術を行なうが、術後しばらくは学内で車椅子を使用することになる。車椅子の移動支援を受けられないかとの申し出を受けた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生事務室障害学生支援担当者
対応の手順	障害学生支援活動団体(学生ボランティア団体)に後期の移動支援を要請、当該学生より時間割の情報を得て、支援学生のシフト調整を行なった。支援学生で間に合わない時は職員が移動支援を行なう。なお、支援開始直後に当該学生と支援学生の顔合わせを行なった。当該学生の希望により支援の必要がなくなった枠もあるので適宜調整した。なお、学部長が作成する授業担当教員への配慮文書の配付は、当該学生の授業復帰前に行ない、その後障害学生支援委員会で報告。
学生との話し合い	夏休み期間・入院中にやり取りしたため、主にメールでの連絡だった。学生のレスポンスが遅く、支援学生のシフト調整が復帰間際になったが、職員が一時的に支援の枠を補填し、スムーズに支援学生に引き継ぐことができた。
支援内容	車椅子の移動支援、配慮文書の配付
その他	学内車椅子マップを作成するにあたり、この移動支援の経験を生かすことができる(現在作成中)。なお、入試時には受験生の申し出により、送迎車の乗り入れ、エレベーター使用、出入口付近への座席指定などの配慮を実施していた。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

当該学生が車椅子の利用に慣れたことで、支援が不要となった時間もあった。希望の場所への移動を支援してもらえてよかったとの感想を聞いた。車椅子利用は半期間のみ、現在はリハビリを兼ねて自力で歩行している。

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、試験時間延長・別室受験、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (高次脳機能障害)	経営学	5年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	3年次に交通事故に遭い、高次脳機能障害と視力障害(のちに手術により回復)、足に麻痺が残る。約1年程休学し、復学の際に学生課を通して障害学生支援室の紹介を受け、支援の申し出がある。						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生課、障害学生支援室
対応の手順	復学にあたって、学部長と状況確認をし、その後本人と家族、通院している病院と対応を協議。学習支援として授業の進捗状況や課題等の確認(代筆補助)をサポートで対応し、学生生活に慣れるまでは母親が付き添うことになる。
学生との話し合い	学生は失語症もあるためほとんど話さず、母親が主に話をしていた。
支援内容	サポーターによる代筆補助、授業内容の確認。職員による資料や課題の確認。
学外連携	入院していた病院のリハビリスタッフ、県の高次脳機能障害支援センター
その他	復学後、高次脳機能障害になって初めての試験で思うように単位が取れなかったため、自暴自棄になったり、家族にあたるなど感情的になり一時大学やリハビリに行かない時期があった。その後、また通学するようになる。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

障害の受容があまりできていないまま、リハビリの効果を期待するあまり早めの復学となり、本人なりに頑張ったが単位取得につながらなかったため挫折感があった様子。今は卒業後の目標もないため大学に通う意味を感じていないと家族に話しているが、大学以外に過ごす場所がないため家族も思い悩んでいる。今後は大学卒業は大きな目標として、達成するしないに関わらず大学以外の生活についても検討していく必要がある。

事例No.7

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000~9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 保健管理センター、学務部学部
肢体不自由学生への 実施支援	教室内座席配慮、各教員が個別に対応、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)			

(1)支援の申し出

肢体 不自由	下肢機能障害	医・歯学(研究科)	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	先天的な下肢障害(両変形性股関節症)の病状悪化のため、長時間の研究が困難であり、治療・療養目的で研究が行なえる時間が週3日以下になってしまうため、支援要望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学科学務係に支援要望の申し出があったため、長期履修制度を勧めた。
対応の手順	学生が指導教員と相談、長期履修計画を作成して学務係に提出。教授会議で長期履修が承認された。
学生との話し合い	学生からのニーズを聞き、学科学務係から長期履修制度について提案した。
支援内容	長期履修生になることにより、標準修業年限に納入すべき授業料の額(年額×4)を長期履修が認められた年数で除した額を年額とした。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.8

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	11～20人	ない	各学部の学務担当係、 教育・学生支援室、保健管理センター
肢体不自由学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体 不自由	下肢機能障害	教育学(大学院)	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	特別支援学校教諭免許取得を希望しており、教育実習に行きたいが、実習先の特別支援学校への、公共交通機関を利用した通学手段はJRLがなく、最寄り駅が無人駅で車椅子で乗降できないため、車椅子でも通学できる実習校を手配してほしい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	担当教員より、学部の事務局に申し出があった。
対応の手順	担当教員が別の特別支援学校に相談し、受入の内諾が得られたため、教育実習実施委員会等で協議し、実習校の変更を行なった。
学生との話し合い	実習校の変更について当該学生の了解を得た。
支援内容	別の特別支援学校に変更したことで、バス通学が可能となった。また通常の実習であれば他の実習生がサポートできるが、当該学生の単独での教育実習となるため、実習中のサポートを行なう学生ボランティアを配備した。
学外連携	受入先の特別支援学校
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等

学外生活
(通学・入寮等)

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、使用教室配慮、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	医・歯学	3年次	男	申し出者	本人
申し出内容	<p>入学時から3年次までに当該学生から以下のような申し出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車通学を認めてほしい、その際、障害者用駐車場を確保してほしい。 ・雨天・積雪時に車椅子で乗り降りが可能なように駐車場に屋根を設置してほしい。 ・車椅子でも受講できるよう、講義室を改修してほしい。 ・体育実技授業に車椅子を利用して受講したい。 ・更衣に時間を要するため体育実技授業に遅刻する可能性があることを了解してほしい。 ・実習時にスタンドアップ型電動車椅子を使用したい。 ・車椅子で実習できるよう、実習室の実習台の高さを調節してほしい。 ・体温調節が困難なため、教室の温度を調節してほしい。 ・食堂と売店を車椅子で利用できるようスロープを設置してほしい。 ・図書館内を車椅子で移動しやすくしてほしい。 					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援担当部署	
対応の手順	合格発表後、当該学生、保護者、学部長、学科長、学務担当者、障害学生支援室員の話し合いの場を設けた。入学式前日から1週間は、毎日、当該学生に修学状況と支援ニーズを確認した。支援の申し出については、学務担当者を通じ、必要に応じて教員や関係機関に連絡を取り対応した。スタンドアップ型電動車椅子購入の際は、助成手続きについて、障害学生支援室員が、県身体障害者更生相談所、市役所福祉課に問い合わせ、自治体や病院での手続きに立ち会った。	
学生との話し合い	入学当初は、自分から支援を申し出るといふことに遠慮や戸惑いが感じられたため、障害学生支援室員が必要な支援・配慮を申し出ることの重要性を説明した。	
支援内容	自動車通学の許可、駐車場の確保及び屋根の設置、講義室の車椅子対応(大講義室では跳ね上げ式の椅子を取り除く、小講義室では入口から近い位置に指定席を設ける)、車椅子による体育実技の参加等(更衣場所の確保と更衣に時間がかかることによる遅刻の了解)、実習でのスタンドアップ型電動車椅子の使用、実習台の高さ調節、教室の温度調節、食堂・売店へのスロープ設置	
学外連携	車椅子販売業者、県身体障害者更生相談所、市役所福祉課(電動車椅子購入の際)	
その他	入学1年目は、状況の把握と情報交換のために、保護者との面談を定期的に行なった。	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備
	できなかった理由	食堂・売店及び図書館については施設改修の予定があったため

(3)学生の反応、感想等

- ・自分で必要な配慮を求められるようになった。
- ・支援学生の研修会や情報交換会に積極的に参加し、障害の有無に関わらず、互いに認め合い、学び合っている。

事例No.10	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	進級、卒業、就職、学外実習等	
----------------	-------------------	----------------	--

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	教育支援センター	専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ノートテイク、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	臨床心理学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	車椅子(電動ではなく自走型)使用。4度のオープンキャンパスに参加し、自己推薦入学試験の自己アピール方式で「車椅子駆伝の経験」を踏まえアピールする事で受験計画を立てる。自己推薦入学試験の志望理由書の下書きを来学の度にチェックし受験に備えた。文字を書くのが遅く、細かい原稿用紙のマス目には書き入れる事が困難で、志望理由書はコンピューターを利用して出力したものを提出してもらうこととする。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	自己推薦入学試験、自己アピール方式(志望理由書作成ではオープンキャンパス時に志望学科の教員からアドバイスをもらいながら進めた。
対応の手順	11月以降入学式までの間、本人、親との間で、学生生活の計画と支援室利用について伝えた。入学後は学生支援室が窓口となった。
学生との話し合い	年度当初の全体ガイダンスの説明を個別に実施、困り事があれば必ず学生支援室に来るように説明。
支援方法	入試配慮では特別なことはせず、車椅子で移動しやすい会場を設定した。入学後は学生支援室が窓口となり、履修登録完了を受けて教務課が担当教員に支援依頼文書を配付し、連絡を密に取り支援を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

他の学生の協力もあり、新入生学外オリエンテーション(市内観光)も福祉車両のジャンボタクシーを利用し、積極的に参加。学内行事も積極的に参加できている。
--

事例No.11	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			
----------------	-------------------	----------------	--	--	--

学校基本情報

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	11～20人	学生相談・支援委員会	保健センター
肢体不自由学生への実施支援		注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、専門家によるカウンセリング、通学支援（自動車通学の許可、専用駐車場の確保等）、敷地及び施設のバリアフリー		

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害（脳性まひ）	社会学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容		歩行が不安定で時間がかかるため、入試時、洋式または身障者用トイレ近くの席を希望。入学後は、必要に応じて車椅子持参使用および乗用車での通学許可を要望。			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入試課職員及び学生支援課職員
対応の手順	配慮内容について、全課での情報共有を行ない、下記の支援内容を決定した。
学生との話し合い	本人および保護者と面談。本人の希望に基づき支援を検討した。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・体育は座学のみで単位取得可 ・フィールドワークでは配慮 ・高校の同級生が入学しているので、クラス分けで配慮 またこのことについて、授業を担当する各教員にも周知を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

授業が始まり、施設面で改修を要望する部分がいくつか追加で出てきた。現在、施設担当者へ改修の検討を依頼している。

事例No.12

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生支援委員会	支援担当部署・機関 学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	実技・実習配慮			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	経済学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	(本人及びその父母から) 学内における授業での配慮、バリアフリー化、食事の配膳補助等の要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学部の教職員、学生支援課及び施設整備課の職員					
対応の手順	本人及びその父母、所属学部の教職員、学生支援課及び施設整備課の担当職員等が会し、実際に学内の各施設をまわりながら、本人のニーズを確認し、その場で対応策を決定した。ただし、建物の構造上及び経済的な理由で即答ができない案件は、後日改めて実施の有無や内容等の提案・協議を行ない決定した。					
学生との話し合い	当該学生及び保護者も支援内容について概ね納得していた。					
支援内容	各建物のバリアフリー化(スロープ、手摺り等の設置)。体育館での授業では、本人が2階への移動が困難なため、可能な限り1階で行なうこととした。学内には一部急勾配の箇所があり歩行器や手動車椅子での移動が困難なため、電動カートを購入し、当該学生に貸し出すこととした。学内の食堂では、歩行器を使用した場合に単独で料理を取ったり、おぼんを持ち歩くことができないため、テーブル付の車椅子(2台)を購入し、単独で食事ができるようにした。また手の届かない料理は生協職員が取るなどの支援を行なうこととした。					
学外連携	大学生生活協同組合					
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の確保				
	できなかった理由	食堂での配膳補助ができず、代替措置としてテーブル付車椅子を貸出し、一部は生協職員が支援を行なうことになった。				

(3) 学生の反応、感想等

入学当初の数か月は、一人暮らしで不安もあり少し疲れた様子であったが、最近は大学生活にも慣れてきたようである。

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
公立大学	1,000～1,999人	11～20人	学生厚生委員会、保健センター運営委員会、学生支援委員会	学務課、保健センター
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、出身校との連携、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	社会学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	<p>本学では強風などの天候不順時、安全確保のため扉を施錠し、その旨張り紙をして学生に周知していた。しかし当該学生は車椅子を利用していたため「扉前まで移動しないと施錠されていることがわからない。その後の学内移動が不自由になる」旨申し出があった。</p>				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学務課
対応の手順	学務課内で対応を検討
支援内容	強風などで扉を施錠する際は、全学生に「扉を施錠している」旨の一斉メールを送信することになった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

事例No.14

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教務課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	情報工学	1年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	身体を動かす授業への参加は難しい。 長期間の移動は負担が大きく、バス等により長時間の移動があるような際も参加は難しい。 下痢が止まらない場合があるので、その際は、大学を休む必要がある。 自家用車による通学を行なう予定であり、その場合は、身体障害者用駐車スペースを確保してほしい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学決定後、事務局教務課に対し、支援の申し出があり、学生、母親及び事務局関係者による面談を行なった。
対応の手順	入学前に行なった面談結果等をもとに、障害学生支援会議を開催し、入学後の対応について協議した。会議後は、協議結果を教職員等へ周知した。
学生との話し合い	本学施設を見学し、意見交換を行なった。概ね移動等には問題ないが、上記の申し出があった。
支援内容	学内の階段に手すりを設置する、教室内に階段がある場合においては前の席を確保する、歩行速度が遅いので予期せぬ遅刻について容認する、運動を含む授業では授業に支障がない程度での代替措置の検討を行なう等。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、保健体育担当教員

(3) 学生の反応、感想等

身体を動かす行事を含め、各種行事に積極的に参加しようとする様子が見られる。

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (神経因性膀胱 二分脊椎 脳性麻痺)	1年次 男	申し出者	本人
申し出内容	車椅子で利用できる机の準備をしてほしい。特に移動の援助は希望しない。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援課、入試センター、学生センター
対応の手順	受験の方法、授業の配慮の内容検討、支援学生の配置
学生との話し合い	机の位置やトイレの安全性、学内の危険箇所などを確認し合った。車椅子移動支援学生とのコミュニケーションの中継ぎをした。
支援内容	専用の机を履修する科目の教室に設置した。トイレ内の呼び出しベルを特別な位置に設置した。ボランティア学生を募り、毎時間の教室移動に必ず付き添った。授業の出入りやエレベータの優先に心がけた。凹凸の大きい箇所の整備を行なった。食堂での配膳サポートを設置した。
学外連携	トイレ介助支援団体との連絡をとった。
その他	当初、車椅子の移動支援は希望していなかったが、バリアフリーでない箇所もあったり、突風などで横転しそうになり、他の学生が心配することがあって、支援者を配置した。

(3)学生の反応、感想等

はじめは、支援は必要ないとのことであったが、一人でいることが多く、すぐに支援者を配置した。それにより、友人もでき、支援してほしい内容を告げられるようになった。

事例No.16

	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活 (通学・入寮等)
--	----------------	--	--	------------------

学校基本情報

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生相談室、保健室
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍はあるが、特別な支援はしていない。(事例は過去年度のものです)			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	情報工学	4年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	義足は濡れるとよくないので、風呂やプールでは装着せずに、片足で移動することになる。寮の風呂の床がすべりやすく、転倒しそうである。また、プールの階段が急であり片足での上り下りが危険である。校舎の外階段の1段1段が高く、全体が急で上り下りが辛い。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室、看護師、クラス担任					
対応の手順	学生寮の風呂については寮務係や寮務主事に報告、プールについては学生係や学生主事に報告。					
学生との話し合い	本人に風呂での移動を実際に体験してもらい検証した。					
支援内容	学生寮の風呂については、床を滑りにくいものに張り替えた。プールの階段も滑りにくいシートを張り、サイドに手すりをつけた。					
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等					
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備の改修				
	できなかった理由	外階段の改修には多額な予算措置が必要のため				

事例No.17

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生事務部学生課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、個別指導 学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験合格後、当該学生と保護者から、トイレの改造について要望があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学予定の学科長に相談があった。
対応の手順	学生部(学生委員会)や大学事務局で協議を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞き、トイレの設計段階から、学生が関わることに納得した。
支援内容	当該学生が利用しやすいように、車椅子用トイレの改造を行なった。便器の横に、ベッド設置工事をし、一人で車椅子から便座に座れる工夫をした。導尿カテーテル等を入れる専用の棚(鍵つき)を作った。
学外連携	出身の高等学校より写真(使っていたトイレの写真)の提供。
その他	介助者なしでひとりでトイレを利用することができた。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、学生部(学生委員会) 大学事務局

(3)学生の反応、感想等

自立した学生生活を送れた。

事例No.18	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)

学校基本情報

公立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	1人	厚生委員会	総務管理課 教務学生係(保健室担当含む)
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害	文学(英文学)	2年次 女	申し出者	本人以外
申し出内容	高等学校の担任教員、母親から、車椅子での学生生活になるので、ある程度支援をしてもらいたいと申し出があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別な対応については、事務局入試担当あてに、高等学校の担任教員から申し出があった。入学後の対応については、高等学校の担任教諭からの電話と高等学校長からの文書により、支援会議開催の依頼があった。
対応の手順	入学試験の試験会場への入場までは、事務局教務学生係職員、保健担当職員が付き添い案内した。試験開始後は、所属学科の教員が付き添い、案内・誘導した。入学決定後すぐに高等学校の教員、本人、所属学科の学科長、事務局の教務学生係職員、保健担当職員で支援会議を開いた。
学生との話し合い	入学が決まり、学生本人と話し、腕の力も弱く重いドアは開けにくい、急な坂は登りづらく、支援が必要であることなどを確認した。教員にも承諾を得、体育の授業は見学することとした。また通学方法はバスであることを確認した。
支援内容	本人と所属学科教員、事務局職員で学内をまわり、扉を自分で開けることができるか、長いスロープの移動が可能かなどを確認した。段差の教室で昇降機を使用する練習をしたが、かなり負担で危険もあるため、教室を変更することとした。はじめのうちは、通学時のバスの乗り降りを事務局職員、守衛で見守ることとした。事務局職員で、使用教室の中で、自分で出入りでき、椅子が固定でない座席を確認した。
学外連携	事務局長、次長がバス会社に出向き、通学の際は配慮してもらえようをお願いした。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

時々体調を悪くしたり、学生の中に入れないことで泣き出すことがあり、保健室で休養することが何度かあった。しかし非常にまじめで、空き時間も勉強するなど、勉学に対して一生懸命とくんでいる。また本が好きで図書館サークルに入り、仲間と話し合ったりイベントに参加するなど意欲的に取り組んでいる。

事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立短大	全体の学生数 1~499人	障害学生数 1人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	下肢機能障害 (脊髄髄膜瘤による膀胱及び直腸機能障害)	キャリアデザイン学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	本人の通う特別支援学校担当教諭からの申し出。下記について要望を受ける。 ・3時間間隔で自己導尿を行なう必要がある為、車椅子用トイレに専用のゴミ箱を設置し、使用済みカテーテルについても処分をお願いしたい。 ・腹痛や軟便がひどい場合には洗腸の必要があるため専用のシャワールームを設置して欲しい。 ・長時間の歩行が困難なため、体調によっては階段昇降機を使用したい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試室
対応の手順	特別支援学校担当教諭、入試室、学務課、学生部長(兼ゼミ担当)で打ち合わせを行ない必要な支援を確認。
学生との話し合い	学生部長(ゼミ担当)が学生と面談し、必要な支援を再確認。可能な支援を伝えた。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シャワールームの設置 ・車椅子用トイレに専用ゴミ箱を設置し、掃除委託業者へ使用済みカテーテルの処理を依頼 ・使用教室配慮、座席配慮
学外連携	当該学生の障害について診察可能な近隣病院を確認。大学としても院長に依頼。
その他	体調急変の際の連絡や対応手順を明確化。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

体調によっては3階までの階段の昇降が困難なため、職員が付き添い昇降機を利用。 現在では友人が援助してくれるようになり職員の負担は軽減している。 今後は就職支援が課題。

事例No.20

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	学生部委員会	学生部、学務部
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、論文発表時の資料配布に関しての支援、進路・就職指導、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、疾病管理			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	情報学	3年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>1年生の時の交通事故による上下肢機能障害のため、車椅子での生活を余儀なくされた。以下3点について対応を尋ねられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車椅子の自走速度が遅いため、授業間の教室移動ができるかどうか。 2. 字が書けないので、授業のノートや試験に関して配慮があるかどうか。 3. 学生生活が継続できるかどうか。 <p>また、学生本人より1点要望があった。 CALL教室(コンピュータを活用した語学学習室)及びPC教室での授業の際、キーボード操作が不便な為、障害者向けのマウスを利用したい。</p>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生生活課、教務課、学術情報課(教務課より要望の連絡)、入試課(転学部試験について)
対応の手順	母親からの状況説明を元に教務、学生生活、庶務、施設関連の4部署と協議し、学生退院後の学習の継続性を支援すべく、必要に応じて協議し、可能な限り対応した。またPC教室等での授業の際にキーボードを使用するに当たり学術情報課において障害者向けマウス取扱業者(特定非営利活動法人)と連絡を取り合った。
学生との話し合い	学生とは気軽に話せるような雰囲気を作り、窓口中心に、たびたび相談を受け、できる限りの対応を行なった。提案したマウスについては1週間ほど試してもらった。
支援内容	教員への授業での配慮のお願い、教室座席の配慮、専用机、スペースの確保、公開パソコン室での専用PCの準備、試験問題及び試験時間の配慮、介助者の車両入校の許可、学生からの種々のヘルプへの対応。またマウスについては、使いやすいとのことで事務室で1台購入し、支援者が授業開始前及び終了後にマウスを設置・回収している。学生がPCを使いやすくするために通常の椅子を移動(授業時間中一旦教室の端に移動/元に戻す)したり、PCの画面及びキーボードを通路側に傾けたり(元に戻す)等行なっている。
その他	上記マウスについては学生が自宅用にも自費で購入し使用している。また転学部試験の際試験方法(実施キャンパス・試験科目)について学科主任会で協議し配慮した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

学生の反応、感想等	学生、母親より感謝の言葉があった。
-----------	-------------------

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教学部
肢体不自由学生への実施支援	教室内座席配慮、授業担当教員へ周知、学習指導(履修方法、学習方法等)、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経営学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	当該学生の出身高校担任教諭より大学の学生相談室に連絡が入り、当該学生が学生生活に支障をきたし、修学意欲をなくしているとの報告があった。学部教務課が本人と面談を行なったところ、入学当初は支援がなくても授業等に差し支えないと思っていたが、実際に授業を受けていく中で、支障をきたしており、学生生活介助をお願いしたいとのことであった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー、当該学部の事務職員
対応の手順	当該学生と当該学部の教員(学生生活主任)、事務職員及び関連部署(教学部、学生部)の事務職員による面談を行なった後、支援者の調整を行ない、実際の介助を行なう。
学生との話し合い	面談の中で、主として以下の点について支障をきたしていることを聞き、介助者を探すことになった。 1)教室のドアの開閉 2)入りロドア前の段差 3)昇降機の操作 4)雨天の日の合羽の置き場所や着脱 5)パソコンのマウス操作
支援内容	上記1)～4)について生活介助者をつけた。本人の修学意欲に関しては、カウンセラーが定期的に面談を実施。マウスについては現在対応検討中である。
学外連携	同志社大学障がい学生支援室(マウス導入に関するアドバイス)
その他	介助者を探すにあたり、当該学部内だけではなく、学内で随時、支援協力をしてもらえる学生を募っており、今回はその登録者の中から2名に支援協力をお願いすることになった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>介助者によるサポートは問題なく行われている。学習意欲の改善にまでは至っていないが、カウンセラーとは良い信頼関係を築いている。マウスについては、学部及び情報機器管理部署と協議中。トラックボールマウスは操作しづらいとのことであり、障害学生修学支援ネットワーク拠点校でもある同志社大学障がい学生支援室からアドバイスを受けながら、引き続き対応を検討中である。</p>
--

事例No.22

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (脳性まひ)	文系	4年次	申し出者	本人
申し出内容	脳性まひ1級で、電動車いすを使用し、上肢操作が困難だが筆記は可能である。コミュニケーションに不自由はない。食事、排泄に介助が必要である。 この学生がソーシャルワーク実習に際し、通勤時の介助、トイレ介助を相談してきた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署
対応の手順	実習担当教員、障害学生支援部署が対応した。
学生との話し合い	協議では、本学の支援学生制度は学内授業等における支援を対象としており、学外実習等については個別に相談に応じ検討することとなるため、必ずしも要望に応えられないことをあらかじめ伝えた。その上で学生と話し合ったところ、同じ日程で実習する学生(女性)が支援学生登録していることがわかったため、その学生に介助を照会し了解を得た。
支援内容	その学生には、通勤時の介助とトイレ介助を依頼した。
学外連携	実習オリエンテーションに際して実習先職員(社会福祉事務所)と協議し、トイレ介助の一部を実習先職員が行なうこと、その他実習に際して必要な配慮を行なうことを協議し了解を得た。
その他	トイレ介助を除く実習時に必要な介助については、同じ日程で行なう他の実習生についても適宜介助に協力することを確認した。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

同じ日程で実習する学生がいない場合、あるいは協力が得られない場合は、同様の対応は困難である。
--

事例No.23

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (痙直型四肢麻痺左股関節亜脱臼)	文系	1年次	申し出者	本人
申し出内容	痙直型四肢麻痺、左股関節亜脱臼、電動車椅子使用、上肢はやや微細運動に困難あるものの、筆記や食事は介助不要。コミュニケーション困難なし。入学前の修学相談の一環として、体育の受講について相談があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	教育組織、障害学生支援部署
対応の手順	入学前協議の場を設け、本人、保護者ならびに担任、共通授業担当教員、障害学生支援部署などが参加した。
学生との話し合い	体育の授業概要について説明するとともに、体育の教員に相談した。また体育のオリエンテーションに参加した。
支援内容	「トリム運動」を履修した。障害など受講生の条件に合わせて授業プログラムを調整し、実施する体育の授業である。教室(体育館)が遠方だったため、福祉タクシーを利用した。またタクシーから体育館への移動やその他授業準備には、体育のTA(ティーチング・アシスタント)が対応した。

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援		ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可		

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (脳性まひ)	文系	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		脳性まひ1級で、電動車いすを使用。授業(特別支援学校の見学)に際し、自動車による移動が必要な箇所について支援を検討して欲しい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	授業担当教員
対応の手順	担任・所属教育組織を通じて障害学生支援部署に相談があった。関係者で意見交換したところ、電車、バスの乗換えは駅員の介助を利用して移動可能だが、一部のルートでは見学先までの交通機関の運行が十分ではないことが分かった。障害学生支援部署では学外の支援(支援学生派遣など)については個別に検討することを伝えた。そこで教育組織は支援願いを障害学生支援部署に出した。検討の結果、交通機関の運行が不十分な箇所は福祉タクシーを用いることとし、その費用を障害学生支援部署が負担した。その他の移動については学生が単独で行ない、支援が必要な場合は知人・友人に相談して対応することとした。
学生との話し合い	これらの結果について、教育組織ならびに学生に伝え了解を得た。
支援内容	学生、授業担当教員と障害学生支援部署が連絡を取り合って、現地での福祉タクシー利用の調整を行なった。費用は障害学生支援部署が負担した。
学外連携	現地の福祉タクシーを利用。
その他	次年度以降の後輩に利用してもらえるよう、本授業における交通機関の利用などについて留意点やアドバイスを、学生にレポートとしてまとめてもらった。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

交通機関利用についてのレポートは、準備するものや駅員との対応など丁寧に作成してくれた。

事例No.25 入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	ガイドヘルプ、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、代筆、配慮依頼文書作成、福祉タクシーでのキャンパス内移動、障害別の学生支援・準備室とその設備の利用、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	オープンキャンパス対応	申し出者	本人
申し出内容	頸髄損傷のために上肢、下肢に不自由がある。大学説明会(オープンキャンパス)への参加を希望するが、支援を受けることは可能か(本学への入学を希望する高校生からの申し出)。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	本学の入試課、および障害学生支援部署。オープンキャンパスの参加希望者用のホームページに、障害をもつ生徒専用の入力フォームを設けており、そこに入力された情報が入試課と障害学生支援部署に届く流れになっている。
対応の手順	メールや電話にて、事前に本人の状態と要望を確認し、支援の計画を立てた。その後、本人が参加を希望する教育組織へ情報を提供し、配慮を依頼した。また、支援学生の派遣、駐車場の確保などを行なった。
学生との話し合い	メールや電話によって、当日の対応の準備、調整を行なった。
支援内容	身体障害者用駐車場への誘導、各会場における車椅子用の席の確保、支援学生による会場間の移動支援、支援学生によるノートテイク支援を行なった。また、障害学生支援部署独自で説明会を実施し、本学の障害学生支援体制についての説明や、本学に在籍する障害学生との個別相談会を設けた。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、入試課

(3)学生の反応、感想等

オープンキャンパス時の高校生からの要請に対する対応に関して報告した事例であり、当日の質疑応答他の対応については、当該教育組織(修学について)ならびに障害学生支援部署(支援等について)が実施している。

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、教員への配慮依頼(文書伝達)、教室間移動サポート、掲示物窓口対応、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、特別支援学校との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可、経済支援(障害学生学業奨励奨学金等)、正課外プログラム(講演等)における情報保障、緊急避難時マニュアルの作成・共有			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	物理学	2年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>以下は、入学時の申し出内容(本人および保護者同席の面談において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介助員の採用」 日常の大部分で介助が必要であり、特に排泄介助において、専任教職員に対応してもらいたい。費用については自己負担分が発生しても構わない。 ・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」 日頃より電動車椅子を利用しており、入室が可能な教室と机を用意してほしい。 ・「多目的トイレへの移乗台設置」 介助者一人で行なう場合、衣服の着脱のために移乗台が必要となる。 					

(2)対応について

申し出を受けた部署	<p>受験前に、学部長・教務部・障害学生支援室にて面談を行ない、学生生活上での不安な点について聴き取りを行なった。合格決定後に本人から生活面における相談をしたいとの申し出があり、保健室・総務部・障害学生支援室にて上記申し出内容を受け付けた。入学前に支援メニューの一環として行なっている面談を、学部教員、言語科目主任、教務部、学生部、障害学生支援室にて行なった。</p>
対応の手順	<ul style="list-style-type: none"> ・「介助員の採用」について 生活面の面談を担当した部署間で検討した。専任教職員雇用は費用面で難しく、用務員の活用も検討したが外部委託のため委託条件の変更が困難であると判断した。学生の居住する自治体の福祉制度も利用できないことを確認した。外部ヘルパーにて授業間の休み時間のみ対応し、費用は大学が負担することを大学の承認を得て決定した。 ・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」について 支援メニューにあるため、調整については協議なし。ただし、よく利用する教室棟にエレベーターが設置されておらず、施設課および大学に設置を要請したが構造上の問題から建物自体の建て替えの必要があり実現には至っていない。また、施設課に本人の希望を受けて要請し、複数の教室で車椅子で利用できる可動機に改修を行なった。 ・「多目的トイレへの移乗台設置」について 大学に直接申し入れて常設1台の購入・設置の承認を得た。
学生との話し合い	<ul style="list-style-type: none"> ・「介助員の採用」について 希望通りの対応ではないが、大学の支援の考え方や本人にとっての卒業後の社会生活を見据えた決定であることを説明し、本人・保護者ともに納得した。 ・「多目的トイレへの移乗台設置」について 利用しやすい移乗台の情報を本人に聞き、出来るだけ類似のものを設置するよう努めた。

支援内容	<p>・「介助員の採用」について 本人が日頃利用している外部ヘルパー業者に委託し、毎学期の履修科目に合わせてシフトを組んで対応。委託費は毎月請求書を大学宛に発行し対応。オートバイの乗り入れ許可等を大学に申請した。</p> <p>・「車椅子で授業を受けられる教室の調整」について 入室ができない教室については履修予定科目が分かった段階から、教務部にて教室変更の調整を行なっている。施設課とは定例打合せを行なっており、エレベーター設置および車椅子座席の狭い教室の改修を要望した。教室の改修に関しては、学内調整を行なった上で、要望のあった教室は1年次夏季休業中に改修を行なった。</p> <p>・「多目的トイレへの移乗台設置」について 4月授業開始前に常設で1か所設置。支援予算で可動式の移乗台をさらに2台購入し、よく利用するトイレともう一方のキャンパスにも設置した。</p>	
学外連携	<p>・「介助員の採用」について 地域の保健福祉センターへ訪問し、本人の福祉制度利用が出来ない現状を伝え、大学内での介助を福祉制度として新たに検討してもらえるよう要請した。</p>	
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、総務部	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備、支援者の配置
	できなかった理由	費用が大幅にかかる等

(3) 学生の反応、感想等

高校までは専属の介助員が採用され毎日対応していた。大学は履修登録状況によってキャンパスにいる時間が異なり、専属の介助員の勤務時間を柔軟に定めるといった対応は非常に困難である。サポート学生に担当してもらうことも考えたが、まずは安全に安心してキャンパス生活を送れるようにと考え、外部ヘルパーの利用という選択をした。実際に社会に出たら、ヘルパーを自ら依頼することになるであろうし、その予行演習としての支援という位置づけと考えている。実際に、ヘルパーとのやりとりは本人自ら行ない、費用負担は大学であるため、時間変更やキャンセル等も本人が障害学生支援室と密に連携している。支援制度を上手に利用しながら、社会性も身につけてきている。

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への 実施支援	教材のテキストデータ化、教材の拡大、ガイドヘルプ、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	社会福祉学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	車椅子を利用している肢体不自由学生が、片道1時間30分をかけて本学まで通学している。その中で、直通通学バスを利用することとなったが、このバスのみ一般学生と同じ金額で乗車せねばならない状況であった。彼女が利用している公共交通機関では障害者割引が適用されるのに、どうして通学バスだけは適用されないのか、といった申し出が入学直後にあった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	申し出を受けたのは、障害学生の窓口となっている障害学生支援室。
対応の手順	障害学生支援室から本部に相談し、通学バス担当所管である庶務課とどのようにするかを検討。
学生との話し合い	実際に現在利用している公共交通機関では、どのぐらいの割引となっているのかを確認。通学バスは、通常の公共交通機関の定期よりも30%程割安になっていることも伝えた。
支援内容	通学バスの全ラインで、障害者手帳を持っている学生は定期券の場合は、通常価格の4割引きで、回数券の場合は5割引きで購入することとなった。また、悪天候の場合は付き添いの学生が必要となるが、その学生が利用する場合は、上述した割引のきいた回数券を利用することとした。
学外連携	通学バスの定期販売所が学内に何か所もあるため、1か所でのみ購入できるように調整。結果、バスの乗降場から1番近い、委託している警備会社の詰所で販売することとした。また、バスの待ち列の幅が狭く、車椅子学生が入れないため、運営しているバス会社にも彼らの使っているライン、乗降する時間等を伝えて、本来の乗降場所とは異なる場所で待っていることを伝え、了承を得ている。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

定期券運賃の割引適用の要望が通ったためか、①バスの本数を増やしてほしい、②クラブ活動があるので、その時間のバスも運行してほしい、③バスのラインそのものを変えてほしい等の要求を投げかけてくるようになった。しかし、それは障害のあることに関係のない個人的な事情であるので認められないことを伝えると、納得した様子である。

事例No.28

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 5,000~9,999人	障害学生数 11~20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、代理ノート、授業中の教科書等のページめくり			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	教育学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	修学にあたっての介助者の配置					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室
対応の手順	入学確定後に指導教員、学生支援担当教員、専門教員、学部事務職員、障害学生支援室職員、その他関係者等と当該学生との支援内容等の協議後、市内の介助者派遣センター等に問い合わせ、介助者の派遣契約を行なった。
学生との話し合い	当該学生とは支援室専門教員が連絡を取り、確認をしていたので、本人の意向や必要な支援についても本人と保護者を含め、円滑に関係者と話し合いができた。
支援内容	当該学生の時間割に合わせて介助者のスケジュールを毎週組み、当該学生が大学にいる間は介助者が常時待機しているようにした。基本的に、講義中は他の受講学生にページめくり等を支援してもらい、これを担当教員から受講学生へ指示促しをしてもらうよう協力をお願いをした。介助者は、講義時間以外の学内での移動、食事介助や身体介助の支援を業務とした。
学外連携	労働者派遣事業所
その他	通学手段、方法についての支援は行っていない。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

対象学生も障害学生支援室も、介助者利用については初めてであり、手探り状態での支援開始であった。そのため、対象学生と介助者との関係作りや距離感などについて助言やフォロー等が十分にできなかった。介助者を利用しながら、周囲の学生との関係作りといった点も考慮した支援の全体像を、関係者で共有しながら進めていく必要があると感じた。

事例No.29	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	ない	学生部学生課
肢体不自由学生への実施支援		ノートテイク、教室への移動補助、車椅子専用の脱着式テーブルの脱着補助、OSCE試験に対して学校医の意見書作成		

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	法学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>入学試験前および合格後に、当該学生と保証人から以下の内容について支援の申し出があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 授業および試験での座席の配慮(前列で机2つ分のスペースが必要) ② エントリーシート、試験における解答用紙の拡大(B5→A4、B4→A3) ③ 試験時間の延長(1.3倍) ④ 電動車椅子による移動の配慮 ⑤ 実技系科目の配慮 ⑥ トイレに際しての介助(車椅子対応型トイレに近い別室での受験) <p>入学後には(授業を受講し始めてから)、特定の授業科目についてノートテイクの要望があった。</p>						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の配慮については入試部、入学後の支援については主に教務課が窓口となり対応した。						
対応の手順	<p>入学試験前に当該学生および保証人から入試部へ支援の申し出があった。本人、保護者、高校教員、本学教職員により具体的な支援内容について協議した。</p> <p>その後、当該学生および保証人に来学いただき、支援の内容について改めて詳細を伺う機会を設け、大学として対応可能なことについて説明を行なった。同時に大学の施設について現場見学を行なった。</p> <p>入学手続き完了後に再度、当該学生および保証人と話し合う機会を設けた。ここでは、学生課、教務課、学部事務室(当該学生の入学学部)の教職員が、改めて入学後の支援内容について確認を行なった。</p>						
学生との話し合い	授業開始後は、電動車椅子に取り付ける補助机を教務課にて引き渡すため、ほぼ毎日当該学生とコミュニケーションをとる機会がある。その都度、学業および学内での生活において不便に感じることがないかのヒアリングを実施している。その中で一部の授業についてノートテイクの要望があり、担当部署とも相談の上ノートテイクを配置した。						
支援内容	<p>入学試験時は、出願書類の拡大(A4→B4)、試験時間の延長(小論文)(60分→80分)、小論文解答用紙の拡大(B4→A3)、別室での受験。</p> <p>入学後は、授業および定期試験での座席指定、定期試験解答用紙の拡大、授業科目の教室配当にかかる配慮(移動困難な教室への配当を行なわない)、体育実技科目の授業内容について配慮(別メニューによる授業実施)、ノートテイクの配置、当該学生の履修授業科目担当者に学業生活における配慮依頼文書の配付。</p>						
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、学生部、教務部						
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の確保					
	できなかった理由	日常生活行動もしくは、動作について援助ができる専門の職員がいないため。					

(3) 学生の反応、感想等

<p>支援者の配置については、学生本人が市の支援者団体に相談を行ない、1名ないし2名のボランティアスタッフを配置している。</p> <p>学内における日常生活行動および動作については、そのボランティアスタッフが支援している。</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

事例No.30

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報

国立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 教務課、学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、専用机・イス・スペース確保、学習指導（履修方法、学習方法等）、進路・就職指導			

(1) 支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	教育学	3年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	指導教員から、支援が必要と思われるとの申出があった。 入学試験前には事前相談を受けておらず、入学式後のガイダンスで指導教員が気づき、障害者であることが発覚した。 つま先立ち状態でゆっくりとバランスを取りながら歩いている、左手が上に上がらない状態、立ち姿勢での静止状態は30秒が限界。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	指導教員から教務課へ相談があった。
対応の手順	直ちに学生・連携担当理事、指導教員、教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員で話し合いを設け、肢体不自由者に詳しい教員からアドバイスをいただく形で支援内容を決定した。その後は指導教員と教務課職員が窓口となり、関係教員と連絡を密に支援を行なった。
学生との話し合い	学生からニーズを聞いた後、可能な支援内容について指導教員と教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員から提案し、本人は納得した。
支援内容	実験授業においてはティーチング・アシスタントを配置し補助にあたった。体育の授業では彼の希望を聞き、体に負担の少ない種目を選択させた。学外での実習時の移動においては車椅子の利用を勧めた。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

指導教員と教務課職員、肢体不自由者に詳しい教員との話し合いの場を定期的に設けている。また、教務課職員と当該学生との間で話し合いの場を設けている。
--

事例No.31

授業、試験、移動、施設改修等	学外生活(通学・入寮等)
----------------	--------------

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 6~10人	対応する委員会 学生部委員会	支援担当部署・機関 学生支援課
肢体不自由学生への実施支援	使用教室配慮、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経営情報学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	電動車椅子を使用しているため、送迎の為に構内に自家用車両の乗り入れをしたい。また、主な講義棟のエレベーターが狭く、車椅子が乗れないため、改修して欲しい。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	健康管理センター員と担当事務職員	
対応の手順	車の乗り入れに関しては総務部に依頼し、車両入構許可証を発行した。	
学生との話し合い	エレベーターについては改修工事に時間とお金がかかりすぎるので困難であることを説明。お互いのできることを、できないことが明確なため、納得してくれた。	
支援内容	車両入構許可証を発行した。また、障害者専用駐車スペースを確保した。	
その他	結果、学生が使用している車椅子を小型化することでエレベーターの問題は解消した。	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備
	できなかった理由	エレベーターの改修という大規模な工事であったため

事例No.32

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 教務委員会・施設委員会・学生委員会・入試委員会	支援担当部署・機関 教務課学生支援・就職担当
肢体不自由学生への実施支援	解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、専用机・イス・スペース確保、エレベーター等の休止等の個別連絡、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	情報学	3年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者および出身学校から入学後の配慮について依頼があった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	関係教職員(教務委員長、システム委員長、教務課長、入試担当、教務担当、学生担当、情報担当)
対応の手順	講義を実際に受講して初めて気づく点や、対応が生じることがあると思われるため、当該学生が履修する必修科目担当教員のメールリストを作成し、情報収集・情報共有することとした。
支援内容	(1)講義室における席の確保(受講に支障があると思われる講義室の机の配置について一部変更を行なった)。 (2)板書のカメラ撮影の許可(他の筆記可能な学生の撮影は不可)。 (3)ペンタブレットで文字や数式を入力することはできるが、紙に記載することはできないため、試験時には入力内容を印刷したものを紙に記載したとみなす。 (4)講義資料は紙でもよいが、PDF等のデータの方が使いやすいとのことで、なるべくデータを用意する(教員の対応可能な範囲で)。 (5)プログラミングの際などにコントロールキーを押しながらの操作(データのコピーなど)は困難であることから、介助者(保護者)が入力の補助をすることで対応する。 (6)車椅子を使用しているため、メンテナンス等でエレベーターの使用が制限される場合には、事前にメールで連絡をする。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.33

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生相談室委員会	支援担当部署・機関 学生課・保健室
肢体不自由学生への実施支援	平成26年度調査時点では、肢体不自由学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害 (頸椎損傷)	電子工学	4年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容	部活動中の怪我による受傷によって障害を負った。学校として支援が必要と考え、支援委員会を立ち上げた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生課
対応の手順	復学前に主治医より障害状況や学校生活上気をつける事柄について情報を得た。その後、支援委員会を中心に全学的に具体的な支援について検討した。
学生との話し合い	学生本人からの具体的な支援の申し出がない状況であったので学校側が提案し実施するという形で進んだ。
支援内容	介助員の配置、支援学生の選出、ハード面の整備(エレベーター、スロープ設置、体温調節が困難なため研究室の空調整備、休養室として保健室を利用、身障者用トイレに暖房設置、残存機能を活かしてタイピングができるソフトの開発およびメンテナンスなど)
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

もともと優秀な学生だったので専攻科に進学、無事修了できたが、その後の進路について活路を開くことができなかった。修了決定後に、本人より、復学後に学校側が準備した介助員の存在によって学生間で芽生えていた支援体制がうまく機能できなくなってしまったこと、学生本人はもっと学生間の交流を求めているが、その思いを学校側に上手く伝えられずにいたことを聞かされた。今後は、支援者本人のニーズを十分に把握し、望む支援が提供できるよう、まずはしっかりと信頼関係を築くことの重要性を痛感させられた。中途障害の人にとって、障害の受容は容易なものではなく、受容していない相手に、学校側がどう働きかければ良かったのか考えさせられた。エレベーターやスロープも実際に本人が使用してみると使いづらいところが多々あったが、学校側にそれを伝えていなかったことも分かった。整備をしたからと満足せず、適宜本人の困難感を確認し、個々の状況に合わせた整備調整が必要であった。

事例No.34

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	11～20人	健康管理センター運営委員会	学生課 健康管理センター
肢体不自由学生への実施支援		教材の拡大、ノートテイク、チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、進路・就職指導、特別支援学校との連携、保護者との連携、通学支援（自動車通学の許可、専用駐車場の確保等）		

(1)支援の申し出

肢体不自由	上下肢機能障害	経済情報学	1年次 男	申し出者	本人以外
申し出内容		特別支援学校から、オープンキャンパス時に対応した当該学科教員へ支援が必要であると申し出があった。 脳性麻痺により上肢に不随意運動があるため、講義でのノートテイクや食事方法など大学生生活全般について支援が必要である。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	特別支援学校から、当該学科教員へ連絡があった。
対応の手順	特別支援学校の教諭、コーディネーター、当該学部長、学科長、チューター、健康管理センター職員でケース会議を実施し、支援内容等が検討された。その後、本人、母親と一緒に学内施設の利用状況を確認して、担当部署に教室変更などの依頼をした。当該学科教員、職員、授業担当教員、ゼミ生に情報開示をした。
学生との話し合い	本人にも確認しながら支援内容について対策を立てたため、納得している。
支援内容	健康管理センター：食事時に健康管理センターの一室（個室）を提供。弁当を食べる際はゴム製シートと弁当箱固定の木枠をセッティングし、食べた後は、食べこぼした物の後片付け・掃除を行なう。足筆記をする場合は足筆記用の道具一式を教室へ運ぶ。担当部署へ回転椅子から固定椅子へ変更依頼。 チューター：ゼミ生に1科目だけノートテイクを依頼。大型キーボードの管理・設定。 授業担当教員：教科書をめくる。プリント等の資料を片付ける手伝い。黒板の板書のタブレットでの撮影許可、板書方法の工夫。テスト時間延長。足筆記時の準備。 クラスメイト：1科目のみノートテイク。荷物整理の手伝い。雨の日の学内移動は傘をさす。
学外連携	特別支援学校（出身校）
その他	学内ボランティアを利用した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

当大学では支援センターがなく、今回のような学生が入学してきた前例もないため、支援体制が整っているとは言えない状況である中、関係者が協力し合い、配慮やサポートを行なっている状況である。まだまだ、課題はあるが、本人は全ての講義に出席し、楽しく学生生活が送れていると話している。

事例No.35

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 500～999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生・就職課
肢体不自由学生への 実施支援	試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、実技・実習 配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、休憩室の確保、 専用ロッカーの確保・使用許可			

(1)支援の申し出

肢体 不自由	上下肢機能障害	福祉学	1年次	申し出者	本人以外
申し出内容	本人からは申し出はないが、合宿担当者が新入生合宿を企画する際に、電動車椅子にベルト で身体を固定しなければ移動が困難であるという本人の障害の状態を鑑みて、合宿所での2 泊3日の生活は困難であろうと考えた。しかし本人を合宿に行かせないのは障害者支援の原 則に反すると考え、さまざまな対応をした。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	合宿担当者(教員)
対応の手順	障害学生支援委員会に報告したのち、合宿担当者がほぼ独自に調整した。
学生との話し合い	学生のできることはさせるという原則で列車の運賃割引の手配を自分で実施するよう依頼し た。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿所近隣のバリアフリーホテルへの宿泊の手配。 ・ホテルから合宿所へのリフト付きタクシーの手配(2泊3日の朝夕の送迎) ・合宿地までの列車の切符手配(本人に依頼。料金は後に清算) ・介助者としてヘルパー資格のある4年生を依頼した。宿泊など常に同行する。 ・合宿所の階段に簡易スロープを設置 ・玄関階段の昇降は介護福祉士の資格のある教員の指導のもと学生を活用して実施した。
学外連携	福祉タクシー
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

学校基本情報

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生生活支援課
肢体不自由学生への実施支援	教材の拡大、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、パソコンの持込使用許可、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、講義内容録音許可、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、生活介助(体位変換、トイレ介助等)、介助者の入構、入室許可、手動車椅子パンク時の代替貸出、電動車椅子故障時の代替車椅子(本人用)保管、バッテリー充電器保管、排泄失敗時の着替え保管、疲労時のベッドでの休養			

(1)支援の申し出

肢体不自由	他の機能障害	教養学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	母親より「90分授業や2コマ続けての授業は座位を保つことが困難なため、ベッドで横になる場所を作ってほしい」「トイレ内に横になるためのベッドを設置してほしい」「食事をする場所を提供してほしい」「着替えるための場所を提供してほしい」と申し出があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健管理センターがベッド休養、着替え場所、食事場所やトイレ内にベッド設置の依頼を受けた。
対応の手順	学生生活支援課と協議を行ない、ベッド休養する時間を決めるため、授業の時間割を確認した。
学生との話し合い	本人、母親と保健管理センター職員で、実際のトイレスペースと食事場所、ベッド休養室の確認を行なった。
支援内容	関節拘縮と不随意運動があるため、ベッド転落防止用のベッド柵4本とベッド柵の幅に合うマットレスを購入した。また、発汗が多いためベッド上に防水シートを常に敷いておく、不随意運動によりベッド柵に手をぶつけないよう毛布等で包むなどの環境整備を行なった。また、毎日トイレ介助時に使用するストレッチャーの出し入れを看護職員2名で対応しており、更に車椅子からベッドへの移動時の援助を行なっている。

事例No.37

	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)
--	----------------	--	--------------

学校基本情報

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生支援委員会	学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
肢体不自由学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、パソコンの持込使用許可、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、提出物期限の配慮、個別指導			

(1)支援の申し出

肢体不自由	他の機能障害 (ぼうこう機能障害 体幹機能障害)	社会学	2年次	男	申し出者	本人
申し出内容	上記、病状により授業内においての配慮の申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員・担任・学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員が支援内容のニーズの聞き取りを行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の履修科目の教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員、担任教員が支援内容の希望を聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	休憩時間にトイレに行く時間がかることがあるので遅刻することへの理解と許可、授業中にトイレに行きたくなるためがあるので中途退席の許可、病院へ通院しているため月1回遅刻することの許可、実習ノートやレポートを提出する際のパソコン使用許可、学内への車の乗り入れ許可。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.38

	授業、試験、移動、施設改修等			学外生活 (通学、入寮等)
--	----------------	--	--	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	2～5人	学生生活委員会	学生支援室、教務課、学生課、国際交流課、入試課
聴覚・言語障害学生への実施支援		注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)		

(1) 支援の申し出

重複	下肢機能障害、 難聴、病弱・虚弱	学部	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		入学試験受験前に担任教員から大学の受入体制について問い合わせがあった。合格後、本人から、大学構内にある学生宿舎(身体障害者用の居室)への入居、学生宿舎から講義棟へのバリアフリー化(段差解消)及びトイレの汚物入れ設置について要望があった。また、授業では前の座席への着席あるいは、教員のマイク使用について要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入試受験前に学生課に受入体制について問い合わせがあった。その後、オープンキャンパスの相談コーナーで本人からの質問に各担当(入試担当、教務担当、学生生活担当)が応じた。
対応の手順	施設担当と構内の学生宿舎から講義棟までの移動時の安全確保、トイレの汚物入れ設置について協議した。また、教務担当に授業時の前の席での着席や教員のマイク利用について確認した。
学生との話し合い	基本的には車椅子を利用するが、装具を使い歩行することも可能であるとのことであった。
支援内容	移動時の安全確保のため、生垣の刈り込み、カーブミラー2本の設置、ゴミ収集所のコンクリート補修、スチールスロープ設置及び各所段差のコンクリート補修を行なうとともに、トイレに汚物入れを設置した。



【病弱・虚弱】

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生課、学生相談室、健康管理センター
病弱・虚弱学生への実施支援	注意事項等文書伝達			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	肥大型心筋症	理学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容		入学時に配慮依頼が必要な学生については大学に申請があり、入学後に面談を行なう。授業に関する配慮依頼があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学時に学生課より合格者あてに配慮依頼の資料を送付し、依頼が必要な学生は健康管理センターまたは学生相談室に申し出を行なう。
対応の手順	学生課が関係部署を招集し障害学生支援委員会を開催し、関係部署に情報を共有する。さらに、本人から申し出が出ている配慮内容を障害学生支援部会で審議し、大学で対応する支援内容を決定する。決定後は学生課が配慮願を作成し、関係部署に送付し、学生が履修した科目の先生に情報を共有してもらう。
学生との話し合い	学生と面談を行ない、可能な支援内容を検討した。関係部署に配慮依頼書を送付し、学生も納得して授業を受けた。
支援内容	担当教員への周知、緊急時の対応、体育授業の配慮(保健コースや見学など)、学部棟や一般講義棟へのAEDの設置、講義教室の配慮(授業間の移動を少なくする)など。
学内協議参加部署・機関	委員会

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等
----------------	----------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	ない	学生部学生課
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、進路・就職指導、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等、自己注射の場所の提供			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	人工肛門 人工膀胱	文学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		入学時に支援申請書を提出。人工肛門、人工膀胱により自己導尿や膀胱洗浄の処置が必要で処置用物品の保管と処置できるトイレの配慮を希望。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生課・保健室
対応の手順	支援申請書を提出した全学生の検討会を実施。希望する支援内容について入学前に電話確認し、面談実施。
学生との話し合い	入学前に本人・母と学生課・保健室で面談。学生の障害内容と支援内容の希望を聞き、その後職員が新入生オリエンテーションや学生生活についての不安な部分を確認し説明。
支援内容	宿泊行事の欠席について配慮。自己導尿や膀胱洗浄に使用する身障者用トイレを見学、処置可能と本人の了解を得る。また処置に必要な物品を保健室で保管。健康診断時、更衣室が込み合う時間帯を避けて案内、プライバシーに配慮。
学内協議参加部署・機関	保健室、学生課

(3) 学生の反応、感想等

処置物品の補充等の為、保健室に来室した際に体調や学校生活の支障の有無を確認するが、身障者用トイレを利用し自己ケアできており、学校生活に適応できている様子。

事例No.3	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等		学外生活(通学・入寮等)
---------------	--------------------------	-----------------------	--	---------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、保健室・看護師と連携を図り、体調の変化等への対応、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	芸術	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>【入学試験時】 保護者より入学試験特別措置申請の提出があり、試験当日保護者による自家用車の送迎と車椅子介助の申し出があった。</p> <p>【合格後】 キャンパス内を車椅子で移動する際に支障のある点、また、特定バスによる通学に係る点について改善依頼があった。</p>			

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別措置については、試験前に教務課入試係に申し出があり、入学後の対応については、教務課・学生課が中心となり相談を受けた。
対応の手順	入学試験の特別措置については、申請に基づき車椅子介護について対応した。入学後の対応については、入学前に本人及び保護者に来校してもらい、改めて入学後の要望等について事情聴取を行ない、その対応について、学部執行部、当該学科、関係教員、事務局で協議を行なった。この結果に基づき、履修方法や支援内容に関して関係教員に対し個別具体的な依頼文書を配付して支援を依頼した。
学生との話し合い	本人及び保護者に各種支援内容に関して説明を行ない、その内容に関し了承を得た上で合意書を交わした。
支援内容	入学試験受験時に車椅子介助対応をした。入学後の授業については、移動時間や座席による不利益が生じないよう配慮(受講教室での座席の固定化、大学近隣の学生寮への入寮支援、通学用バスへの優先乗車等)し、また、施設及び設備を使用する上では、その安全向上(車椅子で移動が困難な場所へのスロープ設置等)に努めた。
学外連携	通学用バス運営会社(スロープ板付バスの運行依頼、乗車時の介助)
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.4

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	10,000人以上	21人以上	学生部委員会	学生部、学務部
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、休憩室の確保、進路・就職指導、出身校との連携、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等、疾病管理			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	心臓疾患	人文	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	心臓疾患のため校内で病状悪化の可能性があるため、校内での休養先の確保、緊急時の対応、救急時に使用するキットの預かりに関する要望があった。また授業科目の教室について、エレベーターがある号館への変更の希望があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健センターの看護職、教務課
対応の手順	当該学生と保護者、保健センター所長及び看護職で、当該学生の病状及び支援要望の確認と学生生活上のアドバイス等について話し合いの場を持った。
学生との話し合い	保健センターで可能な支援内容について説明と確認及び担当教員と教務課に対する支援相談の提案を行ない、理解が得られない場合は保健センターにて対応する旨話し、当該学生は納得した。教務課では事前申請があればエレベーターのある教室等の配慮は可能との回答を学生に伝えた。
支援内容	校内での休養先の確保に関しては、保健センター等を利用するという事で安全対策担当部署に報告し警備員への対応徹底を依頼した。救急キットは保健センター預かりとした。救急時の対応を医療スタッフに周知した。なお授業科目の教室変更については一部の科目を除き変更した。変更できなかった科目はスロープのある号館を利用して移動するよう学生に説明し、学生も了承した。また定期試験の実施教室もエレベーターのある号館を手配した。
学内協議参加部署・機関	保健センター等

事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
------	------------------------	-----------------	------------------	----------------------

病弱・虚弱学生への
実施支援

チューター又はティーチング・アシスタントの活用

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	病休からの復学、服薬による副作用により手指の振戦があり、筆記が困難とのこと。講義時のノート記録の補助を希望。		

(2) 対応について

申し出を受けた部署	復学時、学務課へ本人からの申し出。
対応の手順	学内で取り決めた手順を経て、支援チームを設置し、支援を開始した。
学生との話し合い	具体的な支援ニーズについては本人とスタッフが随時個別相談を行ない確認。支援の実施・支援方法については支援チームの教職員を中心に話し合っ決定した。
支援内容	講義内容に応じて、必要時間のみポイントテイカー(支援学生1名)を配置。
その他	服薬により体調が不安定になりやすく、休息が必要な場合は資料室を活用した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

講義内容に応じてポイントテイカーを配置するなど、できる限り本人の意向や体調に沿う形で支援を実施した。体調の改善とともに徐々に支援回数を減らすなどの柔軟な対応が大切であり、本人の動機付けや回復力にも影響するようである。

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、休憩室の確保、保護者との連携、医療機器、薬剤等の保管等			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	先天性筋ジストロフィー	理学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	後期入学試験の合格決定後に、当該学生と保護者から、障害についての説明や入学後の授業や試験時について要望(確認)があった。						

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別措置について、入試課へ事前に申し出があった。入学後の支援については、合格後に、学部と障害学生支援室が相談を受けた。
対応の手順	合格直後に、保護者と大学関係者(学部長、学科長、学部教務課長、障害学生支援室員)で入学後の支援に関する話し合いの場をもった。その情報をもとに学内支援体制を整え、入学直後に改めて、当該学生と保護者および大学関係者が会し、全体ガイダンスを行なった。その中で障害学生支援概要の説明や履修の説明、入学式における支援の説明を行なった。その後は、障害学生支援室が相談窓口となって当該学生と時間割を検討し、教室までのアクセス状況(移動上のバリア、移動時間など)の確認と必要に応じた教室変更を行なうとともに、学内に休憩スペースも設置した。また、授業担当教員へは配慮文書を配付し、入学後のオリエンテーションでは、所属学部学生に対して障害学生支援室員から疾患についての説明を行なった。
学生との話し合い	障害学生支援室員が定期面談(週1回)を行ない、本人の修学におけるニーズや体調等の変化を把握した。
支援内容	支援学生による教室間の移動介助、施設改修(障害者用駐車場および屋根の設置、自動ドア化、段差解消など)、積雪時の除雪。
学外連携	人工呼吸器メーカー
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

入学当初は、配慮に関することは両親、支援者に頼りがちだった当該学生も、徐々に自らの希望や意志を支援者に伝えられるようになり、自発的な言動、行動が増えた。また、学年が上がるとともに必要な履修科目数が減り、落ち着いた学生生活を送ることができている。

事例No.7

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 教務委員会	支援担当部署・機関 学習支援センター、保健センター
------	------------------------	---------------	------------------	------------------------------

病弱・虚弱学生への実施支援 平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	経済学	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験前に、入試課に当該学生と保護者から試験時の対応について要望があった。また、入学後の授業や緊急時の対応、酸素ポンベの保管等について要望があった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験の特別な対応については入試課へ事前に申し出があった。入学後の対応については、保健センターで相談を受けた。
対応の手順	入学試験時に把握していた情報に基づいて、入学後は当該学生と保護者、高校養護教諭を通じ日常生活や緊急時の対応等詳細な情報収集を行ない、当該学生と保護者から具体的なニーズの確認等を行なった。
学生との話し合い	学生のニーズを聞いた後、可能な支援内容について提案し、当該学生は納得した。
支援内容	緊急時に備え、連絡先や対応の確認を行ない、酸素ポンベや薬液は保健センターで保管した。
学外連携	高校養護教諭を通じ主治医と検査医療機関を確認した。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

4年間、無事に大学生活を送り卒業した。

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生委員会	学生課・健康相談室・学生相談室・スクールカウンセラー・教務課・学習支援センター
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	文化学	3年次	申し出者	本人以外
申し出内容	授業担当教員に健康に関する配慮文を配付している学生が、海外留学に参加することになった。国外に出るということで、何かあった時の対応についても不安があり、関係部署に支援内容を伝えるべきかどうか議論となった。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学内資料で、学外プロジェクトで海外留学することがわかり、健康相談室看護師などから心配する声が挙がった。
対応の手順	健康に関する配慮文が出ているので学内情報共有が必要と思われるが個人情報の開示との関係で、学内関連部署や留学先に伝えるべきかどうか、またどこまで伝えるかなど、学内の学生支援組織委員会で議論することとし、まずは学生本人から状況・希望を確認することとした。
学生との話し合い	留学でどのような事をするのか、病気についてどのように考えて対応しようとしているのか確認した。
支援内容	学生本人に、保護者や主治医、大学の担当職員、留学先の担当職員など関連部署責任者に自ら病状を伝えるとともに、現地の状況の調査・確認をし、主治医の指示に従って万全の準備をするようアドバイスした。幸い、すでに留学先の学校には、本人から病気や障害について話を済ませており、先方も受け入れの態勢を取ってくれていた。保護者も了承済みとのこと。
その他	学生本人より、関係部署に連携
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生支援課
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	人文科学	1年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者からの申し出あり。父親がトイレ介助、移動介助のため学内に待機し対応したいとの申し出あり。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	入学試験での対応については入試課が担当。入学後の対応については学科で相談を受けた。
対応の手順	学科、学生支援課(教務担当、学生担当、保健管理センター)で対応を検討した。
学生との話し合い	学生、保護者には入学前面談の際に対応の詳細について説明し了解を得た。
支援内容	教室変更をして全てエレベータでの利用ができるようにするとともに車椅子で使用できるよう座席の配慮をした(椅子の改修は既に対応済み)。また、保護者送迎用の駐車許可証と長時間滞在用名札を渡した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.10

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生生活委員会	学生生活課(保健室・相談室)、学生支援室
病弱・虚弱学生への実施支援	休憩室の確保、欠席配慮、医療機器、薬剤等の保管等			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	フォロー四徴症	家政(食物)	4年次	女	申し出者	本人
申し出内容	主治医より、月に1度の通院を指示されているが、主治医の診察日が週に1度決まった曜日である。その為やむを得ず月に1回は欠席となってしまう。欠席した授業についてレポート提出という形で出席点について配慮をいただきたい。また、運動制限がでている為、体を動かさず授業は見学をさせてもらいたい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室
対応の手順	入学時健康調査票の既往歴に記載があり保健室で個別面談→面談の中で配慮願いの希望があり、保健室にて配慮願いについての説明→学生生活課へ提出→学生生活課より当該学生が受講する講義の担当教員へ配慮願いの配付と教学支援課への情報共有
学生との話し合い	保健室にて健康状態や、障害により学生生活で起こりうる困り事を聞き取り。配慮願いに関する説明(提出方法・講義の形態や先生により、配慮希望に添える場合と対応ができない場合がある事)をした上で、今後の流れを伝えた。
支援内容	本人から申し出のあった、やむを得ず欠席となる講義と運動系の講義の担当教員に対して配慮願いを発行。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、学生生活課保健担当職員

事例No.11

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生生活保健協議会	支援担当部署・機関 保健管理センター
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	ギランバレー症候群	社会学(国際)	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	最初の申し出は高校教員による。その後、本人とのやりとり。申請内容は、試験時間の延長、別室受験、トイレに近い座席に配置、付添者の同伴。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズセンターにて受付。
対応の手順	学内規定に基づき、学部長(部長)級までの決裁にて、本人へ通知した。
学生との話し合い	申請期間が過ぎていたため、保護者との電話相談を行なった。(必ずしも対応できるか保障できない旨を事前連絡)
支援内容	試験時間延長1.3倍、別室受験、付添者同伴の許可
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.12 入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生生活保健協議会	支援担当部署・機関 保健管理センター
病弱・虚弱学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	特発性後天性全身無汗症	医・歯学	申し出者	本人
申し出内容	暖房の効かない部屋での受験が望ましいので、別室での設定を希望する。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズセンターにて受付。		
対応の手順	学内規定に基づき、学部長(部長)級までの決裁にて、本人へ通知した。		
支援内容	出入口付近に座席を配置し、状況に応じて別室対応。		
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員		
ニーズへの対応	できなかった内容	別室受験	
	できなかった理由	別室に限りがあるため、希望する環境に沿う対応をした。	

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	11～20人	学生支援センター、学生委員会、教務委員会	事務部学生課、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援		医療機関受診時の欠席に対する配慮、要望に応じた対応、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、医療機器、薬剤等の保管等、介助者の入構、入室許可		

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	農学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学試験前に当該学生と保護者から持病について申し出があった。要望は病状の把握と理解、緊急時の対応。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学前に教務課入試係に申し出があった。入学後は教務課と学生課で相談を受けた。
対応の手順	入学後の相談が通院や療養のため欠席が増えることに対する対応であったため、教務委員会が主体となって対応した。その後、所属学部の教員や事務部と連携し、対応に関する情報を共有した。
学生との話し合い	教務課が学生から冬にかけて欠席が増えることについて聞き取りを行なった。
支援内容	当該学生は冬にかけて欠席が増えることが予測されたため、授業及び試験の欠席において診断書等の証明書類の添付を免除する特別対応措置をとった。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

体調が思わしくない時に通院や療養することについて、不安や抵抗がなくなった。

事例No.14

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生課、教務課、保健室、相談室、就職課
病弱・虚弱学生への実施支援	医療機器、薬剤等の保管等			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	クローン病	社会学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	入学試験前の入試相談会で、当該学生と保護者から人口肛門を着けているという話があった。入学後、万が一のために着替えと用具を置く場所が必要。用具を替える場合には椅子に座って行なうのでその場所が必要。どこかにそういった場所を用意してほしい。授業の面では体育の授業の考慮をしてほしいという要望があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室、看護師に申し出があり、学生課と看護師とで相談を受けた。
対応の手順	着替えと用具を置くためのロッカーの貸し出し。用具装着のために使用できる場所の確保。体育の授業については担当の教員と相談。
学生との話し合い	学生からの要望を聞いた後、ロッカーの手続きをすることと、施設面で用具装着のための場所が確保できた事を伝え、場所の確認をし、当該学生は納得した。
支援内容	ロッカーの貸し出しと用具装着の際使用できる場所の確保。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、保健管理センター等

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等
----------------	----------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生生活委員会	支援担当部署・機関 健康支援センター
病弱・虚弱学生への実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	クローン病	看護学	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	難病発症後休学、復学時点で、体調不良時には保健室のベッドで休養させてほしいとの申し出が保健室にあり。学生相談室には、治療と修学の両立、卒業後の進路の再検討、障害の受容について、相談室の利用を希望する申し出あり。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室、学生相談室
対応の手順	保健室と学生相談室が隣接しており相互に連携。
学生との話し合い	本人との話し合いで、本人のニーズ、当面の課題を確認。月日の経過とともに本人から、看護師・保健師の資格をとりたいという修学の意味が示されたため、学生相談室が、修学のための環境を整えるために担当部署とのコーディネート役割を担うようになった。
支援内容	体調不良時に保健室のベッドを利用。復学当初は転学科を視野に入れた担当部署との話し合い。看護学修学の意志が明確になってからは、看護学科教員へ疾患の状況と留意事項を伝えるための話し合いのセッティングや資料作りの支援。実習期間中の心身の体調管理に関する相談支援。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生課学生係、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	食物アレルギー	電子工学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	母親より、本人の食物アレルギーについての診断、アレルギーを起こしやすい食品、化学物質について説明があり、アナフィラキシーショックを起こす可能性があるため、アドレナリン自己注射薬(※)の携帯、緊急時の体制についての相談があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	担任と保健室に相談があった。						
対応の手順	所属学科と障害学生支援委員会で対応について協議し、教職員会議で看護師からアドレナリン自己注射薬の使用方法について説明を行なった。						
学生との話し合い	担任と学生が密に連絡を取り、その都度解決している。						
支援内容	工場見学、遠足などの際には、アレルギー反応が起こらないように、慎重に場所を選定している。						
学外連携	医療機関から注意点を記載した診断書を預かっている。						
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員						
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解					

(3)学生の反応、感想等

現在のところ、アドレナリン自己注射薬を使用するようなアレルギー反応はなし。							
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

※アドレナリン自己注射薬

アナフィラキシーに対する緊急補助治療薬で、医師の治療を受けるまでの間、アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐ働きをする。食物アレルギーやアナフィラキシーの既往がある人が、医師に処方されて保持している場合がある。

事例No.17	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生課学生係、保健室
病弱・虚弱学生への実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	化学物質過敏症	電子工学	2年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	<p>入試の際、母親より、本人は微量の化学物質に長期間曝されることによって発症する病気であるため、以下の配慮の希望があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワックスの塗布されていない教室での受験 ・試験監督者への香料の強い化粧品・整髪剤・柔軟剤の使用禁止 ・別室受験 <p>また、入学後の実験実習で使う薬品の種類、教室等の床ワックスの成分表についての問合せ、クラスメートに配慮のお願いをしてほしいとの依頼があった。</p>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試係と障害学生支援委員会
対応の手順	障害学生支援委員会で、保護者の要望に基づき、学内対応について協議した。
学生との話し合い	受験前に使用予定教室でアレルギーが出ないか確認した。入学後に使用予定の教室を見学してもらった。
支援内容	入学後に実験等で使用予定の薬品リストを保護者に提示した。担任より教科担当とクラスメートに対して文書により配慮願いがなされた。床に塗るワックスを植物性成分のワックスに変えた。
学外連携	卒業中学に教室の使用ワックスについて問い合わせた。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

現在まで、授業中や実験中の化学物質過敏症の発作や体調不良はない。

事例No.18

学外生活
(通学、入寮等)

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立短大	全体の学生数 500~999人	障害学生数 1人	対応する委員会 教務学生委員会	支援担当部署・機関 教務学生部、保健室
病弱・虚弱学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	消化器疾患	社会学(国際)	2年次	女	申し出者	本人
申し出内容	当該学生は消化器系に疾患があり、排便のコントロールが困難なため、公共交通機関での通学が困難な状況にある。 本学は学生の自動車通学は認めていないが、病状のため認めてほしい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	担任教員
対応の手順	まず学生より担任教員が相談を受ける。 担任教員が学科内で協議を行ない、教務学生部に報告。 教務学生部で検討し、その結果を各委員会で協議の上、申し出を認めた。
学生との話し合い	学生と担任教員が話し、その後教務学生部長、教務学生部リーダー、学生、保護者を交え、状況の確認と対応策について話し合いを行なった。
支援内容	当該学生の自家用車での通学の許可
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.19

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
病弱・虚弱学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	てんかん	医療福祉学	4年次	男	申し出者	本人
申し出内容	てんかんの持病があり、主治医に勧められて障害者手帳取得の手続きをした。障害者手帳が交付された際は、障害者枠での就職も選択肢に加えたい。今後どのようにしたらよいか相談にのって欲しい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	事務部キャリア支援課職員が本人から直接申し出を受けた。
対応の手順	対応をキャリア支援課内で共有した。
学生との話し合い	障害者枠でどのような就職先があるか知りたい、就職活動をどのように進めたらよいか分からないなどの学生の疑問や不安を聴き、情報提供や助言を行なった。
支援内容	就職活動全般について指導、助言を実施した。学生本人および両親に同行し、ハローワークの担当者との面談を実施した。
学外連携	新卒応援ハローワークおよびハローワーク

(3)学生の反応、感想等

学生は希望する応募先に内定し、かつ入社後の職種も選択できたため満足していた。

事例No.20

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 教務委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
病弱・虚弱学生への実施支援	環境の配慮、保護者との連携、要症状観察(インスリン自己注射)、寮生活に関する配慮			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	情報工学	3年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	保護者及び本人から以下の要望があった。 ①医療行為(自己注射等)をするための個室使用②過激なスポーツ(マラソン等)の禁止に対する配慮。③必要に応じて授業中でも補給薬を飲むことの許可。④意識を失った場合の救急車の手配。⑤通院及び検査のための欠席についての配慮。⑥体育の授業を昼休み直後に実施(昼休み直後でなければ参加できないため)。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学時に、修学支援を必要とする場合は申し出ることとなり、文書により申し出があった。
対応の手順	学内委員会において要望に対してどのように対応するかについて報告を行なった。また、学級担任や医務室、体育教員へ情報提供を行ない、対応について依頼した。
学生との話し合い	学生・保護者との面談を実施し、希望通りの対応となる旨説明した。
支援内容	自己注射のための個室を確保する。体育の授業や補給薬の飲用については、学級担任及び体育教員に情報提供を行ない、対応してもらうこととなった。通院のための欠席については学級担任と保護者が状況について密に連絡を取り合い、相談することとした。また、体育の授業については、昼休み直後の時間でなければ参加できないとのことだったため、参加できる授業時間割を作成した。
学内協議参加部署・機関	委員会

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	2～5人	学年担当委員会	教学部 学務課
病弱・虚弱学生への実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱の支援障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもです)			

(1)支援の申し出

病弱・虚弱	ウイルス動脈輪閉塞症	医・歯学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	接触プレーや過呼吸になる体育の授業は受けられないとの申し出が親よりあった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	親より書面にて教学部学務課に申し出があった。
対応の手順	関係教職員に連絡を行ない、配慮が必要な科目の講座代表に連絡をし、過度な運動はさせないこととなった。
学生との話し合い	本人からではなく、親からの書面による申し出であったため特に本人や親と話し合いは実施しなかった。
支援内容	授業において過度な運動が必要な場合、当該学生については別の課題を与えることとなった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.22

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数 1~499人	障害学生数 11~20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生相談室・学生課・保健室
病弱・虚弱学生への実施支援	平成26年度調査時点では、病弱・虚弱学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1) 支援の申し出

病弱・虚弱	そばアレルギー	幼児教育	1年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	入学前に学生身上調査書の提出を求めた際、保護者から、学生本人が重度のそばアレルギーである旨届出があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保護者から、入学支援課長、学生課長、保健室担当職員が聞き取りを行なった。
支援内容	そば粉末が少々でも身体に入ると突然急変し生命に関わる可能性があることから、調理実習室で社会人対象のそばうち講座を行っていたのを閉講とし、業者による実習室のそば粉除去清掃を行なった。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

The background is a solid light purple color. Overlaid on this are several large, overlapping, curved shapes that resemble stylized petals or flowing ribbons. These shapes are rendered in a slightly lighter shade of purple, creating a sense of depth and movement. The overall aesthetic is clean and modern.

【発達障害】

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	1～5人	学生委員会	学生支援課
発達障害学生への実施支援	パソコンの持込使用許可、講義内容録音許可			

(1) 支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	政治経済学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	当該学生が学生相談室に「学習障害」があり、授業についていくのが困難との相談があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、校医、学務課、学生支援課の各部署へ相談があった。
対応の手順	学生相談室が中心となって関係者で協議すると共に、校医の判断により専門機関でアセスメントを行なった上で支援内容を決定した。また、支援内容によっては学科長や教養教育の責任教員と事務局で調整を行なった。なお、各授業担当者に対しては学生支援課から支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生、保護者と学生相談室員、学務課員、学生支援課員が面談し、学生側からの支援の要望に対し、事務局で対応できる内容はその場で回答し、教員との調整が必要なものについては後日調整した後に回答した。アセスメント結果を基に支援が合理的であるか否か共通理解を持ちつつ支援内容を決定していくよう心がけた。
支援内容	講義中のタブレット端末の使用許可、講義の録音許可、各教員へのレジュメの提供依頼
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.2

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生生活委員会	学生生活課(保健室・相談室)、学生支援室
発達障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書無)	文学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学前に実施している入学準備セミナー当日に、保護者が来られ、当該学生が発達障害(療育手帳所有)であることから、入学後の大学生活や教学面に関しての相談を受けた。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学準備セミナー当日に、保健室で保健担当者が相談を受けた。
対応の手順	把握した情報を所属学部の教職員に報告し、入学前に保護者との面談を設定した。保護者と所属学部の教科課程委員教員、学部職員、学生相談室カウンセラー、保健担当職員、学生生活課職員が会し、3月中旬に入学前面談を実施した。保護者より当該学生の現状を聴取後、教学に関する説明、学生相談室利用案内、保健室利用案内を行なった。
学生との話し合い	保護者から当該学生に対して発達障害であることを告知していないため、話し合いは実施していない。
支援内容	配慮依頼文書については、保護者より現時点では不要との事であった。専任教員には、学部の学科会議の際に報告した。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、学生生活課職員、保健担当職員

事例No.3

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、講義内容録音許可、柔軟な出席管理、体調不良時の途中退室、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	臨床心理学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	授業担当者から授業終了後のコメントの書き方について「気づき」があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学務課(学生支援センター)
対応の手順	授業担当者からの「気づき」を基に修学アドバイザー(学生支援センター)が指導教員に状況を確認した。その後、本人との修学面談や保護者との面談、カウンセリング及び心理検査等の結果を踏まえ、支援内容が決定した。修学上の配慮願を作成し、学生支援センター長名で修学支援依頼文書が担当教員に配付された。
学生との話し合い	カウンセリングの結果を踏まえ、修学面談の中で学生の困りごとを確認し、学生に確認した上で配慮願を作成した。
支援内容	修学上の配慮依頼(演習科目について先の見通しを明示してほしい。発表等での質疑応答場面においてサポートしてほしい)。定期的なカウンセリング等。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.4

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等	学外生活 (通学、入寮等)
----------------	---------------	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000~1,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生課 医務室
発達障害学生への実施支援	教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	LD (診断書有)	福祉学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	出身高校の教員から、発達障害の学生が入学するにあたり、生活面を含めての特別な支援を希望するとの申し出があった。特異的識字障害で、ノートが取れない、文章が書けないといった点と生活面では整理整頓ができない、指示がないと動けないという点について支援を求められた。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援受付に高校教員から連絡があった。						
対応の手順	学生支援チームとして学部長、学生課長、教務学事課長、学生相談室カウンセラー、医務室看護師が初めに高校教員から申し送りを受けた。						
学生との話し合い	高校の教員、本人、母親と学生支援チームが面談を行なった。はじめに高校時代に受けていた学習面での支援内容と生活面での支援内容を聞き取り、大学生活で引き続き実施できる支援とできない支援について説明をした。その上で、希望する支援内容を聞き取り、学部教授会等において合理的配慮を決定することになった。						
支援内容	学部では支援者として担任が個別指導にあたることになった。支援内容は、授業内容の確認(復習)、レポートの作成、提出物等の声掛け他である。生活面では学生寮に入居することになったため、学生寮スタッフが個別指導にあたる。						
その他	半期に一度の面談を継続して実施している。						
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員						
ニーズへの対応	できなかった内容	高校時代のクラスメートによる支援のような友人による支援がなかった。					

(3)学生の反応、感想等

<p>1年次終了時に面談を実施し、この1年間について話したところ、成績評価方法がレポート課題による場合はなんとか合格できるが、試験の場合は合格することは困難であると考えており、志望していた保育士資格の取得に対して意欲を失っていた。本人は学生寮での生活が困難であり退寮して一人暮らしをするつもりであったが、結局、2年次前期の学費未納により除籍となった。学費の納入督促に対して、保護者から何も応答がなく、不審に感じたため高等学校の担任へ電話したが、本人及び保護者から具体的な説明はなかった。</p> <p>感想としては、高校まで受けていた支援を大学で実現することは不可能であり「合理的配慮」について双方の意見を調整していきかけたが、本人にその意欲がなく、学生と保護者としては「期待する支援が受けられない」と判断されたように感じている。</p>							
---	--	--	--	--	--	--	--

事例No.5

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への 実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、実技・実習配慮、休憩室の確保、授業の補習、補講、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	語学(フランス語)	4年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	本人並びに保護者から相談。単位不足のため卒業留年を繰り返しており、修学面での支援を希望したいとのこと。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	教学センター職員。その後、障害学生支援室職員に情報共有。
対応の手順	まずは、本人、保護者と面談をし、ニーズの聞き取りを行なった。
学生との話し合い	面談の中で、「気が散りやすく、ノートを取ることが難しい」と本人が困っている点を聞くことができた。障害学生支援室からポイントテイク(要点を整理し、ノートにまとめるサポート)のサポーターの派遣を提案し、サポートの実施に至った。
支援内容	ポイントテイクサポート
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、教学センター

事例No.6

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	理工学	4年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	両親から修学(履修、進路)への不安を相談された。その後、本人との定期面談を開始した。本人からも、同様に履修及び単位修得、進路等の不安等を申し出があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健管理センター
対応の手順	母親、指導教員、保健管理センター、障害学生支援担当部署の四者で面談して正式に医師の診断書を取り、個別支援申請を提出。障害学生支援委員会の協議を経て正式な支援が決定され、修学上の配慮事項を関係教員等に通知した。
学生との話し合い	障害学生支援の専任教員により、履修や就職、試験やレポートへの対応、生活改善、社会的スキルの向上など、定期的に面談を行なっている。
支援内容	障害者手帳の取得、関係者への学生が希望している支援内容の周知、進路指導、定期面談等
学外連携	障害者職業センター・ハローワーク等を予定
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

生活リズムの改善や、授業への出席状況の改善が見られ、就職への意識も高まってきた。
--

事例No.7

進級、卒業、就職、学
外実習等

学生相談、カウンセリ
ング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への 実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、講義内容録音許可、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	理工学	4年次	男	申し出者	本人
申し出内容	スケジュール管理がうまくいかず就職に向けての時間が確保できない、友人とコミュニケーションがうまく取れずトラブルになりやすい等の相談。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援専任教員
対応の手順	修学支援申請書を大学に提出、障害学生支援委員会の協議を経て正式支援が決定し、専任教員の定期面談を受け始める。
学生との話し合い	専任教員が定期的に面談を行っており、不定期で自主的にメールや、来室相談もある。
支援内容	定期面談において、スケジュール管理の指導、生活リズムの確立の指導、社会的スキル指導、進路指導を行なっている。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

スケジュール帳を作成し、活用できるようになってきた。定期面談により、社会的スキルも向上し、友人関係のトラブルも見られなくなってきた。主体的な就職活動を行なうことができ、地元の一般企業の内定も得ることができた。

事例No.8

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	5,000～9,999人	21人以上	学生委員会、教育委員会	学生相談室、保健室、学生課
発達障害学生への実施支援	教職員・他部署間での情報共有・状況把握、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	獣医学	2年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	母親からの相談。息子に発達障害の診断が出たが、大学を卒業させたいので配慮して欲しい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	クラス主任					
対応の手順	学科において対応を検討し、関係する教職員に協力を依頼した。					
学生との話し合い	本人及び保証人に対応を説明し、納得した上で承諾を得た。					
支援内容	提出物の遅延に対する配慮。出席不足を補うレポート等の課題対応。履修登録などの事務的手続きの個別指導。カウンセラーによる自己管理・日常生活指導。専用試験問題の作成。					
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員					
ニーズへの対応	できなかった内容	同一学科・同一学年における在学年数の延長。				
	できなかった理由	再留年にならないよう特別試験等格別の配慮を行なったが、本人が試験をどうしても受けず、成績評価することが出来なかったため。在学年数を2年以内とする学則を逸脱した対応をとることが出来なかった。				

事例No.9

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	6～10人	学生支援委員会、教務委員会、大学院教育学研究科委員会 専門委員会、学生委員会	学務課、大学教育センター、各学部学務係
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可、優先的な履修登録			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	(専攻、年次等は非公開)	申し出者	本人
申し出内容	A 授業の遅刻を認めてほしい。 B 授業をビデオに撮らせてほしい。 C ノートテイカーが必要。 D 履修時に関する重要な情報(休講や諸行事など)を提供してほしい。			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室に発達障害をもっているため上記の対応について要望があった。
対応の手順	学生相談室から学部事務部に相談があり、学部長をはじめ関係委員会委員長、指導教員などの関係者で当該学生の状況を共有し、申し出内容の対応を決めた。
支援内容	上記Aに対して、保健管理センター精神科医より社会に出ても同じ問題は起こるのでスケジュール管理について一緒に考えた方がよいとの指示で、遅刻は他の学生同様の扱いとした。 Bに対してICレコーダによる録音を認めた。 Cに対しては、ノートを貸してくれる学生を探し対応することにした(その学生が見つかり対応できた)。 Dに対しては、休講は掲示版(WEB上でも確認可)で確認できることを伝え毎日確認するよう指導した。授業の履修に関しては履修している科目が指導教員のものであったため適宜対応していただくこととした。今後登録期間のあるもの(履修登録、卒論など)については学科から又は指導教員から確認を行なう事とした。奨学金や授業料免除については、事務部で確認を行なうこととした。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

遅刻については本人が工夫し遅刻をせずに過ごせたようだった。録音や支援もあり履修することができた。その後は引き続き学生が相談室を利用し無事卒業できた。

事例No.10

進級、卒業、就職、学
外実習等

学生相談、カウンセリ
ング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 各学部・研究科の学 務委員会	支援担当部署・機関 学生課、各学部・研究科の学務担当部署
発達障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	2年次 男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	母親より、学生が人間関係のトラブルによって授業へ出席できていない状況である旨相談があり、その原因として、ADHDがあると思われると申し出があった。母親からは学生と話してほしいとの要望があり、学生本人と電話で話をした際に、学生本人からもADHDである旨申し出があった。 ADHDの薬を服薬しているが、薬の効果が切れるところにイライラしやすくなり、そのせいで仲良くしていた友人グループにおいて喧嘩をしてしまい、そのグループにすることが出来なくなり、大学に行きづらくなってしまった。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学部教務担当係員	
対応の手順	担当教員が所属している学修支援部門での面談実施について提案するも、拒否されたため、教務担当事務職員および指導教員・クラス担任へ報告のうえ、状況を観察。	
学生との話し合い	トラブルが起こるまでの経緯および現状について本人から話があり、ところどころ話しくさうな部分はあったものの、話を聞いてもらえる状況・自分の考えを否定されない状況であれば、自分から話し出す様子。周囲からどのように思われているかを気にする一方、自分の行動については間違っていないという思いもあるようで、自分の考えや行動については変更が難しく、周囲の人はこう思っているはずだ、という先入観があるように感じられた。	
支援内容	母親からの希望により、学生本人に対する三回の電話による状況確認および指導教員・クラス担任への報告、学生本人の意思確認をした。また、学生本人からの希望により、編入学・転学部・休退学等の手続きについての相談対応。	
学外連携	本人および母親より、通院・服薬中であることが確認できていたため、学外連携は特になかった。母親とは現状把握をするよう努めていた。	
その他	現在は他大学への編入学を希望しており、手続き等の相談対応のみとなっている。	
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、教務担当職員	
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解、友人トラブルの解決
	できなかった理由	喧嘩をしている友人の名前は教えてもらえず、対応案がなかったため。

(3)学生の反応、感想等

本人の希望で実家から通える大学への編入学を検討中。学生は進むべき道が決まったことで以前よりも前向きになったように感じられる。指導教員等が障害に対する知識がなく学生本人が知識のある教員との面談等を拒否した場合、パイプ役となる担当者の知識・対応による部分が大きいと感じた。学生の特質なのか他の学生への対応と比較して伝えたいことがうまく伝わらないことが多く、対応に困る部分もあった。専門部署の必要性と専門部署への繋ぎ方について学ぶ機会が欲しいと感じた。

事例No.11

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	保健管理センター、学生相談室、学務課
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	情報工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学試験の監督をしていた所属学科の学科長が受験時の本人の様子を観察していて、入学した場合に備えて対応の相談に来た。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	教務課・保健管理センターカウンセラー
対応の手順	学科長・助言教員・保護者・本人・カウンセラーによる定期コンサルテーション
学生との話し合い	保護者(主に母)・本人・助言教員・学科長・カウンセラーを交えたコンサルテーションを定期的実施している。学内における本人の困り感への対応や、家庭内での家族との感情的場面への対応
支援内容	定期的コンサルテーションでの困り感の聴取。同期生への啓発(保護者と学科長の要請で、同期生70名と学科教員に本人の特性を説明し理解を求めた)。試験時は別室受験を調整。身体的・精神的に不安定なときの居場所(保健管理センター)の提供。感情的な不安定さを処理できない時には、随時保健管理センターで看護師やカウンセラーが対応している。
学外連携	NPO法人(発達障害者支援)、就労支援施設、大学附属病院精神科
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

本人は入学後5年が経過し、専門の科目の修得が困難であることが明白となった。卒業がきわめて難しくなってきたことで、社会に出て独力で生きていくための方策を検討する方向へと大きく舵を切ることになった。6年目に入った今年から休学して、就労移行訓練を開始している。もう少し早い段階で社会への着地の仕方を検討すべきであったと感じている。

事例No.12

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	2,000～4,999人	1人	教務委員会、学生委員会	学生支援課
発達障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	大事なことを忘れることが多く、病気でないかと気になり、臨床心理士のカウンセリングを受けたり、病院を受診した結果、ADHDの診断を受けた。本人は、大学での就学を強く希望しているので、必要な支援をお願いしたい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課
対応の手順	授業の時間割を忘れると言うことで、学生支援課と支援学生の協力を得て、学生独自の時間割を作成してWeb上で毎日確認。定期試験の受験、休講等の連絡・レポート等の課題については、その都度、各教員から学生支援課へ連絡を受け、毎朝、学生支援課から本人へ伝達する等の対応を決め、不足している単位の取り方など卒業まで支援した。
学生との話し合い	学生本人、家族、発達障害者支援センター所長、障害者相談支援センター職員、個別担任、学生支援課職員、保健管理センター看護師等と面談し、修学面、生活面での支援内容をその都度相談。
支援内容	学科と学生支援課間の連絡のための専用メールアドレスを設置。休講・補講情報を学生支援課から伝達(毎朝、本人が来室)。レポートの提出先を学生支援課に統一。所属学科以外の講義担当教員に対してADHDの説明及び協力依頼。支援学生による過去問収集や定期試験の時間割作成のサポート。講義の録音許可。同じ学科の学生に修学支援やレポート提出支援のためのチューターを依頼。支援学生やチューターが本人のスケジュールをインターネット上で確認できるようにした。
学外連携	発達障害者支援センター、障害者相談支援センター(本人と週1回面談)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

相談を受けた時点では、卒業は無理かもしれないと思われた事例であったが、本人の努力もさることながら、支援学生、個別担任、チューター及び学外機関との連携により、着実に単位を修得、サークルでの活動も含め、学生生活を存分に楽しみ、就職先も自由応募で決めた。就職先の企業から、現在は、同期入社の中でもリーダー格として活躍しているとの報告を受けている。

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生相談室	支援担当部署・機関 学生相談室・保健室
発達障害学生への実施支援	課題や授業日程などを保護者に連絡するノート(連絡ノート)を作成、学習指導(履修方法、学習方法等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	欠席増加に伴い、保護者が本校カウンセラーと面談。実質的な特別支援の申し出。ADHDで服薬治療中、精神面も不安定で、登校を促すと暴れることも。集中の持続、提出物などに様々な困難あり。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、カウンセラー
対応の手順	当初は担任、科目担当などで連携して、実質的な特別支援を行なうよう協議したが、出席状況が改善しないため、本校の規定に基づき、保護者と本人から特別就学支援申請書を提出、支援チームを組んで特別支援を開始。
学生との話し合い	学生本人よりも保護者からの申し出をカウンセラーが受け、本人の出席状況などをもとに対応したが、初年度は出席が改善せず、原級留置。翌年度は新担任のもとで支援チームを改編。担任も積極的に関わり、本人にも成長がみられ、状況が大幅に改善した。
支援内容	担任と学生の面談を実施し、提出物等の確認を行なう。課題の情報なども担任が集約し、本人と保護者に連絡。
学外連携	入学前に、医療機関の主治医から連絡があり、当時の相談室長と担任候補が病院で聞き取り実施。その後は、カウンセリングの際に医師の対応、コメントなどをカウンセラーが継続して聞き取っている。(月1回程度)
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員、保健管理センター等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課・学生相談室
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	社会学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学直後より行動が不安定であったが、学内で大声を出しながら壁を蹴って暴れていたため保護者(母)を呼び面談を実施したところ、小学校より発達障害を持っており、コミュニケーションもとれ本人も自分の状況を把握しているが、集団行動に対応できず、予想外の事が起きるとパニックになるとの申告があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー
対応の手順	本人は通院中であったため保護者より対処方法や支援の内容について確認。
学生との話し合い	本人も状況を把握しているが、パニック時の対応について確認し、困ったときは学務課や学生相談室へ頼るように説明し、本人納得。
支援内容	パニック時、授業教員・職員が付き添い、問題発生の原因について確認。本人と一緒にフォローを実施。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等 | 進級、卒業、就職、学外実習等 | 学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生指導委員会	支援担当部署・機関 学務課
発達障害学生への実施支援	保護者との連携			

(1) 支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	情報工学	3年次 男	申し出者	本人
申し出内容	最初は申し出はなく、落ち着きのない様子があったのでカウンセラーが声をかけ不定期に面談を行なっていき、その中で申し出が具体的になっていった。実習の授業(ゼミ)で先生とコミュニケーションが取れない。就職に向けて、どんな仕事をしたいのか分からない。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラー
対応の手順	ゼミの担当教員と情報交換し、本人のペースで進めていける実習内容にしてもらった。就職に関しては担当教員から本人の長所を確認し、就職課と連携をとって就職活動を進めていった。
学生との話し合い	状況が整理され、サポート体制が整っていく中で本人はだいぶ落ち着いて話をするようになった。
支援内容	ゼミの担当教員と話し合い、実習内容を変更してもらった。就職課と連携し、就職活動を進めていくサポートをしてもらった。カウンセリングでは心理検査を行ない、本人に長所と短所を伝え、本人の興味と合わせてどのような仕事をしたいか、どのような仕事だとできるかといったことを話し合っていた。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、就職課

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、特別支援学校との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	機械工学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	実験実習の担当者から、支援が必要であると申し出があった。 旋盤・溶接などの実習を、当該学生一人でさせることは危険であり、支援員が必要。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	実験実習担当者から学科関係教員、学生相談室へ状況が伝えられた。
対応の手順	当該学生・保護者と面談を実施、学科関係教員・学生相談室・担任で協議、支援委員会を開いて当該学生の支援ワーキンググループを設置した。
学生との話し合い	面談は年に数回ずつ行なっている。支援、今後の方針等について納得していただいている。
支援内容	実験実習での支援員を配置した。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

事例No.17

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 学生課
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	機械工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者から支援が必要であると申し出があった。スケジュール管理が難しい、集中力の持続がしにくい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、担任、保健室。
対応の手順	学生相談室、担任、副担任で当面は対応していくこととなった。
学生との話し合い	学生は向上心があり、薬の服用も自分で管理出来ている。入学後何度か面談も実施しているが、現在のところ学生生活にそれほど支障は見られない。
支援内容	スケジュール管理が苦手なので、入学当初は毎日のスケジュールをスケジュール帳に書かせ、副担任が確認していた。現在は課題等の提出日を忘れないようにメールで連絡すること、ときどき面談も実施している。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、学生相談室で対応

(3)学生の反応、感想等

学生本人は向上心があり、あまり依存しないで自立していけるように努力をするタイプである。科目担当の教員には連絡事項がある場合には必ず板書してくれるように依頼していることと、課題提出期限の前日にメールで連絡する等の配慮はしている。提出期限前日にメールしないと忘れてしまうことがある。

事例No.18

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、レポート作成指導、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書有)	情報工学	4年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p><入学時>健康調査に保護者からADHDへの配慮の申し出があった。一度に多くの課題や作業工程を与えず、全体的見通しを示し、メモを渡して段階的にやるべき事を指示してほしい。対人関係でトラブルはないため特別支援ではなくまずは現状を見守りたいと希望した。</p> <p><3年時>多動傾向は落ち着いているが集中力を持続できず、学習やレポート提出を計画的に行なう事が苦手なため、予定を手帳に記入する事やレポート作成開始の声かけ、本人に合った勉強法についての指導等特別修学支援の要請があった。</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	<p><入学時> 保健室(健康調査)</p> <p><3年時> 本人が保健室に困っている事を打ち明けに来たのを機に、学生相談室において本人、保護者、カウンセラーとの面談を繰り返す過程で、特別修学支援を希望する意思表示があり、学生相談室長が窓口となり対応した。</p>
対応の手順	<p><入学時> 入学前に副校長と関係職員が保護者と面談し本人の特性や要望を確認した。</p> <p><3年時> 障害学生支援委員会において特別支援が必要と判断され、支援チーム結成となり、当該学生のクラスの全教科担当教員へ支援依頼文書を配付した。</p>
支援内容	<p><3年時> 支援方針、支援計画に基づき、手帳を活用したスケジュール管理、睡眠記録による安定した生活習慣獲得の支援、専攻科学生をチューターとしレポート作成等の学習支援を依頼。カウンセラーによるカウンセリング。</p>
学外連携	検討中
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>進級、就職に向けての課題は多い現状ではあるが、支援を受け、話を聞いてもらう事で気持ちの落ち込みは改善していると本人は話し、前向きとなっている。入学前から発達障害に対する保護者の理解、受容が十分されていたため、信頼関係を良好に築く事ができている。</p>

事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1~499人	2~5人	学生委員会	事務室、学生課、保健室、カウンセリング室
発達障害学生への実施支援		注意事項等文書伝達、実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携		

(1)支援の申し出

発達障害	ADHD (診断書無)	情報工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		保護者が支援申請書に記入し、入学手続き時に提出された。 軽度の発達障害(注意欠陥障害)と吃音があり、療育手帳B2を所持している。学校生活で重要な話を認識できていない場合があり、コミュニケーションを始め、対人関係を築くことが苦手である。 よく理解できなかったことを自分から周りに聞いたりする事が上手くできないので、提出期限のある物や大事な用件は、連絡帳などに書き取り、確認させるよう指導・支援して欲しい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	事務室
対応の手順	学生委員会で内容の確認と支援について検討し、学科会議で全教員に向けて情報が伝えられ、短大事務室の障害学生支援担当者が、保護者と当面の支援内容を話し合った。
学生との話し合い	当該学生はほとんど言葉を発せず、こちらからの質問に対して「はい」「いいえ」と答えるのみ。
支援内容	履修登録支援、学内を案内し使用教室の確認、テキスト購入時の付き添い、ゼミ担当教員に連絡事項の書面化を依頼、週1回の面接時に提出物の期限などを再確認し必要な場合は保護者に連絡、週1回新聞記事のコラム音読等声を出すトレーニング、授業時の座席指定もしくは案内、教職員からの声かけ等。定期的に保護者と面談・電話連絡し、支援内容については了解された。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

事例No.20 入学者選抜等(受験上の配慮を含む) 授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	学生支援センター
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、専門家によるカウンセリング、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	理工学	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>[入試での配慮について](保護者より申し出あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室入り口までの付き添い者の同伴 ・トイレに近い試験室での受験 ・別室受験及び試験時間の延長 ・マークシートのチェック解答 ・座席を窓際でないところに指定 ・室温調整が可能な試験室での受験 ・拡大文字問題冊子の配布 ・注意事項等の文書による伝達 ・試験場への乗用車での入構 <p>[入学後に希望する配慮](保護者より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レポート、宿題等に関するメモでの指示 ・職員への障害の内容に関する開示 ・月一回程度の電話、メールを使用した家庭への報告 						

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションセンターにて受付
対応の手順	<p>[入試での配慮について]</p> <p>アドミッションセンターにて協議検討した。</p> <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <p>学生サポートセンター職員、学部支援室職員、学系代表教員で対応について協議し、その結果を保護者、本人及び関係部署に周知した。</p>
学生との話し合い	<p>[入試での配慮について]</p> <p>保護者とのやりとりが中心となった。</p> <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <p>保護者とのやりとりが中心。学生への対応は、学生支援センター職員、学部支援室職員が対応にあたった。</p>
支援内容	<p>[入試での配慮について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室のある建物の出入口まで付き添い許可 ・可能な限りトイレに近い試験室で受験実施 ・別室にて通常の1.3倍の試験時間で対応 ・可能な限り窓から遠い座席の用意 ・空調については集中管理のため対応できず。エアコンの入切のみ調節対応 ・注意事項について 伝達文書や板書により対応 ・試験場への乗用車入構許可 <p>[入学後に希望する配慮について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別面談の実施(本人・保護者ともに) ・発達障害のある学生向けの支援プログラムを案内 → 個別指導実施(例外的) ・履修登録 教室移動 出席管理等 修学に関するスキルについて個別に指導 ・学部教員及び関係部署職員へ本人の障害特性の周知

学外連携	<p>[入試での配慮について] 事前に医療機関の診断書を提出してもらい、配慮事項について検討した。</p> <p>[入学後に希望する配慮について] 医療機関からの情報提供に従い学内支援について協議・検討した。</p>	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	施設・設備、支援者の配置、教職員の理解

事例No.21

進級、卒業、就職、学
外実習等

学生相談、カウンセリ
ング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 所属学部、学生支援部、保健センター
発達障害学生への 実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、使用教室配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、保護者との連携、通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	文学	4年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	保護者からの申し出。本人が自分の特性について、あまり理解していない。コミュニケーション能力が低く、なかなか自分から話ができないので、就職できないのではないかと不安である。就労に向けて、何かできることはないか。サポートしてくれる機関等はないか。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室 キャンパスソーシャルワーカー(CSW)
対応の手順	学生相談室ができる支援として、「定期的な面談」、「特性理解のサポート」、「コミュニケーションの練習」、「関係機関との連携」等を提案。また、利用できそうな関係機関の紹介をし、どの機関に繋げていくかを一緒に考えた。
学生との話し合い	初回面談では本人の困り感が全く感じられず、就労に対する意欲もなかった。しかし、面談を続けるうちに具体的な課題が見つかり、就労に向けての意欲が感じられるようになった。
支援内容	CSWが本人との面談を週1回のペースで継続。ワークシートを使った「特性理解のサポート」、ビジネススキルを学ぶためのDVDを使った「職場でのコミュニケーション学習」等を行なった。また、CSWが保護者の了承を得た上で関係機関と連絡を取り、ケース会議を開催。保護者、CSW、ハローワークとヤングハローワークの担当者が集まり、就労に向けた支援について話し合った。その後、CSWが本人に付き添って障害者就業・生活支援センターに相談に行くことで、さらに支援メニューが増えた。
学外連携	市発達障害者支援センター、ハローワーク、ヤングハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域生活支援センター
学内協議参加部署・機関	学生相談担当

事例No.22

授業、試験、移動、施設改修等

進級、卒業、就職、学外実習等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	専門委員会	専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、授業配慮(非常勤講師等に対し要望があれば対応する。半期ごとに学科内で周知徹底を促す。)、障害の特性についての配慮依頼を配付、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	薬学	申し出者	本人以外
申し出内容	学生の両親及び発達障害者支援センター所長が本学を訪問。 ・発達障害者支援センターから派遣される補助者の配置(費用は大学負担) ・支援窓口の一本化 ・講義で使用される資料、スライドに投影されるデータ等を学習管理システム(LMS)に更新してほしい。 ・共用試験(OSCE、CBT)実施の際の配慮 ・研究室配属の際の配慮			

(2)対応について

申し出を受けた部署	学習に関する相談が主であったため、教務課が相談窓口になった。なお、面談は学部長、学務担当教授、学生生活担当教授、就職担当教授、事務長、教務課長が立会いの下で行なった。		
対応の手順	学生の要望を聴取し、学内で検討した上、決定する。		
学生との話し合い	学生から広範囲な内容の要望があったが、合理的配慮の範疇で支援することを話した。		
支援内容	授業で配付されるプリント、ハンドアウト、パワーポイントの資料をできるかぎり事前に渡すことにした。また、講義・実習の写真撮影を許可した。試験時間の延長については対応できる科目は配慮することを約束した。卒業研究についても要望があれば適正な配慮を実施すると約束した。		
学外連携	共用試験(OSCE、CBT)については、薬学共用試験センターに問い合わせ、特別措置の可能な部分について配慮した。		
その他	医師の診断書の提出については、その用途に関して両親から質問があったため、合理的配慮の決定に当たって、他の学生との公平性の観点から根拠資料として必要と説明した。		
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等		
ニーズへの対応	できなかった内容	支援者の配置	

事例No.23

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	情報学	1年次	男	申し出者	本人
申し出内容	プログラミングの授業について行けない。サークルでのコミュニケーションがうまく行かない。友達があほしいけど、作ることができない。精神科に行って診断を受けたい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	本学の発達障害学生の支援を担当する障害学生支援室のスタッフが相談を受けた。
対応の手順	本人と障害学生支援室の担当者との話し合いを通して、現状と支援ニーズを把握した。その後、該当学科のゼミ担当教員に連絡し、学科会議で情報を共有した。
学生との話し合い	学生の診断に対するニーズが強かったため病院を紹介した。現在大学で可能な支援内容については、障害学生支援室のスタッフが支援内容を提案し、当該学生は納得した。
支援内容	ゼミの担当教員からプログラミングについて個別に指導してもらい、内容理解の個別確認等を行なった。困ったことがある際は障害学生支援室のスタッフが窓口になり、学科との連携を密に取った。
学外連携	病院、NPO法人(大学生の発達障害者同士の話し合いグループ紹介)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.24

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	ない	学生課
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	工学	1年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学前に入試広報課に対し、保護者から当該学生の状況の理解と、教育方法や支援体制について要望があった。また、入学後の時間割作成についてフォローの要請があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試広報課を通じて、学部(学科)、学生相談室へ連絡が来た。
対応の手順	入学に先立ち、当該学生と保護者、学部(学科)教員、基礎教育課程の教員、学年担任、学生相談員が会し情報交換を行なった。
学生との話し合い	当該学生と保護者のニーズ、大学としてできることについて共通理解・合意形成を行ない、時間割作成のフォローとして、入学直後の1週間は学生相談室に継続来室することとし、相談室を見学、前もって心の準備をしてもらった。
支援内容	入学後は時間割決定次第、学部(学科)教員から関係教科を担当する教員(非常勤含む)への配慮要請の依頼文を配付、授業の進行手順に関するプリントなどを用意してもらった。学生相談室は定期利用として当該学生の支援ニーズの把握を継続した。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.25

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	チューター又はティーチング・アシスタントの活用、試験時間延長・別室受験、解答方法配慮、使用教室配慮、実技・実習配慮、教室内座席配慮、休憩室の確保、板書やパワーポイントのコピー配布、提出物の期限延長、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書無)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学直後に、当該学生の保護者から学生相談室に相談があった。また、授業担当教員からも、授業中の問題行動について学生相談室に相談があった。予測していないことがあるとパニックになり大声をあげる、突然教室を退室する等があり、クラスで孤立しており、対応に困っているとのことだった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室のカウンセラーが保護者から支援の申し出を受け、学生本人の支援の必要性を確認した後は、学生特別支援室のコーディネーターが確認した。					
対応の手順	保護者と学生相談室のカウンセラー、所属学部の担任教員、学務課の事務職員で相談を行ない、当該学生の小さいころの様子を聞き取り、大学で必要と思われる支援内容の確認を行った。その時点では、学生本人から支援の要望がなかったため、保護者の了解を得た上で、授業担当教員に配慮依頼文書(教員が一読して理解、対応できるよう「特徴及び苦手なこと」とそれに対応する「配慮していただきたい事項」が列記されたもの)を送付した。学生から支援の申請があった後から、学生特別支援室のコーディネーターが中心となり、学生及び保護者との定期的な相談、授業担当教員との連携を行なっている。					
学生との話し合い	学生本人は、自分が何に困っていて、どんな支援が必要かが把握できていなかったため、コーディネーターと週に1回面談を行ない、自己理解を深めていくところから開始した。学年が上がるにつれて、レポート作成に時間がかかるので期限延長をお願いしたい等、自分から要望を出せるようになってきている。					
支援内容	学生スタッフによる学習補助(謝金あり)、履修相談、勉強のスケジュール立て、授業担当教員による個別指導、提出物の期限延長等					
学外連携	通院している精神科、若者サポートステーション					
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、学務課の事務職員					
ニーズへの対応	できなかった内容	教職員の理解(提出物の期限延長を認めない教員がいたため)				

(3)学生の反応、感想等

本人と保護者と話し合った上で、負荷を少なくするために履修科目を通常の半分程度まで少なくし、長期間をかけての卒業を目指すことにした。以前より単位取得はできるようになっており、パニックを起こすことも減っている。

事例No.26

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	21人以上	学生相談委員会	専門部署・機関
発達障害学生への実施支援		チューター又はティーチング・アシスタントの活用、実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング		

(1) 支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容		入学前に両親と本人で来談。教師の指示が頭に入らず、集団行動ができないため、小・中学生のときから通級指導教室を利用した。高校では担任の教師がさまざまな場面で支援をしていた。高校の教員に大学入学後はサポートがなくなるので、相談に行くようにと言われた。両親は支援を希望していたが、本人は「自分には必要ない」と拒否的であった。				

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生相談室 障害学生支援部門
対応の手順	まず、高校の担任より高校生活の様子を書面にて回答してもらった。それを踏まえ、関係する部門(保健センター、学科教員)と支援の在り方について話し合った。
学生との話し合い	学生との話し合いは、学生を混乱させないために、担当の障害学生支援員が行なった。
支援内容	大学生活がどの程度過ごせるのかわからなかったため、障害学生支援員をしばらく授業に同席させた。最初は拒否的であったが、次第に障害学生支援員と本人の間に信頼関係が生まれ、支援を受け入れるようになった。そこで得られた情報から、個別支援計画を作成した。彼の困難は講義より人とのかかわりが多くなる実験や演習などが主であり、それらの時間に担当障害学生支援員を同席させることにした。
学外連携	受け入れ時に出身高校の担任教師より情報提供をお願いした。
その他	入学より1年経過した段階で、学生生活が安定したため、障害学生支援員による支援は終了となった。高学年になり、支援が必要となった段階で、再開する予定。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学科・教員、保健センター等

(3) 学生の反応、感想等

障害学生支援制度を一年間利用した時点で、本人の申し出があり、支援を終結した。学生生活は安定し、問題行動も減ったと学内では評価されている。

事例No.27

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生室、保健室
発達障害学生への実施支援	注意事項等文書伝達、学習指導(履修方法、学習方法等)、保護者との連携			

(1) 支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書無)	工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	当該学生の高校担任が学生生活を送る上での支援についてまとめた書面を、入学前に母親が大学に持参し、大学側にサポートを要望した。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生室長と保健室の常勤看護師で対応した。
対応の手順	当該学生と母親、学生室と保健室、学生相談室の臨床心理士を含め、大学生生活について話し合い、学生室でサポート方法を検討した。
学生との話し合い	学生は下を向いたまま、言葉によるコミュニケーションが取れなかったため、紙面上に「はい」「いいえ」を書き、問いかけに対し、指をさして返答させる。
支援内容	保健室から当該学生が受講している授業の担当教員へ、授業における配慮文(発達障害の特徴などの説明文と具体的支援法)を作成し、資料等を添付し配付した。
その他	副指導教員との信頼関係が出来た。その教員からの情報(学生が困っていること、何をしたいのか等)を関係教職員で共有し、サポート方法を考えた。 もし、副指導教員のような存在がいなければ、対応が非常に難しい。 発達障害の場合、高等学校から学生についての情報を得ることが難しい。そのため、大学では学生の状態を把握しきれず、就職活動の際に顕在化することも多々ある。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等

(3) 学生の反応、感想等

信頼関係が唯一できた一人の先生が対応をしてくれている。学生室ではその先生と情報を共有しながらサポートしている。今のところ問題を起こすこともなく、3年生になった。
--

事例No.28

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 11~20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生部
発達障害学生への実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	経営学	3年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	当該学生本人から、履修登録のプランニングができないということ、また本人と保護者(母親)から試験期間中にゲームに没頭するあまり、生活のリズムが崩れ、試験を受けず単位取得が困難になってきているとの申し出があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室のカウンセラー
対応の手順	まずは保護者(母親)と本人と面談を行ない、その後、学生支援室の職員も面接に加わり、実質的な今後の対応を話し合った。その結果、履修登録に関しては、学生支援室の職員が対応すること、またゲームに没頭する件については学生相談室のカウンセラーが対応することになった。
学生との話し合い	履修登録に際しては、学生支援室の職員が学生の能力に見合った計画を提示したので、終始納得しているようであった。ゲームに没頭する件は試験期間の1ヶ月前から、いくつかの方法を学生に提示し、本人ができる・やれると思う方法から順に試行していった(納得できないものは無理には強いなかった)。
支援内容	履修登録に関しては、学生支援室の職員が提示した履修計画を(納得して)そのままを登録することとなった。ゲームに没頭する件は、毎日の生活の出来事をスケジュール帳に書き込み、自分の生活を把握することから始め、さらに自分の力ではゲームを抑制できないことに気づかせ、最終的には試験期間中、ゲームを母親に預けることで、試験期間を乗り切ることができた。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署

(3)学生の反応、感想等

自分の特性を当該学生が理解することで、自立(自律)できる幅を広げることができたことは、当該学生の自信になったようだ。
--

事例No.29

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
-------------------	----------------	---------------

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000~4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 教育支援センター	支援担当部署・機関 専門部署・機関
発達障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、講義内容録音許可、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、発達障害者支援センター等との連携、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	臨床心理学	1年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p>①6月、8月、10月の3度オープンキャンパスに参加。母親、出身高校教員(特別支援教育コーディネーター)を交えて受験方法について協議。自己推薦入学試験を利用。入試配慮対応については、事前相談会を通して別室受験とし、その他留意すべき点を確認した。</p> <p>②11月以後、入学式までの間、計5回、出身校との引き継ぎ会実施。その中で診断内容(広汎性発達障害 協調性運動障害)について高等学校での生活指導の方法と対応について指導計画書の引き継ぎをし、対応する。</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	自己推薦入学試験を利用。自己アピール形式では力を発揮できなかったが、基礎学力形式で合格。入試配慮対応については、事前相談会を通して別室受験とし、その他留意すべき点を確認した。
対応の手順	11月以後、入学式までの間、計5回、出身校との引き継ぎ会実施。その中で診断内容(広汎性発達障害 協調性運動障害)について高等学校での生活指導の方法と対応について指導計画書の引き継ぎを行ない、医療機関の診断、意見書をもとに協議する。
学生との話し合い	年度当初の全体ガイダンスの説明を個別に実施、困り事があれば必ず学生支援室に来るように説明。
支援内容	入学後は学生支援室が窓口となり、履修登録完了を受けて教務課が担当教員に支援依頼文書を配付し、連絡を密に取り支援を行なった。
学外連携	出身高校 医療機関
その他	大学内心理カウンセリングセンター利用 大学の学生支援担当教員が年に数回、近隣の高等学校教員(特別支援教育コーディネーター)向けに研修会を実施している。そのため、高等学校教員との情報ネットワークが進んでおり、障害のある生徒が大学に入学する時点では、障害の状態等の情報を事前に得ていることが多い。また、大学の学生支援担当教員が近隣の駅の駐輪場整備等に足を運び、駅員等に一声かけておくことで、学生が駅構内等でトラブルやパニックを起こしたとき、すぐに駅員から大学の学生支援担当教員のもとに連絡が来るようになっている。そのため、対外的にトラブルが大事に至らないことが多い。本学では、障害学生のみならず、支援を必要とすると判断された学生にも個別の支援ファイルを作成し学生の「困り感」について把握している。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

講義前・空き時間には、学生支援室に来室してくれている。WAIS-III(ウェクスラー成人知能検査)等、定期的な検査報告診断所見の報告もしてもらっている。
--

事例No.30

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課・学生相談室
発達障害学生への実施支援	実技・実習配慮、休憩室の確保、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	社会学	2年次	男	申し出者	本人
申し出内容	本人より、小学生の時から精神科に通院し服薬しているが、大学に入り新しい環境に入った疲労と大学生活でストレスを感じているので、自分の状況を大学側に知っておいてほしいことと、対処方法について相談があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室カウンセラーへ相談があった。
対応の手順	学生相談室カウンセラーより関係する教員、学務課職員へ知っておいてほしい事や対処方法、要望について確認した。また、支援内容や対処方法等の要望を、関係する教職員へ文書で配付。
学生との話し合い	学生のニーズを聞き、カウンセラーより支援内容を提案した。
支援内容	授業中、パニックになった時は教室から退室してクールダウンをしたり、授業担当教員が静かなところへさりげなく移動させるように取決めするも、実際は複数回パニック状態に陥った。カウンセラーや教職員が、その都度別室へ移動するようにフォローしたが、ストレスからパニックになり自傷行為に走った。本人の了解のもと、主治医・保護者・担当教員・本人とで面談を実施、現在、病院にて入院加療中。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
公立大学	1,000～1,999人	6～10人	総務課、教務委員会、学生生活委員会、アドミッションセンター(委員会)、キャリアセンター	総務課、教務学生課、学生支援室、アドミッションセンター、キャリア支援室
発達障害学生への実施支援	別室別時間授業、学習指導(履修方法、学習方法等)、発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	社会学(政治)	4年次 男	申し出者	本人
申し出内容	得意科目で修得した単位を、不得意な語学系科目、情報系科目の単位として認定してほしい。 他の学生のいない別室授業としてもらいたい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	ゼミ担当教員				
対応の手順	教育支援の検討部会を開催。支援内容を検討し、授業担当教員へ要請(別室授業)を行なった。				
学生との話し合い	担当教員から卒業要件を変更することができないことを伝達。その上でできる支援を行なうことを説明し、当該学生も支援内容については納得していた。				
支援内容	情報系科目は、個別代替授業を実施。英語科目は、TOEIC試験による単位認定。				
学内協議参加部署・機関	委員会				
ニーズへの対応	できなかった 内容と理由	卒業要件を変更する要望だったため。			

(3)学生の反応、感想等

卒業要件を変更して、単位認定をしてほしいとの要望は、その後も続いているが、その都度できないことを伝えて納得してもらっている。					
--	--	--	--	--	--

事例No.32

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、カウンセリング等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 教務委員会、厚生補導委員会、学生相談室会議	支援担当部署・機関 学生相談室、保健室、学生課
発達障害学生への実施支援	教室内座席配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等(診断書有)	工学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	<p>入学前の3月に出身中学校の特別支援学級の教員が来校し、学生相談室長・室員・所属学科教員・看護師が、当該学生の特性等について説明を受けた。本人は障害のことを知らされていない。</p> <p>1. 他人とコミュニケーションをとることが苦手(自分の話したい事を優先して一方的に話す)で、親しい友達が出来にくい。</p> <p>2. 身の回りの整理整頓が苦手、忘れ物が多い。</p> <p>3. 話をする時、声の大きさの調整が難しい。</p>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	担当教員から関係教職員へ障害等の基本的な情報が伝えられた。
対応の手順	担当教員が保護者と当該学生との個別面談を行ない、支援内容を検討した。予想される問題や支援方法について、関係教職員に口頭もしくは文書で説明し配慮を依頼した。
学生との話し合い	担当教員が当該学生に困っていることや要望を聞いた。話し合いの中で担当教員が支援内容を提案し、本人も納得していた。
支援内容	定期的に(週1回)カウンセラー(臨床心理士)との面談を行なっている。担任やカウンセラー、保健師や相談室員等が本人に、困っていることをこまめに聞いて確認しながら支援を継続している。保護者の希望があればカウンセラーや担任が相談に応じている。パニックになったときの緊急避難場所を本人と話して決めている。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等、担任

(3)学生の反応、感想等

学校生活に慣れ、実験ではコミュニケーションや器物の取扱い等で困難を感じることはあるが、座学の講義内容への支援はほとんど必要がなくなった。部活動にも意欲的に参加している。以前はストレスがたまると衝動的に危険な行動をしてしまうことがあったが、最近は信頼できる教職員にすぐに相談することなどで自己コントロールすることができるようになってきている。

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	500～999人	1人	学生会	学務課
発達障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、発達障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1) 支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	人文科学	3年次	男	申し出者	本人
申し出内容	ゼミの同級生や教員とトラブルになっている。他のゼミに変更するよう教員から言われている。どうしてよいかわからない。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	学生支援担当職員が相談を受けた(1年次から学生生活相談を受けていた)。
対応の手順	学生支援担当職員と学生相談員が、学生本人、ゼミの同級生、ゼミ担当教員それぞれからヒアリング。教員組織の各部署局長及び学務課内で協議、支援方針を決定。教務部長・学生支援担当職員が当該学生と面談して支援内容を説明し、合意。保護者に経緯を報告。
学生との話し合い	基本的に学生支援担当職員が1対1で複数回の面談を行なった(臨床心理士である学生相談員が非常勤であり相談日に制約があったため)。「どうしてよいかわからない」という相談だったため、こちらから支援内容を提案した。当該学生の入学当初から相談を受けていたため信頼関係が形成されており、時々大きな声が出たり落ち込んだりしたが、時間をかけてゆっくり説明し、最後は笑顔で納得してくれた。学生支援担当職員は、面談の結果を随時担当課内上司及び学生相談員に報告し、今後の方向性について相談を重ねながら支援に当たった。
支援内容	イレギュラーなゼミ変更の学内調整、ゼミの同級生や教員との関係調整、当該学生の精神面のサポート、助言等
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

順調に学生生活を継続している。

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1～499人	2～5人	教学委員会	学生支援課
発達障害学生への実施支援		発達障害者支援センター等との連携、保護者との連携、専門家によるカウンセリング		

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	情報学(経営)	1年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		高校の担任より、入学前に学生のことで申し送りをしておきたいと申し出があった(本人、保護者も同意の上)。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課職員にて対応
対応の手順	学生支援課内で本学での対応を協議。A.入学前オリエンテーションの実施 B.入学式に本人、保護者と本学カウンセラーとの面談を計画した。
学生との話し合い	学生の理解を確認しながら、説明した。
支援内容	上記の入学前オリエンテーションやカウンセラーとの面談によって、学生の不安を和らげるよう努めた。また、入学式では保健センターでも本人、保護者と顔合わせをして、今後、保護者とスムーズに連携できるよう関係づくりをした。
学外連携	学外機関より連絡があり、大学での学生の様子を伝えた。
その他	困った時に相談する場所を知らせた(事務局か保健センター)。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

<p>相談する場所を決めたことで、何かあると事務局か保健センターに相談にきており、本人の不安軽減に繋がっていると思われる。少しずつ大学生活にも慣れてきた様子ではあるが、突発的な出来事が起こるとパニックが起こるのが現状である。支援する側もいろいろな事象に対応する中で、学んでいくので、経験を積み、それを学生支援に生かしていくことが大切である。今後とも一人ひとりの思いを大切にしながら、学生に寄り添っていきたい。</p>
--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立短大	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1~499人	1人	専門委員会	学生支援課
発達障害学生への 実施支援	学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、出身校との連携、保護者との連携			

(1)支援の申し出

発達障害	高機能自閉症等 (診断書有)	福祉学	1年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	1年次の所属する学科の教員より、資格取得について適性がないという申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	転科先の教員
対応の手順	それぞれの学科で検討され、教授会で協議後、転科が承認された。
学生との話し合い	それぞれの学科で、本人を交え、将来のことを含め話し合った結果、納得し転科に至った。
学外連携	ハローワーク
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

転科した結果、本人は授業を生き生きと受け、一部の教員からは高い評価を受けていた。
--

The background is a solid olive green color. Overlaid on this are several large, smooth, curved shapes that overlap each other, creating a sense of depth and movement. These shapes are a lighter shade of green, almost white at their edges, and they flow from the top left towards the bottom right.

【精神障害】

事例No.1

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	11~20人	教務厚生部会	教務厚生担当係
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

精神障害	解離性障害・身体表現性障害	人文社会科学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	学生支援課に当該学生の保護者から、支援が必要と思われるとの申出があった。突然、猛烈な眠気に襲われたり、強い嘔気や気分不快、目眩が生じることがある。症状の改善及び学業成就の為に修学上及び学生生活を送る上で症状の特徴に鑑みて柔軟な対応・配慮が必要である、との診断書が保護者から提出された。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援課から担当学部教務係へ、保護者からの支援要請等基本的な情報が伝えられた。
対応の手順	担当学部教務委員長と当該学生が面談を行ない、症状の確認、学部でどのような対応をして欲しいのか確認した。
学生との話し合い	面談の話し合いを通して決定された支援内容と支援依頼文書を、学生が履修登録している科目の教員に配付した。
支援内容	支援内容として、登校前に自宅で症状が発生した際の授業欠席の配慮、授業中に症状が発症した場合には直ちに学部学務係に通報してもらうこと、学期末試験期間内に発症した場合は受験不能となる可能性があるため、その場合は当該学生に追試験の申請を行なわせるため、追試験を許可することへの配慮が定められた。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

授業担当教員の理解と協力を得ることが可能となった。 学期末試験時には、幸いにして発症しなかった。

事例No.2

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	10,000人以上	21人以上	学生委員会	保健管理センター、学務部、教務学生担当係
精神障害学生への実施支援		チューター又はティーチング・アシスタントの活用、教室内座席配慮、講義内容録音許可、授業担当教員への周知、学習指導(履修方法、学習方法等)、発達障害支援センター等との連携、保護者との連携、介助者の入構、入室許可		

(1)支援の申し出

精神障害	性同一性障害 (性別違和)	工学	2年次	女	申し出者	本人
申し出内容		学外教育機関での合宿参加に伴い、下記の内容のとおり申し出があった。 ・合宿中は、シャワー時間を他の実習生とずらしてほしい。 ・部屋は男子部屋に入れてほしい。 ・ホルモン注射を打つため、2週間に1度医務室を借用したい。 ・ホルモン注射を医務室にて保管してほしい。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	学部教務係
対応の手順	学生と面談後、実習受け入れ先と交渉、合宿直前には受け入れ先と学生が面談を行なった。
学生との話し合い	当該学生の支援内容の希望を聞き出した。
支援内容	受け入れ先と学校側の交渉後、上記の学生の要望が受け入れられた。
学外連携	学外教育機関
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.3

	授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	
--	----------------	----------------	--

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	理系	3年次	申し出者	本人
申し出内容	在学時の交通事故後遺症による高次脳機能障害。遂行機能障害、記憶障害を主たる困難とする。休学からの復学後、就学時の配慮について障害学生支援部署に相談。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署
対応の手順	本人、保護者と障害学生支援部署による協議。その後授業担当教員、担任との協議。
学生との話し合い	障害と困難について説明を受けた後、就学時に必要な配慮を検討。
支援内容	受講時のICレコーダなどの記憶媒体の使用許可、ならびに授業後の質問への配慮について実施することとし、各授業担当教員に依頼した。
その他	本事例は少し前の支援であるため、授業配慮依頼文書の作成をしていない(現在は希望により作成することとしている)。
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

受講については各授業担当教員の理解もあり、卒業に至った。就職に際しては担当作業療法士の指導により自分の障害に関する説明書を作成し、100社以上の会社に応募。現在はそのうちの1社で働いている。

事例No.4

	授業、試験、移動、施設改修等		学生相談、カウンセリング等	
--	----------------	--	---------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	文系	3年次	申し出者	本人以外
申し出内容	部活動(体育会)時の事故により受傷し、高次脳機能障害となる。リハビリテーションを経て、現在は軽度の記憶障害を主とする。復学にあたり、休学時の担任より修学支援について相談を受けた。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援部署
対応の手順	休学時の担任を教育組織の担当者として、障害学生支援部署教員と担任が事前協議。その後、保護者、本人を交え協議。主治医に意見を聞いた。
学生との話し合い	本人、保護者と検討し、復学の希望を確認。これを受け、教育組織で受け入れ体制を検討。また模擬授業を実施して授業ノートの取り方を話し合った。
支援内容	記憶障害による生活上の混乱については、行動記録のための手帳活用を指示した。復学後も障害学生支援部署教員と担任が定期的に面接を繰り返している。
学外連携	主治医
学内協議参加部署・機関	委員会、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

復学当初はアポイントメントや試験時の失敗もあったが、現在は良好な学生生活を送っている。定期的な面接間隔が伸び、メールによるやりとりに移行した。

事例No.5

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数 10,000人以上	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	性同一性障害(性別違和)	文系(大学院)	1年次	申し出者	本人
申し出内容	性同一性障害(性別違和)(MTF)。専門科を受診しているが確定診断は受けていない。修学上の配慮をして欲しい(通称の使用、名簿上の取り扱い、自分の望む性別の服装着用、トイレの使用ほか)				

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試課、教務課	
対応の手順	教務課ならびに所属教育組織教職員、担任	
学生との話し合い	入学手続きに伴い、配慮に関する相談を学生本人から受ける。関係組織が検討後、学生本人ならびに保護者と入学前に協議。	
支援内容	以下について双方の同意事項とした。①学籍等については本名とし、通常の名簿は通称使用とする。②女性装を認める。③トイレは多目的トイレを用いる。必要に応じて関係教職員に性同一性障害(性別違和)であることを伝え、配慮を行なう(健康診断など)。(その他同意事項はあるが非掲載)／入学後に本人と担任が協議し、クラスメイトに開示した。また本人との協議により所属教育組織の会議において開示し配慮を求めた。	
その他	障害学生支援部署は協議に参加していないが、教育組織教員として障害学生支援部署教員が加わった。	
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、教務課、支援室	
ニーズへの対応	できなかった内容	通称使用の希望のうち、学籍等については本名とした。トイレは、女子トイレではなく多目的トイレを用いることとした。
	できなかった理由	学籍等は公的な効力等を考慮した。トイレは今後の課題と考える。

(3)学生の反応、感想等

混乱なく学生生活を送っている。メール等で謝意を伝えられている。

事例No.6

	授業、試験、移動、施設改修等		学生相談、カウンセリング等	
--	----------------	--	---------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	5,000～9,999人	11～20人	専門委員会	専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1) 支援の申し出

精神障害	過敏性腸症候群	法学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	お手洗いや体調不良のため、授業中に退出することを配慮してほしい。また、試験は別室受験をお願いしたい。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	教務部次長
対応の手順	診断書と、本人及び保護者の了承により病名等の開示をどこまで希望するかをの書面を提出させる。教務委員長名で開示希望の教員等該当者へ、教育上の配慮の依頼を取扱注意の書面にて行なう。
学生との話し合い	教務部次長が対応し、症状や医療機関への受診状況、生活においてどんな支障が生じるのか等話を聞いた。
支援内容	関係部署の情報共有。授業担当者へこういう症状を持った学生がいることの周知を行ない、なるべく出入り口付近に座らせるようにした。試験時は別室で実施。
その他	本人が教務部次長を訪ねてきたり、教務部次長が約1ヶ月間隔で本人の状況を確認。

(3) 学生の反応、感想等

自分の症状を理解し、病気とうまく付き合っている努力がうかがえる。学内に自分のことを話せる者がいることで精神的に楽な気持ちを持っているようだ。
--

事例No.7

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
国立大学	5,000～9,999人	21人以上	学生相談委員会	専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	実技・実習配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

精神障害	統合失調症	工学	3年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学後、統合失調症を発症し、長期間入院。本人が復学を希望したが、希死念慮が強く、配慮が必要だと担当医師が判断し、両親と本人が大学に支援の申し出をした。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健センター医師、障害学生支援室
対応の手順	月に一度実施される学生相談室会議にて、対応を検討
学生との話し合い	混乱しがちで自分の意見を言うことができないため、担当の障害学生支援員を同席させて話し合いを行なった。
支援内容	復学直後は、障害学生支援員が授業に同席した。学生生活に慣れてきたころから、具体的に困っていることを取り上げ、SST(ソーシャルスキルトレーニング)に取り組んだ。
学外連携	精神科担当医師とかかりつけ医療機関の退院支援チーム
その他	小学校時代に発達障害が疑われたこともあったが、それ以降、支援の対象にはなっていなかった。大学入学後精神疾患が顕在化した事例である。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学科・教員、保健センター等

(3)学生の反応、感想等

担当医師も家族も復学はあきらめていたケース。今は落ち着いて学生生活を送っており、大学卒業後の進路も考えられるようになった。

事例No.8

進級、卒業、就職、学
外実習等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生課、教務課、保健室、学部事務室
精神障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	工学	4年次	男	申し出者	本人
申し出内容	音刺激に対して過敏であり、周りの声が気になる。				

(2)対応について

申し出を受けた部署	就職課
対応の手順	就職担当職員と当該学生で個別面談を行ない、支援の方向性を決定。
学生との話し合い	はじめに当該学生の希望を聞き、その希望に沿って就職担当職員が支援内容を提案していく。当該学生も支援内容については納得していた。
支援内容	一から履歴書を作成していき、準備を行なった。また、挨拶、メール、送付状などのマナー・ビジネス文書を指導した。合同企業説明会の参加企業に受け入れ可能か確認した。また、本人の意見をもとに希望優先順位を考え、企業と交渉(職場体験の受け入れの依頼など)・相談の上、支援を行なった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、就職課

(3)学生の反応、感想等

就職担当職員と面談を行なうことで、信頼関係が築けた。

事例No.9

入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 5,000～9,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生部学生課
精神障害学生への実施支援	使用教室配慮			

(1)支援の申し出

精神障害	ナルコレプシー	薬学	申し出者	本人以外
申し出内容	入学試験時に、高校から申し出があった。 ・別室受験 ・保冷剤の持ち込み ・飲料水の持ち込み ・薬の服用			

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試部
対応の手順	入学試験受験前に相談(要望書)を受け付け、本人、保護者、本学教職員と面談後、対応方法を検討。
学生との話し合い	対応案を説明し、了解を得た。
支援内容	別室での受験、試験室への保冷剤の持ち込み及び適性検査受験時の使用(無地のものに限る)、飲料水の持ち込み(無地のものに限る)、適性検査受験中の薬の服用
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

事例No.10

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生生活委員会	学生生活課(保健室・相談室)、学生支援室
精神障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験、注意事項等文書伝達、休憩室の確保、体調への配慮・発後困難への配慮、学習指導(履修方法、学習方法等)、進路・就職指導、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、生活指導(食事、洗濯等)、保護者との連携、専門家によるカウンセリング、居場所提供			

(1)支援の申し出

精神障害	ナルコレプシー	家政	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	ナルコレプシーの診断が下りており、服薬治療中。日中にも関わらず、強い眠気・睡魔に襲われる事や、自分でも気づかぬうちに、ぼおとしてしまったり意識がない事がある。そのため電車で乗り過ごしてしまい、遅刻してしまったり、授業中に寝てしまう事がある。時間に余裕を持って登校しているが、やむを得ず遅刻や欠席となってしまう場合がある為、平常点・出席に関する基準の配慮を希望。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入学時に提出する「健康調査票」の面談希望欄にチェックがあり、保健室にて面談。
対応の手順	保健室から学生生活課へ引継ぎ、学生生活課にて学生と面談。その際配慮希望内容を確認し、配慮願い作成。授業に関わる為、教学支援課と情報共有し、当該学生が受講する講義の担当教授へ配慮願いを配付。
学生との話し合い	症状・希望する配慮のほか、遅刻・欠席の場合に聞き漏れている講義内容のフォローについて学生自身がどういった対応を行なえるのかといった自助努力についての聞き取りを行なった。学生自身は高校でも試験を別室で受験するなどの対応を受けていたとのこと。
支援内容	教員への周知と定期試験の別室受験
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、保健管理センター等、学生生活課 保健担当職員

事例No.11 入学者選抜等(受験上の配慮を含む)

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 学生生活保健協議会	支援担当部署・機関 保健管理センター
精神障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	性同一性障害 (性別違和)	看護学	申し出者	本人
申し出内容	女性用衣類の着用許可 入試時の呼び出しの際に、受験番号または苗字のみとするよう配慮 身体障害者用トイレの使用許可			

(2)対応について

申し出を受けた部署	アドミッションズセンターにて受付
対応の手順	学内規定に基づき、学部長(部長)級までの決裁にて、本人へ通知
学生との話し合い	実施せず
支援内容	女性用衣類の着用許可、呼び出しの際の配慮、障害者用トイレの使用許可
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

事例No.12	入学者選抜等(受験上の配慮を含む)	授業、試験、移動、施設改修等			

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	11～20人	学生補導・指導委員会、学生部連絡会	学生部
精神障害学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮			

(1)支援の申し出

精神障害	チック障害	臨床工学	1年次	男	申し出者	本人以外
申し出内容	入学試験前に保護者(母親)から試験時の別室受験希望の申し出があった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	〈入学前(入学試験)の対応〉 入学試験の別室受験希望について、保護者より本学部入試係へ申し出があった。 〈入学後の対応〉 学科長→教務副委員長→学科内教員の順で、情報共有を行なった。
対応の手順	〈入学前(入学試験)の対応〉 面談希望があったため、当該学生と保護者及び志望学科の学科長と面談を行なった。後日、出願前に行なう特別措置に関する申請方法を説明した。 〈入学後の対応〉 学科内会議で定期試験時に問題があれば別室受験対応をすることとなった。
学生との話し合い	〈入学前(入学試験)の対応〉 学生の要望を聞き、配慮の内容を確認し、当該学生の了承を得た。 〈入学後の対応〉 当該学生より、支援要望について聞き取りを行なった。その後、クラスの学生にも事情を話し、定期試験における別室受験の必要はないと判断した。
支援内容	〈入学前(入学試験)の対応〉 入学試験は別室試験とした。 〈入学後の対応〉 当該学生が声を発しても特に問題にはせず教員、学生が接するようにしている。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

担当教員と面談を行なうことで、当該学生と信頼関係が築けた。

事例No.13

授業、試験、移動、施設改修等	進級、卒業、就職、学外実習等	学生相談、カウンセリング等
----------------	----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 ない
精神障害学生への実施支援	通学支援(自動車通学の許可、専用駐車場の確保等)、介助者の入構、入室許可			

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	家政(食物)	4年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	交通事故により脳挫傷、高次脳機能障害にてリハビリテーションセンターに通院中。身体的には困難はない。大学生活の指導を希望。緊急な病変の場合は、かかりつけ医に連絡してほしい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生相談室、臨床心理士
対応の手順	入学後、本人および家族、リハビリテーションセンター 臨床心理士を含め、面談の場を設けた。
学生との話し合い	大学生活の指導を希望。
支援内容	対人関係を築くためのトレーニングが必要となり、本人の希望時に臨床心理士の面談を実施。学科教員にも事情を説明し、授業の配慮を依頼した。4年次となり、就職を障害者枠でも検討したいと考え精神保健福祉手帳3級を取得。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

キャリア支援センターと障害者枠での就職を探しているが、未だ就職は決まっておらず、あせり感はある。
--

事例No.14

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	21人以上	学生支援委員会	学生支援センター、保健センター、教務課、学生相談室
精神障害学生への実施支援	実技・実習配慮、教室内座席配慮、講義内容録音許可			

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	教育学	2年次	女	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学後、保護者より障害について、今後のために申し出があった。本人と面談し、授業配慮申請を行なうこととなった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生支援委員・担任・学生支援センター
対応の手順	担任教員、学生支援委員から支援内容とニーズの確認を行なった後、学生支援委員会で協議した。その後、学生の所属学科から、履修科目の教員に支援依頼文書を配付した。
学生との話し合い	学生支援委員または担任が学生のニーズの聞き取り、学生支援委員会での協議の結果と履修科目の教員の回答を学生に説明した。
支援内容	大教室等の授業でのマイク使用、英語等の微妙な発音を聞きとらなければならない授業の場合は先生の口の動きが確認しやすい席の確保。小グループ等での話し合い等の活動がある場合はグループ間の距離を空ける。記憶障害への支援として、授業内容の録音許可、授業内で実施される小テストの代替。気分がすぐれないときには、授業の途中退室又は水分補給を認める。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

精神的に落ち着いた。

事例No.15

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
私立大学	2,000～4,999人	11～20人	ない	学生課、教務課、キャリア課、保健管理センター
精神障害学生への実施支援	内容に応じ面接			

(1)支援の申し出

精神障害	反復性過眠症	保健	3年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	病気の特徴について、履修登録をする教員への理解の申し出あり。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	新入生健康調査、保健管理センター
対応の手順	申し出内容を教務部長、学生部長に提出。保健管理センター長との面接を実施し、その結果について学科に連絡。
学生との話し合い	保健管理センターから本人に配慮願用紙を渡し、申し出内容を記入した配慮願いと診断書を提出してもらった。
支援内容	保健管理センターから教務課長に配慮願いを、そのコピーを学生課長に提出し、教務課から講義の配慮について科目教員に依頼。
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等

事例No.16

授業、試験、移動、施設改修等

学生相談、
カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 2,000～4,999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 学生生活委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への 実施支援	ノートテイク、試験時間延長・別室受験、個別面談			

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	芸術	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	オープンキャンパスや入学試験前の事前相談会に、当該学生と保護者から、試験時の対応について要望があった。また、入学後の授業について要望があった。						

(2)対応について

申し出を受けた部署	障害学生支援室で相談を受けた。
対応の手順	入学試験時に把握していた情報と相談のあった情報に基づいて、入学前に当該学生と保護者、関係教職員、障害学生支援室員が会し、全体ガイダンスを行ない、障害学生支援と履修の説明を行なった。また、個別相談を通して、具体的な履修の相談や支援内容とニーズの確認等を行なった。その後は障害学生支援室が窓口となり、授業担当教員に配慮願ひ文書を配付し、関係教員と連絡を密に取り支援を行なった。
学生との話し合い	主に本人の困りごとやわからないことを相談し、授業の理解に向けて可能な支援について障害学生支援室員が支援内容を提案し、当該学生は納得した。
支援内容	履修相談と単位の確認。講義を聴きながらノートが取れないことや情報の整理が出来にくいいため、記録者を1名配置。
学外連携	本人の担当医との情報共有
その他	月1回程度、障害学生支援室との個別面談で、その時々不安や課題を聞き取る。

(3)学生の反応、感想等

<p>大学生活に慣れてはきたものの忘れ物が多かったり、スケジュール管理が出来なくて、障害学生支援室を訪ねてくるが、記録テイクの受け取り方法等、支援を受けるだけでなく、自分から意見や提案が出来るようになった。</p>

事例No.17

	授業、試験、移動、施設改修等		学生相談、カウンセリング等	
--	----------------	--	---------------	--

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

公立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 1人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学務課、保健室等
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1) 支援の申し出

精神障害	不安障害	工学	2年次	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	入学して間もなく、本人が聴覚過敏があり、頭痛持ち、パニック発作を起こすので、発作が起きた時は途中で抜けて保健室で休みたいと言ってきた。教員には自分で伝えていると話した。その後、授業中にパニックになり、教員に付き添われ保健室に来た。学科長より保健室と教員との情報共有の話があった。					

(2) 対応について

申し出を受けた部署	保健室担当者及び学年担当教員
対応の手順	学年担当教員と該当学生で個別面談が行なわれた。
学生との話し合い	学科長より、本人がパニックを起こすことがあることや、パニック時は授業を途中で抜けてしまう等が、本人の了承を得て、学科の関係教員へ伝えられた。
支援内容	講義や実習担当の教員や学科技術員が、授業中の様子を見ることや、本人がパニックになった時は保健室で休ませるようにすることを共通認識とした。
その他	入学当初はパニック状態になることが多かったが、専門医(精神科)の診察を受けていなかった。専門医の診察を受けたほうが良いと思われたため、母親と教員と保健室担当者で面談をして、専門医の受診をしてもらった。
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員

(3) 学生の反応、感想等

緊張や不安があると早めに保健室に来て休んでいる。パニックになった時や不安が強く体調不良の時は、休める場所(保健室)があるため、少し安心できている様子である。
--

事例No.18

学生相談、
カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 11～20人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生係、保健室
精神障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

精神障害	性同一性障害 (性別違和)	薬学	1年次	女	申し出者	本人
申し出内容	入学前から入試事務局に連絡。本来女性だが男性名を通称名として使いたい。学生証も通称名を使って欲しい。通常書類の性別の記載は最小限に留め、他の学生の前では男性として行動することを認めて欲しい。トイレは障害者用トイレを使用したい。健康診断についての配慮及び男女分かれて行動しなければならないことが生じた場合の配慮をお願いしたい。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	入試事務局から教学課及び保健室
対応の手順	学生委員会で通称名の使用を許可。教務委員会他関係部署に、性同一性障害(性別違和)の学生が入学してくると連絡。配慮事項等はその都度保健室で対応。
学生との話し合い	入学前はメールにて意志疎通。入学式当日は母親を含めて話し合い。
支援内容	通称名で学生証を作成発行。担当アドバイザーとの面談。必要に応じてカウンセリングや相談窓口があることを告知。健康診断は男性の1番で実施。ロッカー室は男性用を使用。白衣は男性用を購入、使用。
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

(3)学生の反応、感想等

対応についてはほぼ満足。ホルモン療法などを実施中で、20歳を過ぎたら家庭裁判所に戸籍の変更を申請する予定であると語る。(国家試験は新しい名前、性別で受験したい)

事例No.19

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等	学外生活 (通学・入寮等)
----------------	---------------	------------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 2～5人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生課、教務課、保健課
精神障害学生への実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	パニック障害	体育学	3年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	<p>【教務課】 学部長、ゼミ担当教員と保護者が話し合いを行ない、保護者より卒業に向けて支援して欲しいとの申し出があった。</p> <p>【保健センター】 夕方、課外活動中に発作を起こし、なかなか回復しないため救護要請あり。その時に課外活動担当教員、本人から病状や近況について説明があり、発作が起こった際の救護を依頼される。</p>					

(2)対応について

申し出を受けた部署	<p>【教務課】学部長、ゼミ教員</p> <p>【保健センター】保健課看護師</p>
対応の手順	<p>【教務課】 学部長、ゼミ教員、教務委員長が支援策に向け検討後、学長に相談を行ない支援策を決定。</p> <p>【保健センター】 キーパーソンとなる同課外活動所属メンバー、顧問との情報交換を行ない、発作時等見守りをした。</p>
学生との話し合い	<p>【教務課】 可能な支援策について確認を行なった。</p> <p>【保健センター】 本人からリストカットや摂食障害に関する苦痛の訴えがあり、対処法を一緒に考えた。</p>
支援内容	<p>【教務課】 授業担当教員と連絡をとり、出席が難しい場合はレポート等により支援。</p> <p>【保健センター】 発作時に本人が無意識状態で暴れたりする時は危険防止に留意し、落ち着いた後保健センターに搬送し意識が回復するまで休養させた。</p>
学内協議参加部署・機関	保健管理センター等、学長・学部長・ゼミ教員・教務委員長

事例No.20

学生相談、
カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 1,000～1,999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 ない	支援担当部署・機関 学生課、学生相談室
精神障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のもので)			

(1)支援の申し出

精神障害	場面緘黙症 (ばめんかんもくしょう)	材料工学	3年次	女	申し出者	本人
申し出内容	喋れるようになりたいと本人から筆談で申し出あり。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健室の看護師
対応の手順	医療機関を受診しているが、頻繁な訓練は困難なため本校のカウンセラーにより話す訓練の実施。
学生との話し合い	一人でカウンセリングを受けたくないとのことで、しばらくは看護師が同席した。
支援内容	本校カウンセラーによる話すことの訓練を実施している。
学外連携	学生が受診している医療機関の主治医との連携
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員

(3)学生の反応、感想等

まだ筆談によるコミュニケーションで、言葉を発することは無く、うなづく時に「うん」と言えるようになった。

事例No.21

授業、試験、移動、施設改修等

学校基本情報(平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立大学	全体の学生数	障害学生数	対応する委員会	支援担当部署・機関
	1,000～1,999人	2～5人	学生委員会、教務委員会、入学試験委員会	教育支援課 学生支援課
精神障害学生への実施支援		講義内容録音許可、レジュメ・資料の配付、パワーポイントの内容を紙媒体で配布、スマートフォンのカメラ機能による板書等の記録許可、社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)、発達障害支援センター等との連携、保護者との連携		

(1)支援の申し出

精神障害	高次脳機能障害	教育学	2年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容		授業において可能な範囲で配慮(許可)願いたいこと ・レジュメ・資料の配付 ・パワーポイントの内容を紙媒体で配付 ・スマートフォンのカメラ機能による板書等の記録許可 ・ICレコーダー等での録音許可					

(2)対応について

申し出を受けた部署	教育支援課
対応の手順	入学直前の交通事故により、高次脳機能障害と診断されたため、保健管理センター、クラス担当教員、教育支援課及び学生支援課で協議し、学外機関である障害者支援施設(自立生活訓練)への聞き取りや、学生及び保護者と面談の上対応を決定した。
学生との話し合い	学生及び保護者から要望を聞き取り、可能な支援内容について提案し、当該学生及び保護者は納得した。
支援内容	全教職員に当該学生の症状を周知する(学生及び保護者からの希望による)と共に、授業担当教員には当該学生からの申し出内容(レジュメ・資料の配付、パワーポイントの内容を紙媒体で配付、スマートフォンのカメラ機能による板書等の記録許可、ICレコーダー等での録音許可)を周知・依頼した。
学外連携	障害者支援施設(自立生活訓練)
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等

事例No.22

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 500～999人	障害学生数 21人以上	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	試験時間延長・別室受験			

(1)支援の申し出

精神障害	統合失調症	福祉心理学	1年次 女	申し出者	本人
申し出内容	<p>入学後、初期の段階で、診断名とともに、授業を途中で抜けたり欠席することがあるが決してサボりではないこと、グループワークが苦手であること、教員の研究室棟に直接質問に行くことがあるかもしれないこと、状況によっては授業中に頓服薬を服用することがあること、症状として幻聴や被害妄想や不安があること、薬の副作用として平衡感覚が怪しくなったり手が震えたり眠くなったりする(授業中に寝ている場合も薬の副作用かもしれない)ことを全学的に把握してほしい旨の申し出があった。その後学校生活を送る中で、昼休みに一人で過ごすことのできる空間の提供について希望があり、保護者からは認知行動療法の実施の要望があった。</p>				

(2)対応について

申し出を受けた部署	当該学生の学部兼障害学生支援室員である教員(臨床心理士)	
対応の手順	学生生活支援センター長、障害学生支援室長及び学生教務課障害学生支援室員に報告し、対応を協議。	
学生との話し合い	要望に対する大学としての回答を伝えた。	
支援内容	当該学生が全学的に周知してほしい情報については、障害学生支援室から全教員に伝えた。また、一人で過ごせる空間については、空スペースの利用を案内した。	
学内協議参加部署・機関	支援担当部署、所属学部・教員	
ニーズへの対応	できなかった内容	認知行動療法の実施については、対応できない旨伝えた。

(3)学生の反応、感想等

<p>当該学生とは、週1回のペースでカウンセリングを行ない、その都度、困り感を確認しながら、修学支援を行なっている。困ったことがあれば誰に伝えればよいのかが明確になるだけで、当該学生は安心感を持ったようである。</p>

事例No.23

授業、試験、移動、施設改修等	学生相談、カウンセリング等
----------------	---------------

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

国立高専	全体の学生数 500～999人	障害学生数 6～10人	対応する委員会 専門委員会	支援担当部署・機関 専門部署・機関
精神障害学生への実施支援	視覚による指示・伝達、学習指導(履修方法、学習方法等)、専門家によるカウンセリング			

(1)支援の申し出

精神障害	言語性記憶障害(疑)	物質工学	3年次	男	申し出者	本人	本人以外
申し出内容	<p><学級担任> 英語の成績だけが極端に悪い。メンタル的な問題もありそうなので話を聴いてほしい。</p> <p><本人> ・騒音のある環境での聞き取り不可。騒がしい場所が苦手(教室にいるのが苦痛)。 ・聴覚短期記憶が苦手、音は聞こえるが内容が理解できない(先生の話が音にしか聞こえない、破裂音の短い音が多い英語は特に苦手)。 ・弟の家庭内暴力、不登校、経済状況等家庭環境の悩み。 ・無気力、うつ状態(やりたい事、楽しい事が何もない)。</p>						

(2)対応について

申し出を受けた部署	保健室	
対応の手順	本人の訴えから何らかの発達障害を疑い学校医へ繋いだところ、聴覚処理障害の可能性と上述の家庭環境や学校での不適応が長期に渡り続いた事によるうつ状態と診断され、このままでは社会に出て人との関わりの少ない職業にしか就けない事が憂慮された。これを受けて、両親、関係職員で面談し、聴覚処理障害に対して専門的施設での検査をすすめ、要請があれば診断はつかなくても必要な支援はしていく事を確認した。その後、医師の診察の上で障害学生支援の対象となり、障害学生支援委員会を経て支援チームが発足し、クラスの全教科担当教員へ支援依頼文書配付となる。	
学生との話し合い	精神的に追い込まれると不眠が続くようになり、その都度、薬物療法等精神科医の介入を受けた。	
支援内容	<p>(1)全教科担当教員への視覚による伝達等の協力要請。 (2)担任による声かけと学習指導。ボイスレコーダー、ノイズキャンセラーヘッドホンの使用許可。 (3)関係職員の定期的な面談と指導。 (4)英語の放課後学習へ参加。 (5)保健室を中心とした健康観察と声かけ。 (6)保護者への情報伝達と協力要請。</p>	
支援内容	医療機関	
学内協議参加部署・機関	委員会、支援担当部署、所属学部・教員、保健管理センター等	
ニーズへの対応	できなかった内容	授業を聞き取れず教室では理解できない為別室で自習したい。
	できなかった理由	場所や専任教員確保の問題。教員との共通理解等の課題。

(3)学生の反応、感想等

<p>その後の入院検査でもまだ確定診断には至っていないが、耳からの情報を記憶する力が更に低下してきている事がわかっていて。進級はできたものの成績は低迷し精神的にも不安定となっている。非常に稀な障害であり、教員間の共通理解を得る事や有効な支援策を見出す事が困難で試行錯誤している。</p>

事例No.24

学生相談、
カウンセリング等

学校基本情報 (平成26年度(2014年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査より)

私立大学	全体の学生数 1~499人	障害学生数 2~5人	対応する委員会 学生委員会	支援担当部署・機関 学生担当
精神障害学生への 実施支援	平成26年度調査時点では、精神障害学生の在籍なし(事例は過去年度のものです)			

(1)支援の申し出

精神障害	適応障害と 思われる	芸術(音楽)	2年次	女	申し出者	本人以外
申し出内容	本人、もしくは保護者からの申し出というよりは、学校側が本人の対人行動に対して異変を感じたため、本人・保護者・学校の三者面談を行なった。					

(2)対応について

申し出を受けた部署	学生担当として保護者に対し、三者面談を行ないたい旨申し出た。
対応の手順	学生生活や対人関係に対する不安から、自分の体を傷つける行為も見られたため、当該学生の話聞いて不安を緩和する手助けになれるよう女性職員をつけ対応した。また、緊張感から過呼吸を起こすこともしばしばあるため、担当教員に対し現在の状況を説明し、適度な休憩・緊張緩和がなされるよう協力依頼を行なった。
学生との話し合い	三者による話し合いでは、当該学生は一貫してうつ向いて話を聞いているだけであったが、担当の女性職員をつけてからは、しばしば相談に来るようになっている。
支援内容	特別な具体的支援は行っていないが、当該学生の現状を本人も学校側も相互に理解し、過度な緊張感を持たないよう指導している。過去の深刻な状況からは脱したようであるが、繊細なバランスの上に成り立っているため、今後の経過を注視する必要がある。
学内協議参加部署・機関	所属学部・教員、学生担当

(3)学生の反応、感想等

<p>少しずつではあるが、感情的にならずに明るくなってきているように感じるが、前述したとおり、感情の微妙なバランスの上に成り立っているようで、一進一退の日々が続くように感じられる。</p>
--

視覚障害 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

■視覚障害・盲

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 4（私立大学）点字受験（特別支援学校より問合せ）-----5

事例No. 6（私立大学）点字受験、別室受験-----7

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 8（私立大学）時間延長、別室受験、点字での出題・解答-----9

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 13（私立短大）別室受験、点字による出題-----14

■視覚障害・弱視

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 17（私立大学）入学前相談等-----18

事例No. 18（国立大学）試験問題・解答用紙の拡大、試験時間延長-----19

事例No. 19（国立大学）拡大鏡、拡大文字問題、明るい試験室等-----20

事例No. 20（私立大学）拡大鏡、拡大読書器、試験問題・解答用紙の拡大等-----21

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 23（私立大学）出身校と連携、試験問題・解答用紙の拡大等-----24

事例No. 25（国立大学）拡大読書器等-----26

授業、試験、移動、施設改修等

■視覚障害・盲

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 1（私立大学）点字携帯情報端末の貸与、点字プリンタ等の設置-----1

事例No. 2（私立大学）点訳、点字携帯情報端末の貸与、キャンパス歩行訓練等-----2

事例No. 3（私立大学）全盲学生初めての受入、支援機器の購入等-----4

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 4（私立大学）点訳、ガイドヘルプ、対面朗読、点字ブロック設置等-----5

事例No. 5（国立大学）教職員による支援チームの設置等-----6

事例No. 6（私立大学）支援機器、視覚障害者卓球台の設置等-----7

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 8（私立大学）点訳、テキストデータ化、ガイドヘルプ等-----9

事例No. 9（私立大学）履修登録等の読み上げ、盲人用筆記具の使用等-----10

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 10 (私立大学) ガイドヘルプ、支援学生(図表説明等)の配置等 -----11

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 11 (私立大学) テキストデータ化、対面朗読室の設置等 -----12

事例No. 12 (私立大学) 講義・定期試験でのパソコン使用許可、点訳等 -----13

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 13 (私立短大) 点訳専門員の配置、支援機器室の設置等 -----14

事例No. 14 (私立短大) 点字板・ICレコーダーの使用許可、座席指定等 -----15

■視覚障害・弱視

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 15 (国立大学) 単眼鏡・ICレコーダー・タブレットの使用許可等 -----16

事例No. 16 (国立大学) チョーク・ホワイトボードマーカーの配慮等 -----17

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 17 (私立大学) 入学前相談、学内移動・受講練習等 -----18

事例No. 18 (国立大学) 教材の拡大、ノートテイク等 -----19

事例No. 20 (私立大学) 座席配慮、板書配慮、教材の拡大等 -----21

事例No. 21 (私立大学) ガイドヘルプ、テキストデータ化、板書読み上げ等 -----22

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 23 (私立大学) 要約筆記、テキストデータ化等 -----24

事例No. 24 (私立大学) テキストデータ化、試験時間延長、別室受験等 -----25

事例No. 25 (国立大学) タブレット使用許可(無線LANの設置)、拡大読書器貸し出し等 ---26

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 26 (私立大学) 教材の拡大、課題提出期限への配慮等 -----27

進級、卒業、就職、学外実習等

■視覚障害・盲

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 4 (私立大学) ハローワークとの連携等 -----5

事例No. 5 (国立大学) 特別支援学校での教育実習、実習校通勤のガイドヘルプ等 -----6

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 7 (公立大学) 文献検索・収集への支援 -----8

■視覚障害・弱視

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 15 (国立大学) 教育実習校との連携、特別支援学校からのアドバイス等 -----16

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 18 (国立大学) 教育実習校でのガイドヘルプ等 -----	19
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 22 (私立大学) 論文のための図書館での情報収集、文献調査支援等 -----	23
事例No. 24 (私立大学) 留学に関する支援 -----	25
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 27 (私立大学) 看護師試験受験に関する相談等 -----	28

学生相談、カウンセリング等

■視覚障害・弱視

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 26 (私立大学) 修学アドバイザー、カウンセラーとの連携 -----	27
---	----

学外生活 (通学・入寮等)

■視覚障害・盲

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 8 (私立大学) 入寮支援、寮近辺の音響信号機の稼働時間の延長 -----	9
事例No. 9 (私立大学) 入寮支援 (設備整備、ネットワークの設置等) -----	10
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 11 (私立大学) 通学路への点字ブロックの設置 -----	12
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 14 (私立短大) 大学近隣での歩行訓練 -----	15

■視覚障害・弱視

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 17 (私立大学) 中途視覚障害者支援センターに報告 (今後の相談対応依頼) ----	18
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 23 (私立大学) 福祉総合施設を介した視覚障害学生ネットワークへの参加 -----	24

聴覚・言語障害 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

■聴覚・言語障害 聾

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 8（国立大学）研究科教職員が対応 -----37

事例No. 11（国立大学）パソコンテイク等 -----40

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 14（公立大学）情報保障 -----43

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 16（私立大学）センター試験特別措置を適用 -----45

■聴覚・言語障害 難聴

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 24（私立大学）面接時における配慮 -----53

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 27（国立高専）座席配慮 -----56

事例No. 28（私立大学）面接時の手話通訳者の入室許可 -----57

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 33（私立短大）面接時の筆談等 -----62

授業、試験、移動、施設改修等

■聴覚・言語障害 聾

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 1（私立大学）ノートテイク -----29

事例No. 2（国立大学）英語によるディスカッションにおける手話通訳 -----30

事例No. 3（私立大学）情報保障者の同席許可、読唇のための座席配慮 -----31

事例No. 4（私立大学）情報保障（ゼミ・実技授業時の手話通訳等） -----32

事例No. 5（私立大学）パワーポイント資料の配付 -----34

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 6（私立大学）手話通訳、ノートテイク、パソコンテイク -----35

事例No. 7（国立大学）パソコンテイク、手話通訳、ipad使用、チューター配置 -----36

事例No. 8（国立大学）パソコンテイク -----37

事例No. 9（私立大学）ノートテイク、パソコンテイク、研究発表支援等 -----38

事例No. 11（国立大学）ノートテイク、パソコンテイク、座席配慮等 -----40

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 13（私立大学）ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳 -----42

事例No. 14 (公立大学)手話通訳、ノートテイク、補足資料の配付等 -----	43
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 15 (私立大学)スライド講義への配慮、ノートテイク -----	44
事例No. 16 (私立大学)オリエンテーション、ノートテイク、パソコンテイク等 -----	45
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 17 (私立大学)ノートテイク、パソコンテイク、手話通訳 -----	46

■聴覚・言語障害 難聴

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 18 (私立大学)ノートテイク、手話通訳、音声変換装置導入 -----	47
事例No. 19 (国立大学)パソコンテイク用略語表の作成 (各科目の専門用語対応) -----	48
事例No. 20 (私立大学)英語リスニング授業の振替 -----	49
〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 21 (国立大学)FM補聴システムの導入 -----	50
事例No. 22 (国立大学)FM補聴システムの導入、プリント配付 -----	51
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 24 (私立大学)ノートテイク -----	53
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 26 (私立大学)手話通訳、ノートテイク -----	55
事例No. 28 (私立大学)ノートテイク、FMマイク使用許可、板書撮影許可等 -----	57
事例No. 29 (私立大学)座席配慮、FM補聴システムの導入等 -----	58
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 30 (私立短大)ノートテイク、板書時の配慮、筆談、資料配付等 -----	59
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 31 (私立短大)手話通訳、ノートテイク、他学生への自己紹介等 -----	60
事例No. 32 (私立短大)ノートテイク、講義時の話し方の配慮等 -----	61
事例No. 33 (私立短大)手話通訳、FM補聴システムの導入、ノートテイク -----	62
事例No. 34 (私立短大)ノートテイク、パソコンテイク -----	63
事例No. 35 (私立大学)ノートテイク、遠隔情報保障 -----	64

■聴覚・言語障害 言語障害のみ

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 37 (私立大学)使用教室配慮、試験時間延長、解答方法配慮等 -----	66
--	----

■重複

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 38 (私立大学)ノートテイク -----	67
-----------------------------	----

事例No. 39 (私立大学) FM補聴システムの導入、ノートテイク等 -----	68
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 40 (私立大学) 講義時のマイク使用、体育実技への配慮 -----	69
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 41 (私立大学) ノートテイク、外灯設置等 -----	70
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 42 (私立短大) 座席配慮、板書撮影許可等 -----	71

進級、卒業、就職、学外実習等

■聴覚・言語障害 聾

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 7 (国立大学) 学外の見学実習時の情報保障 -----	36
事例No. 9 (私立大学) 専門科目にノートテイク、卒業発表時の支援 -----	38
事例No. 10 (国立大学) 教育実習時の情報保障 -----	39
事例No. 11 (国立大学) フィールド研究、教育実習時の配慮 -----	40
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 12 (私立大学) 卒業論文審査会における配慮 -----	41
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 16 (私立大学) 就職支援等 -----	45

■聴覚・言語障害 難聴

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 23 (私立大学) インターンシップ研修 -----	52
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 25 (国立大学) 教育実習時の遠隔情報保障 -----	54
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 31 (私立大学) 学外実習時の手話通訳 -----	60
事例No. 35 (私立短大) 学外実習における配慮 -----	64

学生相談、カウンセリング等

■聴覚・言語障害 言語障害のみ

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 36 (国立大学) 定期的なカウンセリング -----	65
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 37 (私立大学) 継続的な見守り -----	66

■重複

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 38 (私立大学) 自立支援 (ソーシャル・スキル・トレーニング) -----67

学外生活 (通学・入寮等)

■聴覚・言語障害 聾

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 11 (国立大学) 寮の設備改修 (聴覚障害者用屋内信号装置) -----40

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 14 (公立大学) 寮の設備改修 (聴覚障害者用屋内信号装置) -----43

■聴覚・言語障害 難聴

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 18 (私立大学) 寮の設備改修 (聴覚障害者用屋内信号装置) -----47

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 28 (私立大学) 寮の設備改修等 (ペンダント発信機、火災報知機) -----57

肢体不自由 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

■肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 10(私立大学)オープンキャンパス、自己推薦入試	82
事例No. 11(公立大学)座席配慮	83
事例No. 18(公立短大)会場内移動支援	90

■肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 25 (国立大学)オープンキャンパス、専用駐車場、座席配慮等	97
〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 29 (私立大学)座席配慮、解答用紙の拡大、試験時間延長等	102

授業、試験、移動、施設改修等

■肢体不自由 上肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 1 (国立大学)代筆、支援機器の持ち込み許可、試験時間延長等	73
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 2 (私立大学)教材の拡大、パソコンの持込使用許可等	74
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 3 (私立大学)試験時間延長、講義録音許可、解答用紙の配慮等	75

■肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 5 (私立大学)車椅子の移動支援、送迎車の入構許可等	77
事例No. 6(私立大学)代筆補助、授業の進捗状況や課題等の確認	78
事例No. 9 (国立大学)実習配慮 (スタンダップ型電動車椅子) 等	81
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 11 (公立大学)自動車通学、実技科目の配慮等	83
事例No. 12 (国立大学)施設改修 (スロープ、手すり等)、テーブル付車椅子等	84
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 13 (公立大学)扉の施錠に関する配慮	85
事例No. 14 (公立大学)施設改修 (手すり)、座席配慮、遅刻配慮、実技配慮等	86
事例No. 15 (私立大学)施設改修 (トイレ等)、移動支援、食事の配膳支援等	87
事例No. 16 (国立高専)施設改修 (プール)	88

事例No. 17 (私立大学)施設改修 (トイレ) -----	89
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 18 (公立短大)移動支援、座席配慮等 -----	90
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 19 (私立短大)施設改修 (シャワールームの設置、トイレ等) 等 -----	91

■ 肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上	
事例No. 20(私立大学)専用机、専用パソコン、障害者用マウスの貸与等 -----	92
事例No. 21 (私立大学)移動支援、生活介助等 -----	93
事例No. 23 (国立大学)実技配慮、移動支援等 -----	95
事例No. 26 (私立大学)介助者の配置、設備改修 (机、トイレ) -----	98
〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 28 (私立大学)排泄介助のできるトイレの用意等 -----	101
事例No. 29 (国立大学)介助者の配置 (受講、移動、食事等) -----	102
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 30 (私立大学)座席配慮、教室配慮、解答用紙の拡大、ノートテイク等 -----	103
事例No. 31 (国立大学)実技・実習配慮 (TAによる補助等) -----	104
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 32 (私立大学)自動車通学、専用駐車場等 -----	105
事例No. 33 (公立大学)座席配慮、板書撮影許可、解答方法配慮等 -----	106
事例No. 34 (国立高専)介助者の配置、施設改修 (エレベーター・スロープ) 等 -----	107

■ 肢体不自由 他の機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 36 (私立大学)設備改修 (トイレにベッド設置)、移動支援等 -----	109
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 37 (私立大学)遅刻・中途退席の許可、レポート等のパソコン使用許可等 -----	110

■ 重複

〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 38 (国立大学)カーブミラーの設置、段差の解消等 -----	111

進級、卒業、就職、学外実習等

■ 肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 7 (国立大学)長期履修制度の適用 -----	79

事例No. 8 (国立大学)教育実習中の支援学生の配置 -----80

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 10 (私立大学)新入生オリエンテーション (市内観光) での支援 -----82

■ 肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 20 (私立大学)転学部試験 -----92

事例No. 22 (国立大学)ソーシャルワーク実習中の通勤、トイレ介助 -----94

事例No. 24 (国立大学)学外実習での移動支援 (福祉タクシー) -----96

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 30 (国立大学)学外実習での移動配慮 -----103

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 35 (私立大学)新入生合宿での配慮 (宿泊、移動、介助等) -----108

学生相談、カウンセリング等

■ 肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 21 (私立大学)定期的なカウンセリング -----93

学外生活 (通学・入寮等)

■ 肢体不自由 下肢機能障害

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 4 (国立大学)通学バス利用に関する配慮 -----76

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 9 (国立大学)自動車通学の許可、専用駐車場に屋根を設置 -----81

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 16 (国立高専)プール、学生寮の風呂の改修 -----88

〔学校規模〕 500～999人

事例 No. 18 (公立短大)通学バス利用に関する配慮 -----90

■ 肢体不自由 上下肢機能障害

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例 No. 27 (私立大学)通学バス利用に関する配慮 -----100

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 31 (私立大学)車両入構許可、専用駐車場の確保 -----104

■**肢体不自由 他の機能障害**

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 37 (私立大学) 車両入構許可 -----110

■**重複**

〔学校規模〕 2,000～4,999 人

事例 No. 38 (国立大学) 学生寮への入寮 -----111

病弱・虚弱 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

〔学校規模〕 10,000人以上

事例 No. 3（私立大学）〈車椅子〉 自動車入構許可、車椅子介助----- 115

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例 No. 11（公立大学）〈ギランバレー症候群〉 試験時間延長、別室受験等----- 123

事例 No. 12（公立大学）〈特発性後天性全身無汗症〉 座席配慮----- 124

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例 No. 17（国立高専）〈化学物質過敏症〉 アレルギー対応----- 129

授業、試験、移動、施設改修等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 1（私立大学）〈肥大型心筋症〉 実技配慮、使用教室配慮、AEDの設置等 -----113

事例No. 2（私立大学）〈人口肛門・人口膀胱〉 医療機器の保管等 -----114

事例No. 3（私立大学）〈車椅子〉 施設改修（スロープ）、移動支援、座席配慮等 -----115

事例No. 4（私立大学）〈心臓疾患〉 休養室の確保、緊急対応、医療機器の保管等 -----116

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 5（国立大学）ポイントテイカーの配置 -----117

事例No. 6（国立大学）〈先天性筋ジストロフィー〉 施設改修（自動ドア等）等 -----118

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 7（私立大学）緊急対応、医療機器の保管等 -----119

事例No. 9（私立大学）使用教室配慮、介助者の入構許可等 -----121

事例No. 10（私立大学）〈ファロー四徴症〉 欠席配慮、実技配慮等 -----122

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 13（私立大学）欠席配慮等 -----125

事例No. 14（私立大学）〈クローン病〉 ロッカーの貸し出し、用具装着場所の確保 -----126

事例No. 15（公立大学）〈クローン病〉 休養室の確保等 -----127

事例No. 16（国立高専）〈食物アレルギー〉 緊急対応等 -----128

事例No. 17（国立高専）〈化学物質過敏症〉 床ワックスの変更等 -----129

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 20（国立高専）自己注射のための個室の提供等 -----132

事例No. 21（私立大学）〈ウィリス動脈輪閉塞症〉 実技配慮 -----133

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 22（私立短大）〈そばアレルギー〉 社会人対象講座の閉講、除去清掃 -----134

進級、卒業、就職、学外実習等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 2 (私立大学)〈人口肛門・人口膀胱〉 宿泊行事欠席配慮 -----114

〔学校規模〕 1,000~1,999人

事例No. 15(公立大学)転学科に関する支援 -----127

事例No. 16(国立高専)工場見学、遠足等に関する配慮 -----128

〔学校規模〕 500~999人

事例No. 19 (私立大学)就職支援 -----131

学外生活 (通学・入寮等)

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 3 (私立大学)〈車椅子〉 入寮支援、通学バス利用に関する支援 -----115

〔学校規模〕 2,000~4,999人

事例No. 8 (私立大学)海外留学に関する配慮 -----120

〔学校規模〕 500~999人

事例No. 18(公立短大)自動車通学の許可 -----130

発達障害 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 20(私立大学)付き添い許可、別室受験、試験時間延長等 -----154

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 29(私立大学)別室受験等 -----164

授業、試験、移動、施設改修等

■LD

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 1(私立大学)タブレット端末の使用許可、講義録音許可等 -----135

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 2(私立大学)保護者から大学生活、教学面での相談あり -----136

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 3(私立大学)教員への配慮依頼（発表時のサポート等）、カウンセリング -----137

事例No. 4(私立大学)担任による授業内容、提出物等の確認 -----138

■ADHD

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 6(国立大学)障害者手帳取得支援、試験・レポート対応、定期面談等 -----140

事例No. 8(私立大学)提出物遅延、出席配慮等 -----142

事例No. 9(国立大学)講義録音許可、スケジュール管理指導等 -----143

事例No. 11(国立大学)別室受験、休憩室の確保、カウンセリング等 -----145

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 12(国立大学)講義録音許可、学習支援、チューターの配置等 -----146

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 13(国立高専)提出物、課題の確認等 -----147

事例No. 15(私立大学)実習内容の変更等 -----149

事例No. 16(国立高専)実験実習に支援者を配置 -----150

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 17(国立高専)スケジュール管理指導等 -----151

事例No. 18(国立高専)スケジュール管理指導、チューターの配置等 -----152

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 19(私立短大)履修登録支援、連絡事項文書伝達、座席配慮等 -----153

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 20 (私立大学) 修学スキル指導 (履修登録、教室移動、出席管理等) 等 -----154

事例No. 22 (私立大学) 資料の事前配付、講義・実習の撮影許可等 -----157

〔学校規模〕 5,000~9,999人

事例No. 23 (私立大学) 個別指導、内容理解の個別確認等 -----158

事例No. 24 (私立大学) 配慮依頼配付、授業の進行手順に関する文書等 -----159

事例No. 25 (国立大学) 個別指導、学習補助、提出期限延長、履修相談等 -----160

事例No. 26 (国立大学) 支援者の授業同席、実験・演習配慮 -----161

〔学校規模〕 2,000~4,999人

事例No. 27 (私立大学) 配慮依頼文書の配付 -----162

事例No. 28 (私立大学) 履修登録支援、スケジュール管理指導 -----163

事例No. 29 (私立大学) 出身校の指導計画書の引継ぎ -----164

〔学校規模〕 1,000~1,999人

事例No. 30 (私立大学) パニック時の対応等 -----165

事例No. 32 (国立高専) 実技・実習配慮、パニック時の対応等 -----167

進級、卒業、就職、学外実習等

■ADHD

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 5 (私立大学) 留年対応 (ポイントテイク) -----139

〔学校規模〕 5,000~9,999人

事例No. 6 (国立大学) 進路指導等 -----140

事例No. 7 (国立大学) 進路指導等 -----141

事例No. 8 (私立大学) 留年、卒業に関する支援 -----142

事例No. 10 (国立大学) 編入学、転学に関する相談対応 -----144

事例No. 11 (国立大学) 就労支援 -----145

〔学校規模〕 2,000~4,999人

事例No. 12 (国立大学) 卒業支援 -----146

〔学校規模〕 1,000~1,999人

事例No. 15 (私立大学) 就職活動支援、カウンセリング -----149

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 21 (国立大学) 就職支援 (ハローワーク等と連携) -----156

事例No. 22 (私立大学) 共用試験 (OSCE, CBT) に関する配慮 -----157

〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 25(国立大学)単位取得、卒業支援	160
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 31(公立大学)単位認定、卒業要件	166
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 35 (私立短大)転科支援 (資格取得適性の検討等)	170

学生相談、カウンセリング等

■LD

〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 4 (私立大学)定期面談 (半期に一度)	138

■ADHD

〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 6 (国立大学)定期面談 (生活改善、社会的スキル指導等)	140
事例No. 7 (国立大学)定期面談、メール・来室相談等	141
事例No. 8 (私立大学)カウンセリング (自己管理、生活指導等)	142
事例No. 9(国立大学)スケジュール管理指導等	143
事例No. 10発(国立大学)編入学、転学、休退学手続き等	144
事例No. 11(国立大学)定期コンサルテーション、カウンセリング	145
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 13(国立高専)カウンセリング (月1回程度)	147
事例No. 14 (私立大学)パニック時の対応	148
事例No. 15 (私立大学)カウンセリング (心理検査等)	149
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 17(国立高専) スケジュール管理指導、面談等	151
事例No. 18(国立高専)スケジュール管理、生活指導、カウンセリング	152
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 19(私立短大)定期面談、音読トレーニング等	153

■高機能自閉症等

〔学校規模〕 10,000人以上	
事例No. 21(国立大学)特性理解のサポート、コミュニケーションの練習等	156
〔学校規模〕 5,000～9,999人	
事例No. 23(私立大学)発達障害者同士の話し合いグループの紹介	158
事例No. 24(私立大学)学生相談室の定期利用	159
事例No. 25(国立大学)定期面談 (自己理解のサポート等)	160

事例No. 26(国立大学)面談等	161
〔学校規模〕 2,000～4,999人	
事例No. 27(私立大学)信頼関係の構築	162
事例No. 28(私立大学)生活指導等	163
事例No. 29(私立大学)心理カウンセリングセンターの利用等	164
〔学校規模〕 1,000～1,999人	
事例No. 30(私立大学)面談、パニック時のサポート等	165
事例No. 32(国立高専) カウンセリング等	167
〔学校規模〕 500～999人	
事例No. 33(公立大学) カウンセリング等	168
〔学校規模〕 1～499人	
事例No. 34(私立短大) カウンセリング等	169

学外生活 (通学・入寮等)

■ LD

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 4(私立大学)入寮に関する個別指導	138
-------------------------	-----

精神障害 索引

入学者選抜等（受験上の配慮を含む）

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 9（私立大学）（ナルコレプシー）別室受験、薬の服用等 -----	179
〔学校規模〕 2,000～4,999人 -----	
事例No. 11（公立大学）（性同一性障害）服装、トイレ等 -----	181
事例No. 12（私立大学）（チック障害）別室受験 -----	182

授業、試験、移動、施設改修等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 1（国立大学）（解離性障害、身体表現性障害）欠席配慮、緊急時対応等 -----	171
事例No. 3（国立大学）（記憶障害）講義録音許可、講義後の質問への配慮 -----	173
事例No. 4（国立大学）（記憶障害）模擬授業の実施等 -----	174
事例No. 5（国立大学）（性同一性障害）通称使用、服装、トイレ等 -----	175

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 6（私立大学）（過敏性腸症候群）授業の途中退室への配慮、別室受験 -----	176
事例No. 7（国立大学）（統合失調症）授業への同席等 -----	177

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 10（私立大学）（ナルコレプシー）遅刻・欠席への配慮、別室受験等 -----	180
事例No. 12（私立大学）（チック障害）症状への配慮（教員、学生） -----	182
事例No. 13（私立大学）（高次脳機能障害）症状への配慮願 -----	183
事例No. 14（私立大学）（高次脳機能障害）座席配慮、講義録音許可等 -----	184
事例No. 15（私立大学）（反復性過眠症）症状への配慮願 -----	185
事例No. 16（私立大学）（高次脳機能障害）履修相談、単位の確認等 -----	186

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 17（公立大学）緊急時対応、休憩室の確保 -----	187
事例No. 19（私立大学）（パニック障害）欠席配慮、緊急時対応 -----	189
事例No. 21（国立大学）（高次脳機能障害）教材の配付、板書撮影許可、講義録音許可等 ---	191

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 22（私立大学）（統合失調症）症状への配慮、休憩室の確保等 -----	192
事例No. 23（国立高専）（言語性記憶障害）視覚による伝達、学習指導等 -----	193

進級、卒業、就職、学外実習等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 2（国立大学）（性同一性障害）学外教育機関での合宿 -----	172
事例No. 3（国立大学）（高次脳機能障害）就職指導 -----	173

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 8 (私立大学) (音刺激に過敏) 就職支援 -----178

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 13 (私立大学) (高次脳機能障害) 就職支援 -----183

学生相談、カウンセリング等

〔学校規模〕 10,000人以上

事例No. 4 (国立大学) (高次脳機能障害) 定期面談 (生活上の混乱について等) -----174

〔学校規模〕 5,000～9,999人

事例No. 6 (私立大学) (過敏性腸症候群) 定期面談 -----176

事例No. 7 (国立大学) (統合失調症) SST (社会的スキル指導) -----177

〔学校規模〕 2,000～4,999人

事例No. 13 (私立大学) (高次脳機能障害) カウンセリング (対人関係トレーニング等) ---183

事例No. 16 (私立大学) (高次脳機能障害) 定期面談 (月1回程度) -----186

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 17 (公立大学) (不安障害) 面談 (専門医への受診の勧め) -----187

事例No. 18 (私立大学) (性同一性障害) 保健室対応 (要配慮事項の都度) -----188

事例No. 19 (私立大学) (パニック障害) 保健センター対応 (悩み相談) -----189

事例No. 20 (国立高専) (場面緘黙症) カウンセリング (会話訓練) -----190

〔学校規模〕 500～999人

事例No. 22 (私立大学) (統合失調症) カウンセリング (週1回) -----192

事例No. 23 (国立高専) (言語性記憶障害) 面談 (専門機関受診の勧め等) -----193

〔学校規模〕 1～499人

事例No. 24 (私立大学) (適応障害) 担当職員による相談対応 -----194

学外生活 (通学・入寮等)

〔学校規模〕 1,000～1,999人

事例No. 19 (私立大学) (パニック障害) 課外活動中の緊急対応等 -----189

体制・取組等 索引

支援体制、制度等

〔学校規模〕 10,000人以上

視覚障害・盲 事例No. 2 (私立大学)入学前支援メニュー -----	2
視覚障害・盲 事例No. 3 (私立大学)全盲学生初めての受入における体制構築 -----	4
視覚障害・弱視 事例No. 16 (国立大学)合意内容の文書化 -----	17
肢体不自由・上下肢機能障害 事例No. 25 (国立大学)オープンキャンパス -----	97
発達障害・高機能自閉症等 事例No. 21 (国立大学)キャンパスソーシャルワーカー -----	156
発達障害・高機能自閉症等 事例No. 22 (私立大学)診断書の提出 -----	157

〔学校規模〕 5,000～9,999人

聴覚・言語障害・聾 事例No. 7 (国立大学)個別支援チームの設置 -----	36
聴覚・言語障害・聾 事例No. 11 (国立大学)個別WGの設置 -----	40
肢体不自由・下肢機能障害 事例No. 7 (国立大学)長期履修制度の適用 -----	79
発達障害・高機能自閉症等 事例No. 26 (国立大学)障害学生支援制度 -----	161

〔学校規模〕 2,000～4,999人

発達障害・ADHD 事例No. 12 (国立大学)情報共有(専用メールアドレス) -----	146
発達障害・高機能自閉症等 事例No. 29 (私立大学)出身校指導計画書の引継ぎ -----	164

〔学校規模〕 1,000～1,999人

肢体不自由・上下肢機能障害 事例No. 33 (公立大学)情報共有(メーリングリスト) -----	106
発達障害・ADHD 事例No. 13 (国立高専)個別支援チームの編成、改編 -----	147
発達障害・ADHD 事例No. 16 (国立高専)個別WGの設置 -----	150

〔学校規模〕 500～999人

発達障害・ADHD 事例No. 18 (国立高専)個別支援チームの設置 -----	152
---	-----

〔学校規模〕 1～499人

視覚障害・盲 事例No. 13 (私立短大)専門員(コーディネーター兼点訳者)の配置 -----	14
--	----

支援、理解啓発の取組

〔学校規模〕 10,000人以上

聴覚・言語障害 難聴 事例No. 19 (国立大学)パソコンテイク用略語表の作成 -----	48
聴覚・言語障害 難聴 事例No. 19 (国立大学)パソコンテイク用略語表の作成 -----	48
肢体不自由・上下肢機能障害 事例No. 24 (国立大学)交通機関利用レポートの作成 -----	96

〔学校規模〕 5,000～9,999人

視覚障害・盲 事例No. 8 (私立大学)寮生全員対象のアイマスク体験 -----	9
聴覚・言語障害 難聴 事例No. 23 (私立大学)学内インターンシップ研修 -----	52
肢体不自由・下肢機能障害 事例No. 5 (私立大学)学内車椅子マップの作成 -----	77

〔学校規模〕 2,000～4,999人

聴覚・言語障害・難聴 事例No. 25 (国立大学)教育実習時の遠隔情報保障 -----54

〔学校規模〕 1,000～1,999人

視覚障害・盲 事例No. 10 (私立大学)学習支援に関する教員マニュアル -----11

〔学校規模〕 1～499人

聴覚・言語障害・難聴 事例No. 32 (私立短大)全教員に支援ガイドを配付 -----61

聴覚・言語障害・難聴 事例No. 36 (私立大学)ノートテイク養成講座(全教職員) -----65